

官報
号外

平成八年六月十日

○ 第三百三十六回 参議院會議錄第二十五号

平成八年六月十日（月曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第三十七号

十成八年六月十日

午前十時開議

第一 商業的造船業における正常な競争条件に
関する協定の締結について承認を求めるの件

(衆議院送付)

第二 商標法条約の締結について承認を求める
の件（衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長（斎藤十朗君）これより会議を開きます。

この際、日程に追加して

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健

平成八年六月十日 参議院會議録第二十五号

案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案、以上六案について提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長（斎藤十朗君）御異議ないと認めます。久保大蔵大臣。

〔國務大臣久保君登壇、拍手〕

○國務大臣(久保巨君)　ただいま議題となりまし
た特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進
等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健
全性確保のための関係法律の整備に関する法律
案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案
及び預金保険法の一部を改正する法律案についま
して、その趣旨を御説明申し上げます。

金融は、経済全体にとっていわば動

る役割を担っており、信用秩序の維持、預金者保護に万全を期しつつ、住宅金融専門会社をめぐる問題に象徴される金融機関の不良債権問題の早期解決を図ることは、我が国経済が今後持続的発展を遂げていく上で不可欠の前提であります。同時に、金融機関の不良債権問題の再発防止を図るために、本格的な金融自由化時代にふさわしい、自己責任原則と市場規律に立脚した透明性の高い、新しい金融システムを早急に構築する必要があります。

あります。

このため、政府といたしましては、これらの法律案を提出することとした次第であります。

まず、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、関係当事者による処理が極めて困難となっている住宅金融専門会社の債権債務の処理を促進し、信用秩序の維持と預金者の保護等を図るため、緊急の特例措置として、預金保険機構の業務の特例及び国の財政上の措置等を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、預金保険機構は、住専から貸付債権等を譲り受け、その回収等を行うことを目的とする債権処理会社を設立するため出資することとしております。

第二に、預金保険機構は、

から貸付債権等を譲り受ける対価をもってしてもなお不足する住専の債務処理の財源として、政府の補助金により同機構に緊急金融安定化基金を置き、同基金から、同会社に対し助成金を交付することができるとしております。また、同会社が譲り受けた貸付債権等については、極力損失が生じないよう努める所存であります。仮に損失が生じた場合には、当該損失の二分の一に相当する金額について、政府は同機構に補助金を交付することができるとし、同機構は同会社に対し助成金を交付することができるとしてあります。なお、これらの場合において、同会社は、回収が進み利益が生じたときは、同機構を通じて国

庫へ還元することとしております。

第三に、預金保険機構は、債権処理会社の円滑な業務の遂行のために必要があると認めるときは、金融機関等の拠出金による金融安定化拠出基金から、同会社に対し助成金を交付することができることとしております。

第四に、債権処理会社及び預金保険機構は一体

となつて、強力な債権回収及び損害賠償請求権の行使を含む関係者の責任追及を行うこととしております。このため、同機構に対し罰則で担保された財産調査権を付するとともに、回収が困難な事案については、同機構がみずからその取り立てを行うことができることとする等の措置を講ずる

その他、政府の預金保険機構への出資に関する規定の整備等、所要の措置を講ずることとしております。

次に、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、金融機関等の経営の健全性を確保する必要性にかんがみ、信用協同組合等の協同組織金融機関における監査体制の充実、金融機関の経営の状況に応じとるべき監督上の措置に関する規定の整備等、所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、信用協同組合等の協同組織金融機関について、監事の権限等を強化するとともに、員外監事の登用、外部監査制の導入によりその監査体制の充実を図るほか、信用協同組合の役員等の兼職等を原則として禁止することとしております。

第二に、自己資本の充実の状況に応じ、大蔵大臣等が監督上必要な措置を命ずることができるとしております。

その他、金融機関相互間における営業譲渡等ができる範囲の拡大や金融機関等のトレーディング取引への時価会計の導入を図ることとしております。

は案について御説明申し上げます。

本法草案は、経営が重大な危機に陥つた金融機関について、預金者等の権利の実現を確保しつつ、更生手続及び破産手続の円滑な進行を図ることを目的として、金融機関の特殊性を踏まえたこれらの手続の特例等を設けるものであります。

議事日程追加の件
金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の改正等に関する法律案、預金保険法の改正等に関する法律案（趣旨説明）

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（趣旨説明）

以下、その大要を申し上げます。

第一に、協同組織金融機関について更生手続を行うことができることとしております。

第二に、金融機関の破綻時の処理を適時適切に開始する観点から、監督庁は更生手続及び破産手続の開始の申し立てができることとしております。

第三に、預金者等の権利の実現を確保しつつ、更生手続及び破産手続の円滑な遂行を図るため、預金保険機構が預金者等のためにこれらの手続に属する行為をすることとしております。

その他、所要の措置を講ずることとしております。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関の適時適切な処理を図るため、預金保険機構の業務の拡充を図るとともに、今後五年間に信用協同組合等の経営が破綻した場合における同機構が行う資金援助の特例を設ける等、所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、預金保険制度の整備拡充に関する事項として、保険金の支払いがなされる場合に、預金保険機構が保険対象外の預金等に係る債権を買い取る制度を設ける等、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、預金保険機構は、今後五年間の特例業務として、保険金の支払いに要すると見込まれる費用を超える資金援助等ができることとするともに、金融機関から特別保険料を徴収することとしております。

第三に、預金保険機構は、当分の間、信用協同組合の破綻処理を円滑に行うための特例業務として、破綻信用組合から譲り受けた事業の整理等を行うことを主たる目的とした一の銀行と協定を締結し、これに対する出資や債務保証を行うとともに、当該銀行が引き継いだ貸付債権等の円滑な回

収を図るため、債務者の財産調査や取り立てを行うことができること等としております。

第四に、政府は、信用協同組合の破綻処理に関する特例業務のために預金保険機構が行う資金の借入れに係る債務について保証できることとする等、所要の措置を講ずることとしております。

以上、提案の四法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。（拍手）

○議長（斎藤十朗君） 大原農林水産大臣。

（国務大臣大原一三君登壇、拍手）

○国務大臣（大原一三君） ただいま議題となりました農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

農水産業協同組合貯金保険制度については、最近における金融環境の変化に対処して、貯金者等の保護と信用秩序の維持に万全を期するため、農協、漁協等が経営困難に陥った場合における対応措置が適時適切に講じられるよう制度を改善することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、農協、漁協等に保険事故が発生した場合に、機構は、貯金者等の有する貯金等債権を買い取ることができることとしております。

第二に、農協、漁協等が経営困難に陥った場合に機構が行う資金援助の対象として、信用事業の全部譲渡を追加することとしております。

第三に、今後五年間の時限的な措置として、機構が行う資金援助及び貯金等債権の買い取りについての特例措置を講ずることとしております。

第四に、漁協から信用事業を譲り受けた漁業協同組合連合会を、貯金保険の適用対象として追加することとしております。

以上、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申

し上げた次第であります。（拍手）

○議長（斎藤十朗君） 衆議院議員永井哲男君。

（衆議院議員永井哲男君登壇、拍手）

○衆議院議員（永井哲男君） ただいま議題となりました特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案につきまして、提出者を代表して、趣旨及びその内容の概略を御説明申し上げます。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案の施行に伴い、特定住宅金融専門会社の債権の回収を迅速かつ的確に行うためには、当該特定住宅金融専門会社が有する債権の時効を一定期間停止する等の措置をとることが強く求められております。

こうした事態にかんがみ、この法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

まず第一に、特定住宅金融専門会社がこの法律の施行の日において有する債権については、同日以後、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法に規定する指定期間の終了する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、時効は完成しないこととしております。

第二に、特定住宅金融専門会社が解散したときは、当該特定住宅金融専門会社が有する根拠当権の担保すべき元本は確定することとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨及びその内容の概略であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君） ただいまの趣旨説明に對

し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。前田勲男君。

（前田勲男君登壇、拍手）

○前田勲男君 私、自由民主党を代表して、先ほど趣旨説明のありました住専処理法案及び金融関連五法案について、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

冒頭、中国政府は八日、地下核実験の実施を発表いたしました。これは包括的核実験禁止条約の交渉のさなか唯一強行に及んだものであり、総理は、実験直後の遺憾表明のみならず、今後あらゆる機会をとらえて中国に対して厳正に厳重に抗議すべきことを強く要請をいたし、総理の御見解を求めるものであります。

本国会は、巷間、住専国会と言われるほど住専処理問題をめぐり紛糾し、衆議院の予算審議の長期空転等により五十日間に及ぶ暫定予算を余儀なくされた上に、住専処理法案を初め金融関連法案が会期末間近の七日にようやく参議院に送付されてきたという事態を迎えております。

この間、我々は、党利党略を離れ、国民の目線で予算案を審議し、証人喚問等を通じて母体行、住専、借り手等の責任を追及するとともに、預金者の保護と金融システムの安定化の見地に立ち、住専処理に伴う国民の負担を可能な限りなくするように協議を重ね、意見の集約に努めてまいりました。残念ながら参議院の本会議の決議として実現できなかったものであります。参議院と与党三党として、五月十三日、総理に対し、三項目を申し入れた次第であります。

六月六日、衆議院の住専処理法案及び金融関連法案の特別委員会可決に当たって与党三党の声明文が出されましたが、これは、金融機関の新たな寄与等については我がが一カ月前に総理に申し入れた趣旨と同様なものであり、しかもその具体的詰めはこれからでありまして、まだまだ大きな課題が残っております。我々はこれから鋭意審議を進めていくつもりであります。

衆参両院での予算審議を通じて母体行責任が大
きく浮かび上がり、金融機関の追加負担を求める
国民の声が一層高まってきている中、我々参議院
が大局に立つて改めて金融機関へ具体的な要請を
強力に行うよう最大限の尽力をなすべきであります。

つきましては、まず五月十三日の参議院の与党
三党の総理への申し入れについて、総理はどのよ
うに受けとめこの一カ月間対応されてきたのか、
総括的にその辺の事情をお伺いいたします。

バブル崩壊による経済社会的影響は多岐にわた
り、特に国民の資産価値が低下し、今や超低金利
により老後のための蓄えさえも当てにならないく
なっております。

日銀が先日発表した金融白書によりますと、近
年の金利低下が家計部門、金融機関等へ与えた影
響を分析したしておりますが、これによると、家
計部門の純利子所得が九四年度に四・一兆円減
少、九五年度もさらに二・六兆円減少してありま
す。

このことは、超低金利により生活者から金融機
関等へ毎年数兆円近くも所得移転がなされている
と言われたことを明確に裏づけるものでありま
す。他方、信用組合等経営破綻、住専問題等が影
響して、農協や中小金融機関の預金が減少し、大
銀行や郵貯へシフトする動きが出ております。

住専における母体行責任、紹介融資問題等に加
えて、大銀行を初めとする金融機関にはこのよう
な国民生活にもいろいろ影響を及ぼす大きな経済
的、社会的責任があることは明らかであります。
これを十分踏まえて国民負担の軽減に極力努力を
するのが金融機関本来の姿であると考えますが、
この問題について総理の御所見を求めたいと存じ
ます。

我が国の預金量は約八百兆円と、G7の他の先
進六カ国の預金量には匹敵するガリバー的な規
模を誇っており、世界金融市場に及ぼす日本のこ
の不良債権の影響はまことに甚大であります。そ

れであるからこそ、不良債権の象徴としての住専
の早期処理が国際公約までになり、世界から注視
されておるところであります。

巨額の預金量を有する日本の大銀行が、アメリ
カ金融市場で不祥事を起こしたり、国内では乱脈
経営による破綻が連続し、刑事事件に発展する
等、いわゆる護送船団方式の中で自己責任原則を
忘れたモラルハザードは目を覆いたくなるような
状況を呈するに至っております。

かてて加えて、高給をばみ、リストラも不十分
なままで、しかも大口借り手が今ものうのうとし
ている状況にあります。これらのツケを何の反省
もなく国民に回そうとすることに国民の真の怒り
があるのであります。

先日、全国銀行協会連合会会長の発言に対して
官房長官が、思いがっている、庶民の気持ちがあ
ちつともわかっていないと怒りを爆発され、先月
三十日に全銀協会会長は蔵相に陳謝をする一幕があ
りました。

六月四日、衆議院の参考人質疑で全銀協会長
は、新たな寄与について、「私としては、いい案
が見つかるともならず検討を進める可能性が生まれ
ると考えておりますが、業界の事情も考えると、
乗り越えるべき課題も多いというのが率直な感じ
でございます」と答えて、全面拒否から姿勢が若
干柔軟になった感じがいたしました。

この乗り越えるべき課題とは、株主代表訴訟と
中小金融機関の負担能力問題等のことであるよう
であります。この点について、今までの判例、
中小金融機関と大銀行との体力格差の分析等を十
分に踏まえて、これらに対応し得る政府の要請、
見解を含めた声明の工夫や具体的な対策を検討す
べきと考えますが、法務大臣並びに大蔵大臣の方
針を伺います。

住専処理予算六千八百五十億円については、金
融システムの安定化を図ることが主たる目的とな
っておりますが、実質的には、経営基盤の弱い
農協や中小金融機関の経営破綻を防ぎ、これら預

金者の保護を図ることにあります。

このところの説明が明確でなかったために国民
の御理解がまだ不十分のままとなっており、単
なる責任論だけではなく、預金者保護等も踏ま
えてオールジャパンで新たな寄与を求められれ
ば、農林系統金融も当然のこととして努力をして
いただかなければなりません。

さきの参考人の質疑の中で、全国農協中央常
務理事は、農協系の追加負担について、後日誠意
を持って対応しますと答えておりますが、これら
の点について農林水産大臣の御見解を賜ります。

責任追及については、既に国税当局、刑事当局が
一部捜査に着手をしておりますが、一層の徹底的
な摘発が強く求められております。また、住専処
理に伴う債権回収、損害賠償請求について、迅速
かつ徹底的に行うために債権回収機構の早期体制
整備が望まれているとともに、特に回収困難事案
の処理に当たりますと、資産隠し、詐害行為等の
摘発に関係機関が連携を強めて取り組むことが肝
要であります。

次に、預金保険法改正案等金融四法案について
伺います。

金融自由化に伴う市場規律に基づく新しい金融
システムを構築していくために、ディスクロー
ジャーの徹底、適正なリスク管理、破綻処理の迅
速化、多様化等を進めることが必要であります。
そのために、金融関連法案により五年間で金融シ
ステムを健全化していくことは適切な対応である
と考えますが、問題は、今までの護送船団方式か
らいかに決別し、金融機関、預金者ともに自己責
任原則を確立していくかにあります。

早期は正措置について、どれだけ客観的に基準
を的確に設定できるか、リスク管理にしても金融
機関の内部監査体制を果たして十分に整備できる
のか、また、預金保険機構は、七倍に大幅アップ
する保険料を実質的に負担する預金者の代理とし
てその機能をどのように向上させ、万全の体制を

整備していけるのか、これらの問題について十分
に留意した運営がなされてこそ初めて二十一世紀
に向けた新しい金融システムが再構築されると考
えますが、大蔵大臣はどのような対応方針で臨ま
れるのか、御答弁をお願いいたします。

不良債権問題、特に住専処理については、先送
りして今日の事態を招いた行政の責任を重く受け
とめ、金融機関への天下りの自衛等について徹底
するとともに、大蔵省を中心とした金融行政につ
いて、新しい金融システムの構築と一体のものとし
て、この際、全面的に洗い直す必要があることは
言うまでもありません。

特に、金融行政と検査・監視体制を分離し、預
金保険機構が預金者の代理として検査のほかに金
融機関の格付等も行うようとして、預金者が選択す
る場合の利便性を高めていく方向を検討していく
必要があるのではないかと存じます。

また、財政政策に加え金融政策の責任を大蔵省
に持たせることについては、既にかなり批判的な
意見があり、日銀法の改正による日銀の独立性の
確保を初め、国会への報告の義務づけ、政策委員
会の透明化等のチェックシステムの導入も時期を
区切って早急に検討すべきであります。

さらに、農林系統金融が住専の問題に深く関与
したことから、信用組合のずさん融資による経営破綻
が連続発生していること、ノンバンク不良債権が
大きな問題となっていること等にかんがみ、金融
全般を一元的に監視する金融監査機関の具体的構
想も検討していくべきと思っております。

農林系統金融の改革で問われているのは、農協
金融のあり方そのものであります。自助、自己責
任、公正などの協同組合原則に立ち戻って議論さ
れなければなりません。内部留保を多く持つこと
はできない仕組みの農協金融の将来展望につい
て、今こそ真剣に考えなければならぬときであ
ります。農協金融の存在意義はどこにあるのか、
今後、金融システム全体の中でどう位置づけ、ど
う発展させていくべきか、今こそ真剣に考えらる

きに来ているのであります。

日本経済の大動脈たる金融について、その行政のあり方をどうするかという重大な問題であります。総合的に検討を要し、今、簡単に具体的な話のできる段階ではないと思いますが、以上四点について、検討の方向だけでも大蔵大臣並びに農林水産大臣にお伺いしたいと存じます。

景気は大分明るさを増してまいりました。雇用等、まだ厳しい問題があり、景気を本格的な回復軌道に乗せるためには、不良債権の重荷をできるだけ早く軽くしていくことが重要であります。

総理が外交に大きな成果を上げられ、経済等の内政に真剣に取り組んでおられることに国民の期待が多く集まり、最近の内閣支持率が五十数%と大幅に回復しております。

総理、ここは住専処理、金融行政の改革等に自信を持って強力なリーダーシップを発揮されるように願うとともに、二十一世紀を見据えた今後の金融行政の理念、あるべき姿の実現に向けた総理の御決意を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 前田議員にお答えを申し上げます。

まず、中国の核実験に関する御意見がございました。

我々としては、これは極めて遺憾なことであり、八日、核実験を行ったとの報を知った直後、私からも談話を出し、同日、池田外務大臣から武大偉・在京中国臨時代理大使に対して申し入れを行いました。中国がこれ以上核実験を繰り返すことがないよう、また、C T B T交渉の早期妥結に貢献するように、今後あらゆる機会をとらえながら要請をしていきたいと考えております。

次に、先般、五月十三日に与党三党からいただきました、住宅金融専門会社の処理に関する申し入れにつきましては、政府としても、その趣旨を真摯に受けとめながら最大限の努力をいたしているところであります。

なお、関係金融機関などによる新たな寄与の問題につきましては、今後とも、結果としてできる限り国民負担の軽減につながるよう、関係金融機関等の自主的かつ真剣な取り組みを促しているところであります。

また、政府としては、住専処理機構を一日も早く設立し、あらゆる手段をもって債権回収と責任追及に取り組んでまいり所存でありまして、そのためにも関係法案の一日も早い成立を心から願う次第であります。

次に、金融機関による国民負担の軽減についてのお尋ねでございます。

金融機関は、その公共性にかんがみ、すべての預金者の利益を守るために金融システムの安定性を確保に努めるなど重い社会的責任があることは、議員御指摘のとおりであります。

このため、政府としては、住専問題に関する国民の皆様の御理解を深めていただく観点からも、系統金融機関を含む関係金融機関などに新たな寄与を求め、結果として国民の負担をできる限り軽減するよう努力してまいり所存であります。

次に、住専処理、金融改革への取り組みについてのお尋ねがございました。

金融は経済の動脈ともいふべき重要な役割を果たしており、景気回復を確保するものとするためにも、住専問題を初めとする不良債権問題をできるだけ早期に解決し、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基軸とした金融システムを新たに構築していく必要があると考えております。

政府といたしまして、そのための方策を盛り込んだ関連法案を早期に成立させていただき、住専処理や透明性の高い新しい金融行政の実現に全力を尽くしてまいりたいと存じます。

二十一世紀を見据えた金融行政の理念についてのお尋ねがございました。

これまでの金融行政に対するさまざまな御批判を真摯に受けとめながら、金融行政の手法を見直し、新しい金融システムを構築していくために、

先ほども申し上げましたように、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い行政を行っていくことを基本原則としていくことが重要だと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣久保亘君登壇、拍手)

○国務大臣(久保亘君) 関係金融機関等による新たな寄与についてのお尋ねでございましたが、住専を消滅させるための損失処理に要する財政負担につきましては、徹底した債権回収と責任追及を図るとともに、国民の皆様の御理解を深めていただく観点から、系統金融機関を含む関係金融機関等に新たな寄与を求め、結果として国民の負担をできる限り軽減するよう努力してまいります。このため、関係金融機関等と協議し、中小金融機関の負担能力問題等も踏まえつつ、できる限り速やかに具体化を図ってまいりたいと考えております。

新しい金融システムについてであります。金融機関の経営の健全性を確保するための監督手法として導入しようとしている早期是正措置に関しましては、基本的には、自己資本比率を基準とした客観的なルールに基づく措置命令についての明確化を図り、金融行政の透明性を高めるためのものであります。なお、その際、金融機関の資産内容の自己査定における外部監査の活用を図ることにより、その客観性と実効性を確保することとしたしております。

また、預金保険機構につきましては、今後五年間の限定的措置として預金の全額を保護する特別資金援助等を行うとともに、金融機関の司法上の倒産手続において、預金者の利便を図るため、預金保険機構が預金者を代理する制度の整備等を行うこととしたしております。

いずれにいたしましても、二十一世紀に対応した新しい金融システムを構築していくため、今後金融行政については、自己責任原則の徹底と市

場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い行政を行っていくことを基本原則としていくことが重要と考えております。

金融行政と検査・監視体制の分離についての御質問でございますが、今後の金融行政につきましては、市場原理の貫徹した金融システムを構築していく必要があると考えております。その際、検査は適切な行政を行う手段であることから、その役割が十分に果たせるように留意する必要があります。そのような立場から、これまでの行政のあり方について十分な検討を行い、その反省の上でこれからの新しい金融行政のあり方について改革のための真剣な検討を進めてまいりたいと存じております。

日銀法改正につきましては、現在の日銀法のもとにおいて、日銀の独立性、中立性を尊重した形で運用されており、特に支障となるような問題は発生していないと認識いたしておりますが、中央銀行のあり方は、各国の政治経済体制、歴史的経緯等を反映し、さまざまな特徴を有しているところでありまして、

政策委員会の議事録の公開と政策決定過程の情報開示につきましては、政策委員会が日銀の最高意思決定機関であることにかんがみ、現行法のもとでも可能と考えられますので、その方向で検討すべきものと考えております。

今後、日銀法の改正については、その独立性と透明性の確保の立場から検討を続けたいと考えております。

金融全般を監視する金融監査機構についての御質問でございますが、系統金融行政など各省庁の金融関係行政はそれぞれの行政目的に沿って遂行されておりますので、金融業務を行っているといる一つの側面から金融監査機能を独立した機関に集中することにはさまざまな問題があると考えられ、慎重な検討を行うことが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、関係省庁間の緊密な

〔國務大臣大原一三君登壇、拍手〕

農協系統金融機関の追加負担についてののお尋ねでございますが、農林水産省といたしまして、十分農協系統の意見を聴取していく必要があると考えておりますが、農協系統は、既に金融システムのの一員としてその内部留保、経常利益等から見て極めて厳しい資金協力を行うこととしていただいております、容易に新たな寄与に応じられない状況にはないと認識しております。

次に、金融監査機関についてのお尋ねであります。その審査能力やリスク管理体制の面で十全でなかったではないかという御指摘を踏まえ、農協システムの健全性の確保、効率化等、事業・組織の再編整備に取り組むこととしております。

農協系統の今後のあり方についてのお尋ねでございますが、金融の自由化や農業を取り巻く情勢の変化に対応していくために、御指摘のとおり、事業・組織の見直しが避けて通ることのできない重要な課題であります。このため、現在、総理大臣の諮問機関である農政審議会において農協系統の事業・組織の今後のあり方について鋭意検討を続けているところであり、その結果を踏まえ、遅くとも来年の通常国会には関連法案を提出できるよう早急に準備を進めていく考えであります。

○国務大臣（長尾立子君） 前田議員にお答えをい

たします。

金融機関等の寄与に関する株主代表訴訟についてのお尋ねでございますが、株主代表訴訟におきましては、取締役の会社に対する善管注意義務違反、忠実義務違反等の違法行為の有無が問題になるうと思います。

このような義務違反の有無は、今般の住専処理問題に関する当該金融機関等の置かれた状況等の諸般の事情を総合して判断されるものと思われませんが、金融システムの安定性を確保する等の観点からの金融機関の寄与については、この点に関する国会における御議論や政府としての考え方等もこの諸般の事情の一つとして裁判所の判断に当たって考慮されるものと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十郎君) 平井卓志君。

〔平井卓志君登壇、拍手〕

○平井卓志君 私は、平成会を代表し、ただいま議題となっております金融関連法案につき、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず、住専処理法案について伺います。

政府の住専処理スキームは、昨年の十二月に発表されて以来、衆参の予算委員会並びに衆議院の金融問題特別委員会においてあらゆる角度から議論がなされてまいりましたが、いまだ国民の納得が得られていないのは明白な事実であります。

全く密室で、しかも母体行、農林系金融機関等の当事者間の責任のなすり合いの結果、突如として六千八百五十億円の財政資金投入が決定されたのでありますが、この数字に理論的根拠があるうはずもなく、今回の住専処理策はその第一歩において誤りがあったと言わざるを得ません。

与党三党は、三月に入り国民の批判がおさまらないと見るや、金融機関及び農林系金融機関に対して、七年間でリストラによって財政資金に見合う増収増益を図るとする住専処理追加策を発表しま

母体行、一般行及び農林系金融機関は繰り返し
ぎりぎりの負担であると強調し、政府も苦渋の選
択としております。しかし、その実、参議院での
証人喚問でも五千三百億円の積算根拠を知らない
と答えるほど今回の処理策が政府・与党の協議の
中で生まれた政治的産物であり、そろばんが合わ
なければ税金投入といった論理的整合性のないも
のであると言わざるを得ません。

今回の住専処理が唯一の選択であり、金融システム安定化に資するとする明確な理由をまず総理にお示しただきたいのであります。

また、預金者のいない住専処理への財政資金投入に係る基本的な諸問題も依然解決しておりません。具体的に言えば、法的拘束力のない覚書がどうして住専処理の指針となるのか、住専の再建策

に關与していながら問題の先送りをした大蔵省に責任はないのか、債権回収に伴って發生する二次損失の半分を政府が負担する理由はどこにあるのかなど、官僚の言葉でなく総理みずからの言葉で

これに関連して、今回の政府の住専処理スキームがいかに将来の見通しのない、国民の目を欺く虚構の上に成り立っているのか、まずこの点について伺います。

住専から住専処理機構が引き継ぐ債権六兆七千八百億円のうち、正常債権三兆四千九百億円、回収に時間がかかる債権を二兆五百億円、回収困難な債権一兆三千四百億円と試算しており、これを十五年間かけて回収する計画となっております。

報道によれば、住専処理機構の収支に関する試算が示されておりますが、これによると、九七年から地価が毎年三・五%ずつ上昇し、公定歩合が現在の〇・五%から二・五%程度に上昇した場合でも、十五年後に住専処理機構の損益は約四兆二千億円の赤字になると見通しております。このうち半分は財政資金で賄うこととなっておりますから、約二兆二千億円の財政支出が必要となります。

当初の損失処理に伴う六千八百億円の財政資金と合わせる、約三兆円近い財政支出を求められる可能性があります。この試算がもし誤りだとおっしゃるのなら、大蔵大臣は住専処理機構の損益に関する試算をお示しいただきたいのであります。

次に、政府の答弁によれば、住専処理機構を設立して悪質な借り手を地の果てまで追いかけ債権回収を行っていくとしておりますが、この処理機構がどのような体制となるのか明確になっておりません。東京協和、安全の二信用組合の債権回収が順調に進んでいない例を見ても、本来損失とすべき債権の処理の先送りが債権回収を決定的に困難なものとし、また、不良債権化を進めていくのであります。

政府の案では、債権の回収について預金保険機構と一緒に体制を整備し、協力していくこととなっておりますが、住専処理機構そのものは株式会社であり、特別な権限を持っているわけではなく、会社更生法の管財人のような否認権である

官 報 (号 外)

とか、特別の権限を持っておりません。

政府提出の金融法案の中に金融機関の更生手続の特例法案がありますが、この法案の趣旨は、破綻処理の迅速化及び多様化のため会社更生手続を金融機関にも適用するとあります。これは政府が会社更生法を金融機関に適用するメリットは十分にあることを認めたことにはなりません。我々が提案している会社更生法の適用及びそれを支援する日本版R・T・Cの設立による住専処理策と同様の考え方であり、政府も不透明な住専処理策を捨て、我々のこのような処理策について同調できると考えますが、総理の御見解を伺います。

さらに、強力な管財人の権限を有しない住専処理機構が、今後、預金保険機構とどのように協力して借り手や住専経営者の刑事、民事の責任を追及していくのか、どのような陣容で債権を回収していくのか、その具体像を大蔵大臣に明らかにしていただきたいのであります。

次に、預金保険法改正案について伺います。

この法案には、五年間の時限措置として預金保険機構に信用組合と一般金融機関の破綻に対処するために特別勘定を設定し、特別保険料を徴収するとともに、この信用組合勘定は東京共同銀行を改組した整理回収銀行の処理財源とし、五年後の清算時に不足すれば財政資金で補てんすることとなっております。

まず、預金保険料というものは究極だれが負担しているのか考えなければなりません。一般的に預金保険料は金融機関の経営コストとみなされており、最終的には預金者に転嫁されていると考えます。いたずらに預金保険料をふやし、機構の責任準備金を充実させることにばかり注目していると、この点を見逃してしまします。預金金利が自由化された現在、預金者の得べかりし利益を超えた負担が金融機関の経営維持のために回ることが許されず、適正な負担にとどまらなければなりません。

こうした観点から、保険料が既に四倍に引き上

げられた一般保険料と合わせて七倍に引き上げられることの妥当性はどのように検証されているのでしょうか。大蔵大臣にお伺いいたします。

次に、財政資金投入のスキームは信用組合の破綻に限定されており、銀行など一般金融機関に対してはこの措置はとられておりません。また、今回提出されております農水産業協同組合貯金保険法改正案についても、同様に財政資金投入は予定されておられません。これはいかなる理由に基づくものか、大蔵大臣並びに農水大臣に明確にしたいのであります。

見方によっては、信用組合を除く一般金融機関には責任準備金が多くなってしまふほどの倒産は起きない、また起こさない、つぶすのは信用組合に限定したものという政府の方針を法案に反映させたものとも受け取られかねません。場合によっては、信用組合から他業態へ大きな資金シフトが生ずる懸念もああります。

そして、八年三月期における信用組合の貸出金残高は十七兆四千億円であり、このうち不良債権は約二兆四千万という状況であります。これとあわせて、既に破綻している木津、大阪、山陽、けんみん大和の各信用組合についても特別勘定を使つた処理が行われる方針が示されており、かなりの財政資金が必要になるのではないかと考えますが、政府の試算、見込みについて明らかにしていただきたい。

また、都市部を中心とした信用組合に対し業態転換を促す意見もありますが、金融システムの中で信用組合をどう位置づけていくのか、その必要性、存在意義についてあわせて大蔵大臣に伺います。

さらに、農水産業協同組合貯金保険機構の場合にはこの特別保険料はどの程度の水準になるのか、預金保険機構のそれと異なる水準ならばそれはいかなる理由によるものなのか、農水大臣に伺います。

住専の処理が終わったとしても、今後、農林系

金融機関にはノンバンクへの貸出金処理等多くの問題が山積しているものであります。当面の負担能力ばかりを考慮していると判断を誤るおそれがあります。この点についても農水大臣の見解を求めます。

次に、金融機関の経営の健全性確保法案における早期是正措置について伺います。

これは金融機関の自己資本比率等を基準にランクづけを行い、そのランクに応じてあらかじめ定めた指導を行うものであると言われておりますが、法案では「自己資本の充実の状況によつて」とされているだけであつて、自己資本の定義やどのような指導内容となるのか、その具体的内容は政省令にゆだねられており、経営改善計画や業務停止命令の発動基準が明確になっておりません。

このため、早期是正措置の内容によつては金融当局が各金融機関の生殺与奪の権利を握ることになり、権限を拡大する懸念があります。自己資本比率として不良債権のロス見込み額を差し引いた実質自己資本比率を用いることとなれば、不良債権の査定について裁量の余地が出てくることになり、裁量の余地のない米国の早期是正措置と比較して今回の措置はどのような内容になるのか、金融行政の透明性が求められている現在、客観的な基準を策定することが必要と考えますが、大蔵大臣の答弁を求めます。

以上、金融関連法案について質問してまいりましたが、今、必要なことは、我が国金融システムを抱える不良債権に係る全体処理の原則を確立することにあります。

金融機関が抱える不良債権は、大蔵省の調査でも約三千四百兆七千億円、外国の調査機関には百兆円にも上るとの見方があります。政府は、まず不良債権の全体像とその処理策の原則を示さなければなりません。

もちろん、金融行政の責任も問われずには済みません。不明朗な処理策をつくつた大蔵官僚の責任はもとより、金融行政の転換、さらには大蔵省

の機構改革も避けて通れない問題であります。

不良債権処理については、市場原理に基づき自己責任で処理するという大原則に立ち、国民に開かれた状況の中で行うことが必要であります。住専処理も、この原則に照らし政府の処理策を改めなければなりません。誤つた方式による住専処理は、六千八百五十億円の投入にとどまらず、将来にもっと大きな禍根を残すことを申し上げ、最後に総理に、不良債権の今後の処理原則、今後の金融行政のあり方について明確な見解を求め、私の質問を終わります。（拍手）

（国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手）

○国務大臣（橋本龍太郎君） 平井議員にお答えを申し上げます。

今回の住専処理方策をまとめた理由についてお尋ねがございました。

住専につきましては、我が国の不良債権問題の緊急かつ象徴的な課題となつてきたこと及び関係当事者の意欲と努力だけでは解決を図り得ない状況となつてきたことにかんがみ、国民の皆様様の預金を守るとともに、我が国金融システムの安定の確保を図り、景気回復を確実なものとするなどのための臨時異例の措置として公的資金の投入を含む処理方策を取りまとめたものであり、政府・与党として最善の方策であると考えております。

寛書及び再建策への関与に関する大蔵省の行政責任についてであります。

平成五年の寛書は、大蔵省と農林水産省が住専の再建問題の取り進め方について議論の整理を行い、当事者間の合意形成を促したものであります。また、同じ年の第二次再建計画につきましては、行政当局も必要に応じ相談を受けておりましたが、住専各社の経営は当事者による対応が原則であり、住専各社及び関係金融機関の真剣な協議に基づく合意によつて再建が図られることを期待していたものと理解をいたしております。

いわゆる二次損失の半分を政府が負担する理由についての御質問であります。住専処理機構が

買い取った債権などについて最大限の回収努力を尽くした上で、なお現在以上の損失が発生し、その結果、関係当事者のみで埋め切れない損失が拡大するような場合には、住専処理策が金融システム全体の安定を担保するための施策であることにかんがみまして、政府と民間がともにその二分の一を負担することといたしました。

住専の処理を会社更生法で行うべきではないかとの御質問がありました。

住専七社の事業内容などを考えましたとき、事業自体にそもそも更生の望みがない、見込みがないことなどから、更生手続は使えないと思えます。

また、御提案の日本版RTCにつきましては、特殊法人であり、給与体系、定員の制限を受け、民間活力を生かした業務運営が困難であり、債権回収が非効率となるのではないかと考えております。

なお、更生特例法案におきまして金融機関に更生手続の道を開いておりますのは、破綻金融機関は消滅させるとしても、その事業に更生の見込みがある、また、地域経済の安定のために事業の維持更生を図る必要がある、そうした場合もあり得るといった理由により、更生手続を活用した破綻処理を行うことが適切な場合もあるためであります。

不良債権の今後の処理原則あるいは金融行政という御指摘がございました。

金融機関の不良債権の処理におきまして、まず金融機関自身の自助努力が求められます。そのためには、各金融機関におきまして最大限の合理化などの努力が求められることになると思います。

また、不良債権処理の過程で万一破綻が生じた場合には、現時点においては預金者に直接破綻処理費用の分担を求めることは難しいことから、預金者保護、信用秩序の維持に万全を期すために、今後五年間に限り預金を全額保護し得る仕組みを設けることといたしました。

さらに、今後の金融行政につきましては、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基調とする透明性の高い行政をつくっていくことが重要と考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁をいただきます。(拍手)

(国務大臣久保亘君登壇、拍手)

○国務大臣(久保亘君) 住専処理機構の損益に関するお尋ねでございましたが、住専七社から譲り受けた貸付債権等につきましては、住専処理機構が預金保険機構と一体となつて強力かつ効率的な管理、回収及び処分を行うことにより、現在以上の損失を極力生じさせないよう最大限の努力を行っていく所存であります。

この問題につきましては、損益に影響を与える地価や金利の動向など、今後の金融経済情勢等により左右される不確定要素が大変多いこと、二番目には、貸付債権等の実態を踏まえての住専処理機構としての業務運営方針の検討と切り離して議論することは適当でないことなどから、現段階で具体的なことを申し上げるのは困難であり、今後、住専処理機構が設立され、その体制が整えられていく中で具体的な検討されていくものと考えております。

住専処理機構や預金保険機構による債権回収や責任追及についての御質問であります。管財人の否認権は住専の資産の逸失を防ぐための権限であり、強力な債権回収のために必要なのは、むしろ住専の借り手の資産隠しに対処し、その資産の実態を解明することであると考えております。

このような観点から、預金保険機構に対して、管財人には与えられていない罰則付きの財産調査権を付与し、両機構が一体となって強力な債権回収を行う体制としたところであります。

また、住専処理機構は、住専の保有する損害賠償請求権を未確定のものも含めすべて包括的に譲り受けた後、速やかに過去の取引等を精査した上

で、損害の概要を特定したものであるについて厳しく民事責任を追及することといたしております。さらに、刑事責任の追及につきましても、住専処理機構は、その債権回収に当たり犯罪があると認めるときは、預金保険機構に報告するとともに、告発に向けて所要の措置をとることとしていっております。

なお、こうした強力な債権回収及び責任の明確化に必要な住専処理機構の陣容としては、法務・検察、警察及び国税のOBの参加を求めるほか、法律等の専門家をも結集した特別対策部を設けるとともに、共通・大口・悪質事案への集中的対応のため特別整理部を組織すること等を予定いたしております。

預金保険料の引き上げについての御質問であります。今般の提出法案におきましては、預金者に自己責任原則を問ひ得る環境を整備されるまでの時限的な措置として、今後五年間は預金を全額保護し得る制度を整備することといたしております。

保険料率については、今後生じ得る金融機関の破綻の規模等を予測することは困難であることから、預金保険機構の資金援助が初めて実施された平成四年から七年末までに生じた破綻金融機関の損失額が二兆五千億程度であったことにかんがみ、今後五年間に同程度の破綻処理費用を要する場合には、今後五年間に同程度の破綻処理費用の料率の七倍程度に引き上げることとしております。

いづれにせよ、今般の保険料率の引き上げは、預金者保護、信用秩序維持に万全を期すための必要不可欠な措置と考えております。

政府保証を信用組合の破綻処理に限定することについてのお尋ねでありますが、金融機関の破綻処理は原則として金融システム内の負担により対応すべきものであり、信用組合以外の金融機関については、全体として不良債権額に対して十分な償却財源があること等から、政府保証等特別の制度を用意する必要はないと考えたところであります。

ます。

しかしながら、信用組合については、その経営体力等にかんがみ、預金者等が無用の不安を感じないよう制度的に万全の備えを準備しておく必要があり、このための特別措置として政府保証の制度を用意したところであります。

今後見込まれる財政資金の投入額についてのお尋ねであります。今後の金融機関の破綻を現時点で予測することは困難であります。今後五年間で約一兆円に上る特別保険料を徴収することとして、特別保険料率は今後の特別勘定の損益の状況や金融機関の収益の状況等を踏まえて三年後に見直しを行うこと、信用組合については、仮に現在把握されている不良債権が全額損失となり破綻処理が行われたとしても、他の業態において大規模な破綻が発生しない限りは、基本的には今般の料率の引き上げにより集められる保険料によって対処し得ると見込まれること等にかんがみれば、仮に信用協同組合特別勘定の廃止時において財政支出が必要となる場合でも多額にはならないのではないかと考えております。

信用組合の位置づけについてのお尋ねであります。信用組合は、本来、組合員の相互扶助という基本理念に基づき地域に根差した健全な業務運営を図りつつ、組合員等利用者ニーズに応じたきめ細やかな金融サービスを提供していくことにより、今後とも、地域の中小零細企業、勤労者等の専門金融機関として機能することが期待されていると考えております。

最後に、早期是正措置に関するお尋ねであります。これは金融機関の経営の健全性を確保するため、基本的には自己資本比率を基準とした客観的なルールに基づく措置命令についての明確化を図り、金融行政の透明性を高めるためのものであります。

早期是正措置の発動基準につきましては、米国と同様、客観性を持った指標であるところの自己

資本比率を用いることが適当ではないかと考えておりますが、措置内容等も含めましてその具体的な内容につきましては、今後、金融に関する専門家等から成る検討の場を設け、十分な御議論をいただき、透明性のある形で決定いたしてまいりたいと考えております。（拍手）

（国務大臣大原一三君登壇、拍手）

○国務大臣（大原一三君） 平井議員にお答えいたします。

まず、貯金保険法改正法案において財政資金投入が予定されていない理由についてのお尋ねであります。農協、漁協等については、信用組合の場合と異なり、これまで信用組合のような大型経営破綻の事例が発生していないことに加え、貯金保険制度と相まって既存の相互援助制度による新たな対応も行われること等を踏まえれば、貯金保険法の中に政府保証による借り入れを規定する必要はないと考えております。

次に、貯金保険の特別保険料の水準についてのお尋ねであります。今回新たに設定される特別保険料については、現行保険料水準と同程度とする方向で検討を進めているところであります。

なお、この水準が預金保険と異なるのは、貯金保険における保険金支払い限度、つまり一千万円を超える部分の貯金比率が預金保険に比べて極めて少ないこと等によるものであります。

ノンバンクへの貸し出し等、住専以外の問題についてのお尋ねでございますが、ノンバンクへの貸し付けにつきましては、本年三月末について報告を聴取しましたところ、概数で昨年に比べ約一・一兆円減少した六・六兆円となっております。なお、不良債権額は、銀行協会の新基準によって計算いたしますと三億四千万程度と相なります。

ノンバンクへの貸し付けについても、相手方の信用状況等の審査を行い、必要な担保保全措置をとっていると承知しておりますが、その不良債権の処理についてはそれぞれの経営内部において処

理されることが基本と考えております。

いずれにしても、これを機会に農協系統の事業のあり方について抜本的な見直しを行い、大胆なリストラを進めることが必要であると考えております。（拍手）

○議長（斎藤十朗君） 上山和人君。

（上山和人君登壇、拍手）

○上山和人君 お疲れさまでございます。社会民主党・護憲連合の上山和人でございます。

先ほど趣旨説明のございました金融関連六法案につきまして、社会民主党・護憲連合を代表して御質問申し上げます。

住専国会と言われましたこの百三十六通常国会もいよいよ終幕に近づいておりますが、今、私たち参議院はその総仕上げをする重要な任務を担っているのだと思うのでございます。これまでの衆参両院における住専審議の中で、大蔵大臣の答弁回数には既に九百回を超えたとお聞きいたしているものであります。恐らく最長不倒の記録になるのではないのでしょうか。大変な御苦労だと思っております。

申し上げるまでもなく、総理も農林水産大臣も、そしてほかの関係閣僚の皆さんも同じような御苦労をなさっていらっしゃると思うのでございます。今、住専国会の締めくくりに段階で住専審議の総決算の意味合いを込めて、この間、重大な関心を寄せ続けている国民の皆さんに対するメッセージとして責任ある明快な御答弁をいただきますように、総理と大蔵大臣をお願い申し上げます。

さて、長い間の住専審議を通して住専問題の処理に関する政府の方針がどれほど国民の皆さんに理解をされているのだろうかと思っております。現実の姿でありますからあえて申し上げますが、郵便局は今、全国的に貯金獲得の運動を差し

控えていると言われているのであります。それでも郵便貯金は、本年三月時点で対昨年同期比四・八％、六兆三千八百億四千万円も伸びているのでございます。他方、最近伸び率が低下する傾向にある農林系金融機関の預金は、同じく本年三月時点で対前年度比〇・一％マイナスになっているのでございます。これらの状態が何を物語るかについて御説明の必要はないと思うのでございます。

一方で、地価は依然として低下する傾向にありまして、債権回収の問題につきましては決して樂觀を許さない状態になっております。

これらの諸状況のもとで、住専問題については一日も早く可能な限り早期に処理されるべきものとする政府の根本方針については、国民の皆さんの御理解は十分に得られたと私たちは確信をいたしております。しかし、大変残念なことに、その中心的手法としての六千八百五十億円の公的資金の投入については、この段階においても、残念ながら国民の皆さんに十分に御理解をいただいているとは必ずしも言えないと思うのでございます。

私たちは、住専審議の最終段階を迎えている今、この問題については国民の皆さんの御理解をいただくために、どれほど努力をしても努力し過ぎることはないと思うのでございます。そのためにも、これまでの審議の過程を通して大蔵大臣が繰り返し強調されました金融機関の自己責任原則が最終的には貫かれるものとなるように、六千八百五十億円については何らかの形で可能な限り国民負担が軽減されるべきものだと思うのでございます。どのようにして国民負担が軽減されるのか、国民の皆さんにわかりやすく、責任を持ってお答えいただきたいのが第一の質問でございます。大蔵大臣、お答え願います。

第二の問題は、安定した金融システムの確立についてでございます。

か、住専問題が提起した根本の課題は何かということについて、私たちは毎日銘記しつつ、それにこたえる努力をするのであれば責任を果たすことはできないと思うのでございます。

我が国経済の発展拡大とともに、我が国の経済の動脈ともいえる金融が自由化、国際化を迫られ、その環境変化とともに、これまで護送船団方式と呼ばれた金融システムはもはや問題解決能力を失ったことを住専問題は浮き彫りにしたと思うのでございます。

時間の制約上、端的な質問になって恐縮であります。安定した金融システムの確立について、内外の信用秩序を確保する観点と、何よりも重要な預金者保護の視点を踏まえつつ、その道筋を明らかにしていただきたいのでございます。これも大蔵大臣にお答え願いたいのでございます。

私の持ち時間十分がもう迫っておりますので、最後の質問になりますが、金融行政の改革と大蔵省の改革は不可分のはずであります。住専は個人住宅融資という国家的政策を担っていたことから、大蔵省は一口に言って住専には特別の地位を与えたのであります。その住専が事業融資を増大させて変質し、所期の目的を逸脱した営業を始めるときに、大蔵省がその特別の地位を取り上げていたならば住専の破綻は免れたはずであります。残念なことに、大蔵省は逆に母体行を指揮して経営統制を図ったのであります。

どうしてこういうことが起きたのか。大蔵省解体論が出るほど大蔵省の改革は厳しく求められております。次の時代の金融行政を誤らないという保証を国民の皆さんに御確認いただくために、大蔵省の改革は国民の皆さんの御理解を得られるものでなければならぬと思うのでございます。総理大臣に大蔵省改革についての御決意をお伺いし、そして大蔵大臣に大蔵省改革の展望について明確な御説明をいただきたいと思うのでございます。

今回の住専問題の処理に関する政府・与党の苦渋の決断は、近い将来必ず国民の皆さんから正当に評価される日の来ることを確信しつつ、質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 上議員にお答えを申し上げます。

護送船団方式に象徴される過去の金融行政に対し、大変厳しい御批判を今日までも浴びてまいりました。こうした御批判を踏まえながら、今後は自己責任原則の徹底と市場規律の十分な發揮を基軸とする透明性の高い行政を行っていくことが必要であると考えております。

私個人としては、金融自由化、国際化の大きな流れの中で、今のような視点を持ちながら、大蔵省の改革など、これからの新しい金融行政のあり方につき真剣な検討を進めてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣久保田君登壇、拍手〕

○国務大臣(久保田君) 国民負担の軽減の具体的な方策についてのお尋ねでございますが、関係金融機関等による新たな寄与の問題につきましては、既に私からも、国会におきます厳しい議論を踏まえ、金融界に対して協力を再三要請いたしており、これを受けて金融界との間でさまざまな意見の交換が行われているところであります。

今後とも、結果としてできる限り国民負担の軽減につながるよう、関係金融機関等の自主的かつ真剣な取り組みを促してまいりたいと思っておりますが、関係者との協議の中で、関係金融機関の負担の具体的な方策を提示することもあり得ると考えております。

安定した金融システムの確立のための道筋についてのお尋ねでございますが、金融は経済全体にとっていわば動脈ともいえる役割を担っており、

信用秩序の維持、預金者保護に万全を期しつつ、住専問題をめぐる問題に象徴される金融機関の不良債権問題の早期解決を図ることは、我が国経済が今後持続的発展を遂げていく上で不可欠の前提であると考えております。

また、より基本的には、金融機関の不良債権問題の再発を防ぐためにも、本格的な金融自由化時代にふさわしい自己責任原則と市場規律に立脚した透明性の高い新しい金融システムを早急に構築していく必要があります。その基本的考え方に沿って金融行政も大きく転換していかなければならないと考え、金融関連三法案等を提案いたしておるところでございますが、今後五年間で新しいシステムを確立してまいりたいと考えております。

大蔵省改革の問題につきましては総理から御答弁を申し上げましたが、大蔵省の金融行政の見直しを進めるに当たりましては、みずからを最もよく知る者が自己改革を考え実行するということが極めて重要であり、新しい時代に対応する金融システムはいかなるものか、そのためにどのような行政で臨まなければならないかという積極的な自己改革を目指して、先般、大蔵省としても、今後の金融行政のあり方を検討するためのプロジェクトチームを省内に発足させ、広範な視点から検討、議論を進めているところであります。

金融行政等の今後のあり方については、与党においても精力的に検討を進められていると伺っており、大蔵省としても、これを含め、国会を初め広く各界での御議論を見守りつつ、真剣な検討と改革の実現を進めてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 吉岡吉典君。

〔吉岡吉典君登壇、拍手〕

○吉岡吉典君 私、日本共産党を代表し、金融関連法案について、総理並びに大蔵大臣に質問いたします。

昨年来、住専問題を初め金融機関の破綻が相次ぎ、金融機関の膨大な不良債権の実態が明るみに出されました。そして今、「住専に血税を使うな」は大きな国民の声になっております。住専処理に当たってまず求められることは、その責任を明らかにすることです。

このような事態をもたらした背景に、八〇年代以降の金融自由化と、その中で引き起こされたパブルとその崩壊があることは、ひとしく指摘されているところであります。

では、パブルを引き起こし、パブルを崩壊させた、今日の住専問題を引き起こした責任者はだれか。それはまさに大銀行であり、大蔵省ではありませんか。そうであるならば、その処理は当然その責任で行うべきであります。ところが、大銀行は本来とるべき責任をとらうとせず、大蔵省は国民の血税による破綻処理で大銀行の責任を免除しようとしているのであります。これでは国民が納得せず、怒りの声が巻き起こっているのは当然と言わなければなりません。総理、大蔵大臣、これをどう考えますか。

特に、住専の場合、設立から今日まで親銀行としてその経営に深くかわかってきた母体行が責任を持ってその解決に当たるべきものであることは、従来の系列ノンバンク処理のルールからいっても明らかであります。にもかかわらず、政府は、従来ノンバンク処理のルールになつていた母体行責任主義を放棄し、政府が住専処理の主体であるかのような立場に立ち、史上例のない公的資金導入を図りました。そして、今それを法的に確立しようとしているのであります。

大蔵大臣、住専処理ではなぜ従来のルールによらないのですか。一体これまでノンバンクを含めて金融機関の破綻処理に財政資金を投入した例がありますか。明確な答弁を求めます。

その一方、政府は、母体行に追加負担を求めるために住専処理法案をそのまま成立させてくれ

と言います。とんでもない言い分です。そもそも提案されている法案は、公的資金投入初めにありきで、法案を原案のまま通すことは、母体行に追加負担を求めないで処理する枠組みをつくることではありませんか。それは国民の負担をなくすこととは全く相入れず、逆に追加負担を妨げるものとなつていないではありませんか。法案そのものは追加負担を想定しておりません。大蔵大臣、そうでしょう。はっきりお答え願います。

重大なことは、税金投入を住専にとどまらず信用組合にも広げようとしていることでもあります。法案は、今後五年間の措置として、破綻した信用組合処理のためにも公的資金を投入する仕組みをつくらうとしています。東京の二信組を初め、木津、コスモなどの破綻の事例から明らかのように、多くの信用組合の破綻は経営者の乱脈経営に加えて大手銀行の深い関与が原因として挙げられています。今回の法改正は、これらの関係金融機関の責任を棚上げにしてしまふものであります。そうでないと言いますか。

一たび住専へ、信用組合へと公的資金投入に道を開けば、これは果てしなく広がることは必至であります。これは金融機関全体への公的資金投入の突破口になる危険を持つものと言わざるを得ません。銀行など一般金融機関の破綻の場合には、いかなる場合にも公的資金の投入はないと言いつてもいいから、住専と同じような理由を持ち出してノンバンクにも公的資金を投入することはないと断言できますか。しかと答えてください。

ところで、大蔵大臣、あなたは住専処理の最も望ましい方法をどう考えていますか。できることなら、これまでの系列ノンバンクと同様に、母体行が責任を持ち、みずから母体行にふさわしい負担を行い、関係金融機関の協力を得ながら処理するという従来のルールこそ望ましい処理方法だとは考えないのですか。母体行責任による処理を妨げたのはだれですか。その最大の障害は、母体行

が追加負担を拒否し、果たすべき責任を逃れる態度をとり続けていることです。

したがって、母体行の追加負担を本当に実現するためにも、住専処理の一協力者にすぎないかのような主客転倒の立場に立っている母体行の態度を許さず、国民とともにこれを厳しく糾弾し、親会社としての責任を迫ることこそが必要であります。総理の見解はいかがですか。

同時に、国民が求めている追加負担は、六千八百五十億円の財政資金にとどまらず、二次処理で生じるであろう巨額になることが予想される損失の国の負担部分をきっぱりなくすこと、すなわち、民間企業の破綻処理にいかなる形でも国民の税金を投入するということでもあります。大蔵大臣が考えている追加負担とはどのようなものなのか、これまで明らかにされておられません。この際、具体的に説明していただきたい。

ここで、住専問題をめぐる大蔵省の責任には極めて大きいものがあることを改めて厳しく指摘しなければなりません。

大蔵省は、住専の設立を推進したのに始まり、総量規制、第一次、第二次再建計画への関与、さらに処理過程でも一貫して深くかかわってきました。にもかかわらず大蔵省は、よかれと思ってやったなどと言って今日に至るまで深刻かつ具体的な反省は示しておらず、住専とのかかわりについても明らかにしておられません。このような責任逃れは決して容認できません。大蔵省には、これまでの政策と行政の自己点検を行い、これらの責任を疑問の余地なく明らかにし、国民の疑惑を解明する責任があります。大蔵大臣、いかがですか。

さらに、これまでの議論の中でも明らかにした天下り、天上がりなどに象徴される今までの不明朗で業界と癒着した金融行政をきっぱりと改め、国民に目を向けた金融監督・行政を確立することが必要であります。

連立与党の大蔵省改革案も後退に後退を重ねていますが、我が党がかねて提起しているように、金融機関に対する監督を大蔵省から切り離し独立した監督機関をつくることは、ますますその必要性を増しています。総理、どう考えますか。

さらに、政府は、金融機関の健全性確保のためなどとして、早期に正措置の導入などの措置をとるようしております。健全性の確保はもとより当然のことですが、バブルの反省からも必要なことは、金融自由化が急速に進められた結果、公共性、社会的役割の重要性を忘れた金融機関に社会的責任を厳しく確認させることでもあります。その立場から、銀行の業務を規制し、ディスクロージャーを拡充するなど、銀行法を必要に応じて強化していくことなどが必要であると思いますが、これらの措置はとらないのですか。具体的にお答えください。

総理、大蔵大臣、主権在民の憲法発布五十年という年に、国民の八割、九割が反対していることをあなた自身も認めている住専処理策を強行することは、まさしく主権在民の否定ではありませんか。主権者の意思に沿ってこの際きっぱり廃案にすべきであることを強調して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 吉岡議員にお答えを申し上げます。

税金で金融破綻を処理しようということについての国民の怒り及び母体行の追加負担についての御意見をいただきました。

住専問題を初めとする不良債権問題を早急に解決しようとするのは、国民の皆様の預金を守るにとともに、我が国金融システムの安定の確保を図り、景気の本格的な回復を確実なものとするために、ぜひとも必要だと私は信じております。今回、住専処理策は、国民の命運に責任を持つ政府・与党としてこのように考え、国民全体のために決

断したものであり、最善の方策であると考えております。

なお、母体行の責任については、これまで住専の経営に深くかかわってきた経緯などを踏まえれば重いものがあると考えております。政府としては、母体行を含め関係金融機関等に新たな奇与を求め、結果として国民の負担をできる限り軽減するよう努力をいたしておるところであります。

また、金融行政については、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い行政を行っていくことが重要であり、大蔵省の改革など、これからの金融行政のあり方につき真剣な検討を進めてまいりたいと考えております。

独立した金融監督機関をつくる必要があるのではないかと御指摘がありますが、金融行政につきましては、これまでのさまざまな御批判を踏まえて、今申し上げましたような透明性の高い行政を行っていくことが必要だと思っております。

いずれにいたしましても、初めに組織や権限の見直しありきということではなく、これまでの行政のあり方について十分な検討を行った上、これからの新しい金融行政のあり方について真剣な検討を進めてまいりたいと考えております。

今後における金融行政のあり方という御指摘であります。金融は経済全体にとっていわば動脈ともいえる重要な役割を担っております。この役割を適切に果たしていくためにも、金融機関はその経営の健全性を確保していくことが必要と考えております。

そのためには、行政当局が規制や監督の強化という形で臨むことは適当ではない、むしろ自己責任原則と市場規律に立脚した透明性の高い行政を行っていくことが基本原則としていくことが重要だと考えており、所要の法律案を御提案申し上げているところであります。

最後に、主権在民の立場に立って、主権者の意思を持って考えろという御指摘であります。

今回の住専処理策は、選挙で選ばれ、国民の命運に責任を持つ政府・与党として、住専問題は不良債権問題の突破口であり、これを早急に解決することがぜひとも必要と考え決断したことであり残余の質問につきましては、関係大臣からお答えをさせます。(拍手)

(国務大臣久保亘君登壇、拍手)
○国務大臣(久保亘君) 住専に財政資金を投入した理由についての御質問でございましたが、住専については、我が国不良債権問題の緊急かつ象徴的な課題となっていたこと及び関係当事者の意欲と努力だけでは解決を図り得ない状態になっていたことにかんがみ、国民の預金を守るとともに景気回復を確保するものとする等のため、住専を整理消滅させるに当たって臨時異例の措置として、財政資金の投入を含む今回の処理方針を決定したものであります。

なお、信用組合の破綻処理に当たりましては、地域経済に与える影響や民生の安定等を勘案の上、公益上の必要性から、都道府県の財政支援が自己の責任に基づく自主的な判断により行われてきているところと承知いたしております。

追加負担を含め母体行の責任において住専を処理し、公的資金の投入を撤回すべきだとの御趣旨に基づき、大蔵省の果たすべき責任など幾つかの視点からの御質問がございましたが、母体行の責任につきましては、これまでの住専の経営の経緯等を踏まえ、債権放棄、抛出、低利融資など、政府の処理スキームに沿っての負担や協力を要請してきたところであります。

また、金融機関の公共的責任の上から、関係金融機関等による新たな奇与の問題について、今後とも、結果としてできる限り国民負担の軽減につながるよう、関係金融機関等の自主的かつ真剣な

取り組みを促してまいる所存であります。なお、この問題はあくまでも現行の処理スキームを前提としたものであり、新たな寄与がスキームの変更をもたらすものとは考えておりません。

いわゆる直系ノンバンクの経営問題に対しては、母体行が最大限の支援を行って再建を図る方法をとることが通例と理解しておりますが、母体行の体力的な問題等から、債権額に比例した損失分担などの考え方に基づいて法的処理が行われる例も見られるところであります。

住専問題については、関係当事者間の話し合いだけでは解決を図り得ない状況となっており、未解決のまま放置すると、系統等体力の弱い金融機関の経営が困難に陥ることによって預金者に不安が広がる等のおそれがあるため、公的資金の投入を行って早期に解決する必要があると判断したところであります。

また、大蔵省としては、住専を含むノンバンクについて、銀行等に対するような広範な指導監督権限を有していない中で、これまで制度上許される最大限の努力を行ってきたとおり、今後は、現在御提案申し上げている関係法案を早期に成立させていただいて、住専の処理及び強力な債権回収等に取りかかることが我々の責務であると考えております。

いずれにしても、公的資金の投入を含む政府の住専処理策は、総理も御答弁がありましたように、我が国の命運に責任を持つ政府・与党として国民全体の最終的利益のために決断したものであり、公的資金投入で責任を取り繕おうというものではなく、撤回ということは考えておりません。

信用組合の破綻処理と関係金融機関の責任に関する御質問であります。政府としては、信用不安を醸成しやすい現下の金融環境にかんがみ、今後五年間は金融機関の破綻に際し預金を全額保護し得るような限時的な制度の整備を図ることとしております。また、信用組合の破綻処理に限

り、その厳しい経営状況等にかんがみ、政府保証等所要の措置を講ずることといたしております。金融機関の破綻処理は金融システム内の負担により賄われることが原則であり、このため、一般、預金保険料率の最大限の引き上げを行うこととしております。また、昨年末の金融制度調査会答申にもあるように、預金保険という公的手段に頼る前に関係者の可能な限りの努力が払われる必要があり、破綻した信用組合と関係の深い金融機関に対しては可能な限りの支援が求められると考えております。

一般金融機関の破綻の場合には公的資金を導入しないのかとの御質問であります。信用組合以外の一般金融機関については、全体として不良債権額に対し十分な償却財源を有しており、預金保険機構による大規模な資金援助が必要となる可能性は現時点では低いと見込まれることから、政府保証等特別の制度は設けていないところであります。

ノンバンクに対する公的資金の投入についてのお尋ねであります。住専以外のノンバンクにおいては関係金融機関の数が少なく、独立系ノンバンクでは関係当事者間の利害は対立が余り先鋭でなく、直系ノンバンクにおいてはいわゆる親子の關係が一对一と明快なものであり、また、借入先に占める系統の比重が大きくない等、さまざまな点で住専とは異なるものと理解しております。

ノンバンクの不良債権問題は、住専の場合と異なり、原則に戻ってそれぞれのケースごとに關係当事者の意欲と努力により金融システム内において十分解決できるものと理解しており、昨年十二月十九日の政府・与党合意においても、住専以外のノンバンクの不良債権問題については公的関与を行わないことを確認したところであります。

今後における金融行政のあり方に関するお尋ねであります。先ほど総理からも申し上げましたとおり、金融は経済全体にとっていわば動脈とも

いえる重要な役割を担っており、この役割を適切に果たしていくためにも、金融機関はその経営の健全性を確保していくことが必要と考えております。

そのためには、行政当局が規制や監督の強化という形で臨むことは適当ではなく、自己責任原則と市場規律に立脚した透明性の高い行政を行っていくことが重要であり、市場のチェック機能の活用を図る観点から、金融機関のディスクロージャーの一層の拡充を促していくことはもとより、客観的ルールに基づき経営の是正を促す早期是正措置の導入をお願いいたしているところであります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 商標法条約の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)
以上両件を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長長木庭健太郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(木庭健太郎君登壇、拍手)

○木庭健太郎君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、商業的造船業における正常な競争条件に関する協定は、商業的造船業に対する助成措置で撤廃すべきものを定めるとともに、船舶の加害的販売を効果的に防止する手段について定めるものであります。

次に、商標法条約は、商標及びサービスマークに係る登録の出願及び記録等の申請の手續に関する各国の制度を調和させ、これらの手續の簡素化を図ることを主たる目的とするものであります。

委員会におきましては、船舶取引に係るダンピング防止規定の乱用、米国の造船業に対する助成措置、知的所有権の侵害に対する我が国の対応等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両件を一括して採決いたします。
両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。
よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員

荒木 清寛君 小川 勝也君
山崎 力君 高橋 令則君
市川 一朗君 小林 元君
高野 博師君 岩瀬 良三君
田 英夫君 魚住裕一郎君
長谷川道郎君 西川 玲子君
和田 洋子君 小山 峰男君
平田 健二君 菅川 健二君

田浦 直君	阿曾田 清君
大森 礼子君	畑 惠君
戸田 邦司君	渡辺 孝男君
今泉 昭君	加藤 修一君
益田 洋介君	石田 美栄君
武田 節子君	釘宮 馨君
山下 栄一君	牛嶋 正君
統 訓弘君	浜四津敏子君
木庭健太郎君	寺崎 昭久君
勝木 健司君	星野 朋市君
田村 秀昭君	足立 良平君
寺澤 芳男君	広中和歌子君
林 寛子君	及川 順郎君
片上 公人君	平井 卓志君
石井 一二君	末広真樹子君
大野つや子君	三浦 一水君
山本 一太君	椎名 素夫君
中尾 則幸君	奥村 展三君
堂本 曉子君	松村 龍二君
保坂 三蔵君	鈴木 正孝君
山本 保君	常田 享詳君
景山俊太郎君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	林 久美子君
友部 達夫君	福本 潤一君
海野 義孝君	海老原義彦君
岩井 國臣君	阿部 正俊君
塩崎 恭久君	山崎 順子君
横尾 和伸君	平野 貞夫君
直嶋 正行君	二木 秀夫君
陣内 孝雄君	鴻池 祥肇君
石渡 清元君	猪熊 重二君
風間 和君	長谷川 清君
宮崎 秀樹君	永田 良雄君
鈴木 貞敏君	志村 哲良君
大久保直彦君	吉田 之久君
鶴岡 洋君	永野 茂門君
林田悠紀夫君	坪井 一字君

佐藤 泰三君	鈴木 栄治君
野間 勉君	松谷蒼一郎君
平田 耕一君	林 芳正君
馳 浩君	長峯 基君
中原 爽君	橋本 聖子君
太田 豊秋君	笠原 潤一君
上野 公成君	岡 利定君
溝手 顕正君	吉村剛太郎君
河本 三郎君	尾辻 秀久君
鹿熊 安正君	西田 吉宏君
真島 一男君	清水 達雄君
佐藤 静雄君	狩野 安君
斎藤 文夫君	久世 公亮君
木宮 和彦君	松浦 孝治君
石川 弘君	野村 五男君
野沢 三三君	関根 則之君
石井 道子君	吉川 芳男君
岡野 裕君	下稲葉耕吉君
上杉 光弘君	中曾根弘文君
真鍋 賢二君	森山 眞弓君
山東 昭子君	井上 裕君
坂野 重信君	松浦 功君
村上 正邦君	遠藤 要君
井上 吉夫君	佐々木 満君
岩崎 純三君	大木 浩君
依田 智治君	岩永 浩美君
日下部清代子君	清水 澄子君
中島 眞人君	谷川 秀善君
武見 敬三君	齋藤 勲君
龜谷 博昭君	北岡 秀二君
小山 孝雄君	鈴木 政二君
朝日 俊弘君	前川 忠夫君
矢野 哲朗君	服部三男雄君
楠崎 泰昌君	南野知恵子君
河本 英典君	加藤 紀文君
今井 澄君	大脇 雅子君
鎌田 要人君	須藤良太郎君

清水嘉子子君	成瀬 守重君
大島 慶久君	淵上 貞雄君
沓掛 哲男君	浦田 勝君
青木 幹雄君	小野 清子君
守住 有信君	竹山 裕君
山本 正和君	梶原 敬義君
前田 勲男君	井上 孝君
板垣 正君	大河原太一郎君
岡部 三郎君	倉田 寛之君
田沢 智治君	高木 正明君
宮澤 弘君	菅野 久光君
栗原 君子君	田村 公平君
国井 正幸君	西川 潔君
山下 芳生君	矢田部 理君
江本 孟紀君	笠井 亮君
伊藤 基隆君	菅野 茂君
峰崎 直樹君	笹野 貞子君
山田 俊昭君	阿部 幸代君
山田 満治君	谷本 巍君
荻野 壽君	竹村 泰子君
本岡 昭次君	筆坂 秀世君
須藤美也子君	千葉 景子君
一井 淳治君	渡辺 四郎君
及川 一夫君	武田邦太郎君
西山登紀子君	緒方 靖夫君
吉川 春子君	角田 義一君
三重野栄子君	川崎 幸子君
有働 正治君	松前 達郎君
吉岡 吉典君	橋本 敦君
赤桐 操君	村沢 牧君
久保 亘君	鈴木 和美君
聴濤 弘君	瀬谷 英行君
上田耕一郎君	立木 洋君

議長の報告事項	大蔵大臣 久保 亘君
去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法務大臣 長尾 立子君
外務委員	外務大臣 池田 行彦君
農林水産大臣 大原 一三君	
大蔵省銀行局長 西村 吉正君	
農林水産省経済局長 堤 英隆君	
厚生委員	農林水産省経済局長 堤 英隆君
厚生委員 伊藤 基隆君	補欠 戸田 邦司君
商工委員 竹村 泰子君	補欠 藥料 満治君
商工委員 藥料 満治君	補欠 竹村 泰子君
運輸委員 戸田 邦司君	補欠 畑 惠君
通信委員 照屋 寛徳君	補欠 伊藤 基隆君
決算委員 齋藤 勲君	補欠 伊藤 基隆君
議院運営委員 阿曾田 清君	補欠 常田 享詳君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	補欠 齋藤 勲君

引にとつて重要であることを認識し、

経済協力開発機構の目的に考慮を払い、経済協力開発機構の理事会の下に設置されている造船に
関する作業部会の造船業における正常な競争条件
の促進に関する重要な役割を考慮し、また、特に
同作業部会の「改正された造船業における正常な
競争条件に対する障害の漸進的な除去に関する一
般取極」、「船舶の輸出信用に関する了解」及び「改
正された造船業に関する政府の政策についての指
針」に関する作業に留意し、

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協
定(以下「千九百九十四年のガット」という。)に定
める国際貿易を律する原則を考慮し、

多年にわたり世界の造船業を不振にした深刻な
構造的な均衡及び市場の動向、競争の激化、価格
水準の低下並びに公的な援助の措置の実施に留意
し、

商業的造船業における正常な競争条件に対する
障害に関する透明性の向上を図ること並びに経済
協力開発機構による造船業についての市況、価格
及び政策に関するデータの収集及び監視を強化す
ることを希望し、

正常な競争条件を達成するという締約国の約束
を強化すること及び正常の価額よりも低い価額で
の船舶の販売であつて他国の産業に損害を与える
ものを防止する効果的な手段を定めることが必要
であることを認め、

また、船舶の購入に関する取引の特殊性によ
り、千九百九十四年のガット第六條、補助金及び
相殺措置に関する協定及び千九百九十四年の関税
及び貿易に関する一般協定第六條の実施に関する
協定に基づいて相殺関税又はダンピング防止税を
適用することが実質的でないことを認め、

更に、これらの問題に関する紛争を迅速、効果
的かつ公平に解決する手段を定める必要性を認め
て、
ここに、次のとおり協定する。

第一条 正常な競争条件の回復及び維持

1 締約国は、附属書Iの規定により商業的造船
業における正常な競争条件に適合しないものと
される措置(以下「助成措置」という。)であつて
既存のすべてのものを附属書IIの規定に従つて
撤廃する。

2 締約国は、いかなる助成措置も新たに導入し
てはならない。

3 締約国は、正常の価額よりも低い価額での商
業用の船舶の販売が、他の締約国の領域におけ
る確立された造船業に実質的な損害を与え若し
くは与えるおそれがあり、又は他の締約国の領
域における造船業の確立を非難すべきものと
認める。附属書IIIの規定は、このような加害
的販売を是正し又は防止するために適用され
る。

第二条 この協定の適用範囲

1 この協定は、総トン数百トン以上の自動推進
式の海上航行船舶であつて貨物若しくは人の輸
送又は特定の用途(例えば、砕氷、しゅんせつ)
の遂行に使用されるもの及び出力が三百六十五
キロワット以上の引き船の製造及び修繕につい
て適用する。

2 この協定は、次のものについては、適用しな
い。

a 軍用の船舶及び他の船舶の専ら軍事的目
的のための改造又は特性の追加。ただし、
軍用の船舶又は他の船舶の改造若しくは特
性の追加に関してとられるいかなる措置も、
この協定に反して船舶の商業的な製造及び
修繕を有利にするために偽装されたもので
ないことを条件とする。この条件に適合して
いないと認める場合には、締約国は、この協
定に規定する他の手続を開始する権利を書さ
れることなく、追加の情報を要求することが
できる。要求を受けた締約国は、可能な限り

詳細かつ迅速に情報を提供するよう協力す
る。

b 製造又は修繕を行う締約国の漁船となるこ
とが定まっている漁船。ただし、当該締約国
が第四条の規定に基づいて透明性を確保する
ことを条件とする。

3 この協定の適用上、

a 船舶が自己の推進機関及び操縦設備により
公海において自ら航行するためのすべての特
性を有する場合においては、当該船舶は、「自動推
進式の海上航行船舶」とする。

b 「修繕」には、aに定める自動推進式の海上
航行船舶の改造及び再生を含む。

c 「軍用の船舶」とは、その基本的な構造上の
特性及び能力から、専ら軍事的目的のために
使用することが意図される船舶をいう。

第三条 締約国団

1 締約国団は、この協定の各締約国の代表によ
り構成され、この協定の実施の状況を検討し、
また、この協定に規定するその他の任務を遂行
する。

2 締約国団は、毎年、個人の資格で職務を遂行
する議長を選出する。議長は、年一回、又は締
約国の要請に応じより頻繁に、締約国団の会合
を招集する。議長が国籍を有し、通常居住し又
は雇用されている国が第五条及び第八条に定め
る勧告的な意見、特例又は紛争解決に関する手
続において利害関係を有する国である場合には、
締約国団は、いずれかの締約国の要請によ
り、これらの手続に関する議長の任務を遂行す
る議長代理を選出する。

3 締約国団は、別段の定めがある場合を除く
ほか、コンセンサス方式によつて行動する。
締約国は、コンセンサスを妨げることなく、
棄権し又は異なる意見を表明することができ
る。

4 経済協力開発機構事務総長は、締約国団に対

して事務局を提供する。当該事務局の経費は、
締約国団により承認され及び割り当てられると
ころに従つて締約国が負担する。

第四条 情報の提供及び検討

1 各締約国は、透明性を確保するため、事務局
を通じ、締約国団に対して次の情報を提供す
る。

a 六箇月ごとに、この協定が適用されるすべ
ての船舶であつて過去六箇月間に販売された
ものに関し、契約価格の動向及び信用条件に
ついて公に入手可能なすべての情報
b 自国が商業的造船業に対して特定の供与
しようとするあらゆる援助についての関連す
る情報(その援助の実施よりもできる限り前
に提供されるものとし、この協定に定める禁止
から除外される援助であつて附属書I B 1 h
に掲げられたものに関連する情報を含める。)並び
に供与された当該援助及び附属書II Aの規定
に基づいて供与される援助に関する補足的情
報(迅速に提供されるものとする。)

c 附属書I A 1に掲げる船舶の輸出信用に関
する了解によつて要求される情報及び通報
(信用条件及び制度に関するもの)並びに附属
書I B 2 (2)によつて認められる国内の買手に
対する信用供与の制度に関しては、これらに
相当する情報及び通報

d 総トン数五千トンを超える商業用の船舶を
製造する能力を有する造船所に關し、次のも
のについて公に入手可能な情報
製造能力の向上

所有権の構成(資本構成並びに直接的及び
間接的な公的所有割合)
財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)及び
、可能な場合には、持株会社が所有する
会社の造船事業についての別個の勘定
公的資金の移転(債務保証、債券の取得
等によるものを含む。)

財政上その他の義務の免除(課税の特例を含む。)

資本面での貢献(出資、減資、配当、借入れ及びその返済等によるものを含む。)

債務の帳消し

損失の移転

2 いずれの締約国も、直接又は事務局を通じて、他の締約国に対し、助成措置の実施に関連するものと信ずる情報を要求することができるとし、また、他の締約国が維持し又は認めている助成措置に関する情報を締約国団に提供することができるとがである。

3 締約国団は、三年に一回、各締約国の領域におけるその時の競争条件に關し詳細な検討を行う。この検討には、造船所の所有形態の変化が正常な競争条件に対して与える影響についての検討が含まれる。事務局は、この3に規定する検討に必要な情報を締約国に要請することができる。

4 各締約国は、この協定に基づいて要請される情報の収集について十分に協力する。

5 この条の規定は、締約国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。秘密の情報として提供された情報は、当該情報を提供した締約国の明示的な同意を得ないで開示してはならない。

第五条 意見及び特例

1 締約国は、締約国団に対し、措置又は行為(注)であつて、a 自国が予定し、とり若しくは

行うもの又はb他の締約国がとり若しくは行うものに関し、この協定との適合性について書面による意見の提出を要請することができる。締約国団は、要請から六十日以内に当該意見を提出する。

注 「措置又は行為」には、第一条の1から3までの規定に該当する事項を含む。

2 締約国団のすべての構成国がコンセンサス方式により採択した意見は、当該意見の対象となった措置又は行為に関し、最終的なものであり、かつ、すべての締約国を拘束する。

3 1bに掲げるものについて要請された意見に関し、意見を要請した締約国又は意見の対象となった措置をとり若しくは行為を行う締約国のいずれかが異議を申し立てる場合には、締約国団は、異議を申し立てた締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により行動する。この方式により採択された意見については、勧告的なものとする。

4 いずれかの締約国が意見を要請する手続を開始することは、いずれの締約国についても第八条の規定に基づいて小委員会の手続を開始する権利を妨げるものではない。紛争の対象となっている措置又は行為が小委員会の検討に付される場合には、意見を要請する手続は、小委員会の設置の要請又は意見の要請から十五日以内に紛争当事国である締約国が締約国団に対し当該手続の終了を要請することにより終了する。

5 特別な事態に依りて一時的にこの協定に適合しない措置をとり又は行為を行わなければならないと認める締約国は、締約国団によって認め

られる特例に係る条件に適合する場合に限り、当該措置をとり又は行為を行うことができるものとす。締約国団による事前の検討のための時間がない危機的な事態においては、暫定的にこれらの措置又は行為を開始することができる。ただし、当該措置又は行為の開始から三十日以内に開催される締約国団の会合において当該措置又は行為の継続が承認される場合を除くほか、当該措置又は行為を当該期間内に撤回し、当該措置又は行為によりもたらされたいかなる利益も回収することを条件とする。

第六条 この協定に適合しない措置についての通報

締約国は、他の締約国が第一条の1又は2の規定に反して措置を導入し又は維持していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該措置が適合しないと信ずる附屬書I及び附屬書IIの規定を特定し、締約国団に通報する。

第七条 協議

1 締約国は、他の締約国が第一条の1又は2の規定に反して助成措置を導入し若しくは現在導入しつつあり又は維持していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他の締約国に対して協議を要請することができる。要請には、当該助成措置の存在及び性格についての入手可能な情報を付する。

2 締約国は、自国の領域内に存する造船事業者に対し他の締約国により第一条3及び附屬書IIIの規定に適合しない方法で加害的販売に係る納付金の支払の要求の手続がとられていると認める場合には、当該造船事業者に対し当該納付金

の支払の要求の決定が通知された後六十日以内に、当該他の締約国に対して協議を要請することができる。

3 締約国は、この協定の実施に関するその他の事項(附屬書IIIに規定する手続の開始の可能性を含む。)についても、他の締約国に対し協議を要請することができる。

4 協議を要請する締約国は、締約国団に対し、当該要請及びその理由を通報する。

5 協議の要請を受けた締約国は、当該協議のための機会を十分に設けるものとし、当該要請から三十日以内に協議を開始する。協議は、事実関係を明らかにすること及びこの協定に適合する相互に受諾可能な解決を得ることを目的とする。

6 協議の当事者である締約国は、協議における特記すべき進展及び協議の結果を締約国団に通報する。

第八条 紛争に関する小委員会の手続

1 導入された助成措置に関する前条1の規定に基づく協議又は納付金の支払の要求に関する同条2の規定に基づく協議において、協議の開始の後三十日以内又は協議の要請の後六十日以内のいずれか早い時まで相互に受諾可能な解決が得られなかったときは、協議の当事者であるいずれの締約国も、附屬書IVの規定に従い、紛争について検討を行うための小委員会の設置を要請することができる。小委員会の設置を要請する権利は、影響を受けた造船事業者が締約国の裁判所に訴えを提起したか否かとは無関係である。

2 この条及び附属書Ⅳの規定に従い他の締約国による義務の違反の是正を求める締約国は、この協定の規則及び手続を適用し、かつ、遵守する。この場合において、締約国は、この条及び附属書Ⅳの規定に基づく場合を除くほか、違反が生じている旨の決定を行ってはならない。締約国は、自国の法令及び行政上の手続をこの2の規定に基づく自国の義務に適合したものとすることを確保する。

3 紛争当事国が救済措置として5bの規定に基づいて決定された利益の額と同額の納付金を造船事業者から徴収することを求める場合又は自国の造船事業者に対する加害的販売に係る納付金の支払の要求に関して争う場合には、当該造船事業者は、自己の存する締約国の同意を得ることを条件として、小委員会の手続への参加を認められるとともに納付金の支払の要求に対し自己の立場を表明するための十分かつ公正な機会を与えられる。造船事業者は、紛争当事国の間の合意により政府間の手続から排除されることがある。

4 紛争に利害関係を有するいずれの締約国についても、小委員会に対し当該紛争に関する自国の意見を表明する機会が与えられる。

5 附属書Ⅰに規定する助成措置に係る紛争の場合には、小委員会は、当該助成措置がこの協定に適合するかないかを決定する。当該助成措置がこの協定に適合していないと小委員会が認定するときは、

a 当該助成措置について責任を有する締約国は、小委員会が定める期限内に、当該助成措

置を撤廃し又はこの協定に適合するよう修正する。

b 小委員会の認定には、次の事項についての決定を含める。

(i) 当該助成措置により利益を得た造船事業者

(ii) 当該助成措置により各造船事業者が得た利益の額

(iii) 利益を得た日を起算日とする利子(当該助成措置をとる国の通貨の市場貸出基準金利(CIRR)により算出する。)

補助金及び相殺措置に関する協定第一条に定める補助金に該当する助成措置による利益の額は、同協定第十四条の規定に従って決定される。その他の助成措置による利益の額の決定に当たっては、小委員会は、一般的に受け入れられている貿易に関する慣行又は了解に従う。

c 当該助成措置について責任を有する締約国は、小委員会が定める期限内に、bの規定に基づいて決定された利益の額と同額の納付金を造船事業者から徴収するものとし、徴収が法律上不可能な場合には、悪影響を受けた締約国の同意を得て、得られた利益を除去し又は相殺するために他の適当な措置をとることが出来る。

加害的販売に係る納付金の支払の要求に関する紛争の場合には、小委員会は、当該納付金の支払が附属書Ⅲの規定に従って要求されたかされなかったかを検討する。

a 小委員会は、問題に関する事実の評価に当

たっては、当局による事実の認定が適切であったか否か及び当局による事実の評価が公平かつ客観的であったか否かについて決定する。当局による事実の認定が適切であり、かつ、当局の評価が公平かつ客観的であった場合には、小委員会が異なった結論に達したときも、当該当局の評価が優先する。

b 小委員会は、この協定の関連規定を解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。小委員会は、この協定の関連規定が二以上の許容し得る解釈(注)を容認していると判断する場合において、当局の措置がこれらの許容し得る解釈の一に基づいているときは、当該措置がこの協定に適合しているものと認める。

注 この協定の適用上、「許容し得る解釈」とは、許容し得る実施方法をいう。実施方法が許容し得るものであるかないかを決定するに当たっては、商業的造船業の特性及びこの協定の加害的販売に関する規定(特に、加害的販売に係る納付金の造船事業者による支払に関する規定を含む。)の特性に十分な考慮を払う。この協定の加害的販売に関する規定が二以上の許容し得る実施方法を容認していると小委員会が判断する場合には、締約国団は、当該規定により将来紛争が発生することを防ぐため、統一された実施方法に到達するよう、また、必要なときは関連規定を改正するよう努める。

c 小委員会は、納付金の支払の要求がこの協定に適合しないと判断する場合には、その不適合の性質に照らして、調査当局に対し、調査を終了すること又は小委員会の判断を考慮して自己の決定を再検討することを勧告することができる。小委員会は、再検討を勧告するときは、調査当局が当該勧告を実施し得る方法を示すことができる。調査当局は、自己の決定を小委員会の判断に適合するものにする。

7 5又は6に規定する納付金が小委員会が定める期限内に支払われない場合には、5に規定する納付金についてはその支払の期限が経過した時から、6に規定する納付金については附属書Ⅲ第七条3に定める支払の期限が経過した時から、納付金が支払われる日まで、納付金に用いられる通貨の市場貸出基準金利(CIRR)による利子が生ずる。

8 小委員会の決定は、三十日以内に締約国団によって否認されない限り、最終的なものである。かつ、紛争当事国を拘束する。

9 附属書Ⅰに規定する助成措置に係る紛争において、紛争当事国が、5のa及びcに規定する小委員会の決定を実施しない場合又は悪影響を受けた締約国の同意を得た適当な代替となる補償若しくは救済措置を実施しない場合には、これらが実施されるまでの間、次の措置が認められる。この措置は、他の協定に基づく申立ての対象とならない。

a 締約国団は、この協定に反する利益を享受

し、かつ、納付金を支払わず又は同意を得た代替となる補償若しくは救済措置を受け入れない造船事業者については、一の締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により、当該造船事業者が他の締約国の造船事業者の加害的販売により損害を受けたと認めないことにより、第一条3及び附属書Ⅲの規定に基づく利益を否定することができる。

b 悪影響を受けた紛争当事国は、千九百九十四年のガットに基づく同等の譲許を停止することができ。ただし、停止する譲許の額に關し締約国団が一の締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により否認しないことを条件とする。譲許の停止の決定に当たっては、違反行為に關連のある産品についての譲許の停止を優先する。関係締約国は、提案された譲許の停止の額又は対象となる産品について反対である場合には、当該事項を小委員会に付託することができる。

10 関係造船事業者が、附属書Ⅲの規定に従って要求される納付金の支払、正常の価額よりも低い価額での船舶の販売の契約の取消し又は調査当局が受入れ可能な他の合法的な代替となる同等の救済措置の受入れのいずれの措置も適用される期限(注)までにとらない場合には、調査を行った締約国は、附属書Ⅲに定める目的を達成するために十分な、かつ、過度でない範囲で、当該造船事業者が製造する特定の船舶について貨物の積み込み又は取卸しを行わせないことができる。この貨物の積み込み又は取卸しを行わせないことについては、他の協定に基づく申立ての対象とならない。

注 納付金の支払の要求が小委員会の検討に付される場合には、適用される期限は、小委員会が定める履行のための期限とする。

a 調査を行った締約国は、三十日前に公告することを条件として、公告期間の終了の時から最長四年の期間に契約が行われた船舶について、造船事業者がこの10に規定する措置をとる時又は当該船舶の引渡しの後最長四年の期間が満了する時のいずれか早い時まで、この10に規定する對抗措置を実施することができる。

b 紛争当事国は、對抗措置の対象となつている加害的販売に係る決定について検討するための小委員会が存在していない場合には、對抗措置について検討するために小委員会の設置を要請することができる。

(i) 小委員会は、對抗措置が附属書Ⅲに定める目的を達成するために十分な、かつ、過度でないものとするために必要な場合には、對抗措置の期間を延長し若しくは短縮し又は他の締約国が對抗措置に加わることとを認める。

(ii) 小委員会は、附属書Ⅳ第十一節の規定に従い、(i)に規定する事項に関する検討が終了するまでの間、暫定的に對抗措置の実施を停止し又は對抗措置の内容を軽減することができ。ただし、過剰な對抗措置に關して申立てを行う締約国による当該對抗措置がもたらす効果についての見通しを考慮し、取返しのつかない損害を防止するために必要な場合に限る。

c 事務局は、對抗措置又はb(ii)に規定する措置の対象となる船舶の表を作成し、定期的に更新し及び締約国に対して配布する。締約国は、当該船舶に關する情報を事務局に提供すること。

第九条 輸出信用に關する紛争解決

1 締約国は、附属書ⅠA-1の助成措置に係る紛争に關し、附属書Ⅰに掲げる船舶の輸出信用に關する了解に定める協議の仕組みを十分に利用する。

2 もっとも、協議の仕組みを十分に利用しても紛争の満足すべき解決が得られない場合において、紛争の対象となつている助成措置がこの協定に基づく権利と義務との間の均衡を著しく損うと紛争当事国が信ずるときは、当該紛争当事国は、締約国団に対し紛争の対象となつた助成措置がこの協定に基づく権利と義務との間の均衡を著しく損なつていのかを確定するための検討を求めることができる。肯定的な決定がなされる場合には、締約国団は、当該助成措置を行う紛争当事国が紛争の原因となつた助成措置を継続しないような条件を形成する。

3 締約国団は、適当な場合には、この協定又は船舶の輸出信用に關する了解の改正を勧告することができる。

第十条 安全保障上の利益

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。ただし、安全保障上の利益に關する措置又は行為がこの協定に反して商業的造船業を有利にするために偽装されたものでないことを条件とする。

a 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。

b 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に關する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に關する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時による措置

c 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つて措置をとることを妨げること。

2 締約国は、他の締約国の措置又は行為が商業的造船業を有利にするために偽装されたものであると認める場合には、この協定に規定する他の手続を開始する権利を告げることなく、追加的な説明を求めることができる。説明を求められた締約国は、措置又は行為が重大な安全保障と關連しているかにかに關する討議に協力するとともに責任を有する適当な政府の経路を通じて可能な限り詳細かつ速やかに提供可能な情報を提供するよう協力する。

第十一条 この協定の見直し及び改正 締約国団は、三年ごとにこの協定の見直しを行う。締約国団は、総トン数で示す船舶の製造量に關し、この協定の締約国の世界全体にお

る市場占拠率が七十パーセントを下回った場合においても、この協定の見直しを行う。

2 いずれの締約国も、この協定の改正を締約国団に提案することができる。締約国団が採択した改正は、すべての締約国が受諾書を寄託した日又は改正案の採択の際に締約国団が定める当該採択の日よりも遅い日に効力を生ずる。

第十二条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この協定は、効力発生の日まで、経済協力開発機構において、欧州共同体、フィンランド、日本国、大韓民国、ノールウェー、スウェーデン、アメリカ合衆国及びこれらの国により招請された他の商業的造船業を有する国による署名のために開放しておく。この協定は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。署名者は、千九百九十六年一月一日前にこれらを行うよう努める。

2 この協定の効力発生の後、商業的造船業を有する国は、締約国団の承認を条件として、加入によりこの協定の締約国となることができる。

3 批准、受諾、承認及び加入は、そのための正式の文書を寄託者に寄託することによって行う。

第十三条 効力発生

1 この協定及びこの協定の不可分の一部を成す附属書は、欧州共同体、フィンランド、日本国、大韓民国、ノールウェー、スウェーデン及びアメリカ合衆国(注)が前条の規定に従って批准書、受諾書又は承認書を寄託することを条件として、千九百九十六年一月一日に効力を生ずる。

る。これらの国の一又は二以上が同日までに文書を寄託しなかった場合には、この協定は、これらの国が最後の文書を寄託した後三十日で効力を生ずる。

注 フィンランド、ノールウェー又はスウェーデンが欧州共同体に加盟する場合には、この協定の効力発生に際してこれらの国のうち欧州共同体に加盟する国の批准、受諾又は承認は、必要としない。これらの国のいずれかが欧州共同体に加盟したときは、この協定に關し、それ以前に欧州共同体に加盟していた国と同様の地位を有する。

2 締約国は、附属書1A1に掲げる船舶の輸出信用に關する了解を受諾する。

第十四条 脱退

締約国は、寄託者に対して書面による脱退の意思の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。脱退は、当該通告が受領されてから一年で効力を生ずる。この期間内にいずれかの締約国が要請する場合には、締約国団は、この協定の見直しを行うための会合を開催する。最初に通告を行った締約国以外のいずれの締約国も、当該会合の後三十日以内に寄託者に対して書面により通告を行うことにより、最初に通告を行った締約国の脱退の日はこの協定から脱退することができる。

第十五条 寄託者

この協定の寄託者は、経済協力開発機構事務総長とする。

千九百九十四年十二月二十一日にパリで、ひとしく正文である英語及びフランス語により作成した。

(署名欄は省略)

附属書I 商業的造船業における正常な競争条件に適合しない助成措置

次の助成措置(注1)は、締約国(締約国を構成する国、締約国の地域及び地方の当局並びにこれらの機関及び下部機関を含む)により、公的資金を用いて、又はあらゆる形態の公的な関与を通じて、直接又は間接に商業的造船業に対して特定のにとられる場合(注2)には、正常な競争条件に適合しないものとする。

注1 注釈1参照

注2 特定性は、補助金及び相殺措置に關する協定第二条に定める原則に基づいて決定される。

A 輸出補助金

1 公的に支援される輸出信用(注)

注 注釈3参照

船舶の輸出信用に關する了解(文書番号C-WP六(九四)六)及び同了解14の規定に従って採択される改正に適合しない輸出信用制度

2 輸出補助金

法令上又は事実上(注1)、輸出が行われることに基いて(唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない)交付される補助金(注釈8に掲げるものを含む(注2))。

注1 補助金の交付が法的には輸出が行われ

ることに基いたものではない場合においても、当該補助金の交付が実際の又は予想される輸出又は輸出収入と事実上結び付いていることが事実によって立証されるときは、この基準は、満たされるものとする。輸出を行う企業に補助金を交付するという単なる事実のみを理由として、この2に規定する輸出補助金とみなされることはない。

注2 輸出補助金には当たらないものとして注釈8に規定する措置は、この協定によって禁止されない。

B 国内助成(注)

注 注釈2参照

1 直接国内助成

次の助成措置は、造船事業者に対して直接とられる場合には、正常な競争条件に適合しない。

a 贈与

b 企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合の条件よりも有利な条件での貸付け

c 政府による保証なしに企業が同等な商業的貸付けを受ける場合の条件よりも有利な条件又はこの協定上容認される貸付けの条件よりも有利な条件での貸付けに対する債務保証

d 債務の免除

e 締約国の領域内の民間投資者の投資に関する通常の慣行(危険資本の提供に關するものを含む)と適合しない出資

f 妥当な対価よりも少ない額の対価で行われる物品及び役務の提供
g 税額控除等造船業に利益をもたらす租税に関する政策及び措置
h その他の援助(次のものを除く。)

(i) 退職に伴う給付を受けられない労働者又は造船事業を行う個々の企業において余剰とされ若しくは解雇された労働者のみの利益となるような措置に係る費用に対する援助。ただし、当該援助は、造船所の業務の休止若しくは縮小、倒産又は造船事業からの業務の転換に関連する援助に限る。

(ii) 3の規定に従って供与される研究及び開発に関する援助

2 間接国内助成(注)

注 注釈3参照

(1) 次の助成措置は、船舶所有者その他の第三者を通じて間接的に造船事業者に利益をもたらす場合又は利益をもたらす合理的に予測される場合には、正常な競争条件に適合しない(注)。法令上又は事実上、国内において船舶を製造することを当該助成措置をとるための条件とすることは、正常な競争条件に適合しない。

注 注釈4参照

a 贈与

b 貸付け及び債務保証

(i) 国内の買手(船舶所有者及び船舶を注文する第三者)に対する信用供与であって船舶の製造に関する契約価額と結び付

くものうち、企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合の条件よりも有利な条件での貸付け。ただし、(2)及び(3)の規定に従うものとする。

(iii) 企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合の条件よりも有利な条件でのその他の貸付け

(iii) 政府による保証なしに企業が同等な商業的貸付けを受ける場合の条件よりも有利な条件又はこの協定上承認される貸付けの条件よりも有利な条件での貸付けに対する債務保証

c 債務の免除

d 税額控除等造船業に利益をもたらす租税に関する政策及び措置

e 造船業に物品及び役務を提供する者に対する援助であって、国内の造船業に特定の利益をもたらすもの

f aからeまでに掲げる措置に類する間接の援助(3の規定により取り扱う研究及び開発に関する援助を除く。)

(2) (1)の(i)及び(ii)の規定は、国内の買手に対する貸付け及び債務保証であって、船舶の輸出信用に関する了解(文書番号C-1 WP-6(九四六))の下で許可される貸付け及び債務保証の条件(特に、利率、頭金、据置期間、償還期間、均等分割払及び債務保証に係る保険料に関する条件を含む。)で行われるものについては、適用しない。当該貸付け及び債務保証については、これらを供与する対象を国内の造船所からの船舶の購入に限るものとするこ

とができる。

(3) (1)の(i)及び(ii)の規定は、次の貸付け及び債務保証であって造船に関する作業部会が合意する条件に従うものについては、適用しない。

(a) 国内の船舶所有者が船舶の製造を外国の造船所に注文する場合において、国内の造船所に注文する場合における条件よりも当該船舶所有者にとって有利な条件で供与されるもの

(b) 公開の国際入札を行うことを条件として供与されるもの

(c) 貸付け又は債務保証の全体的な条件が(2)の規定に基づいて認められる貸付けの条件よりも有利でないもの

3 研究及び開発(注)

注 注釈5参照

(1) 造船業における研究及び開発に関し、贈与、有利な条件での貸付け、課税の特例その他の形態で公の機関を通じて供与される援助。ただし、次のものに對する援助を除く。

a 注釈5bで定義される基礎的な研究

b 基本的な産業上の研究(援助の額が対象となる費用の五十パーセント以下に限定されている場合に限る。)

c 応用研究(援助の額が対象となる費用の三十五パーセント以下に限定されている場合に限る。)

d 開発(援助の額が対象となる費用の二十五パーセント以下に限定されている場合に限る。)

(2) (1)のbからdまでに掲げる百分率の値は、安全又は環境に関連する研究及び開発に係る援助に関しては、締約国が一の締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により承認する事業については当該百分率の値に二十五を加えた値、コンセンサス方式により承認する事業については当該百分率の値に二十五を超える値を加えた値とすることができる。

(3) (1)のbからdまでに定める百分率の値は、造船事業を行う中小企業による研究及び開発に関する援助については、当該百分率の値に二十を加えた値とすることができる。中小企業とは、被用者が三百人未満、年間の売上高が二千万欧州通貨単位以下かつ中小企業以外の企業による所有の割合が二十五パーセント以下のものをいう。

(4) 研究及び開発の結果に関する情報は、速やかに、少なくとも毎年一回、公表する。

C 公の規制及び措置

1 造船事業者が競争者との間で競争を制限するような取決め(価格の固定、入札の操作、市場の分割、生産若しくは販売の制限又は優越的地位の濫用に関する取決めを含むが、これらに限定されない。)(注)を行うことを認め、奨励し又は要求する行政上の作為、指導及び措置

注 注釈6参照

2 自国の商業的造船業を差別的に有利に扱う国内における製造若しくは修繕の要求若しくは国内産品及び国内サービスの組入れの要求又は同様の効果を有する公の規制若しくは措置(特に、国内における船舶の製造又は修繕の要求に

(注)
直接関連する貨物の留保に関する制度を含む。)

注 注釈7参照

この附属書に関する注釈

注釈1

この附属書の規律には、関係者に対してとられる助成措置を含む。「関係者」とは、自然人又は法人であつて、株式の所有その他の方法により直接又は間接に(i)造船事業者を所有し若しくは支配するもの又は(ii)造船事業者に所有され若しくは支配されるものをいう。「支配」とは、一の者又は造船事業者が他の者の権利の二十五パーセントを所有し又は支配することをもって推定する。

注釈2

Bの規定は、Aにおいて取り扱われる助成措置については、適用しない。

注釈3 A1及びB2の規定について

輸出信用及び国内の買手に対する信用供与の制度に関する透明性及び検討

締約国は、この協定の効力発生の後二年以内に、A1及びB2(2)の規定の実施の状況を検討するため、次のことを行う作業部会を設置する。

(i) 公的に支援される輸出信用及び国内の買手に対する信用供与の制度を通じて資金を供与されたすべての船舶に関し、価額、総トン数、信用供与に用いられた利率等について毎年提出される報告を検討すること。

(ii) この協定に適合しない措置を明らかにするとの観点から、協定第四条1cに規定する通報手続の適切さについて評価すること。

当該作業部会は、A1及びB2(2)の規定に基づ

きこの協定に適合すると認められる措置によりこの協定の権利と義務との間の均衡が著しく損なわれているかいないかを検討するものとし、その均衡が著しく損なわれている場合には、締約国団に對しこの協定又は船舶の輸出信用に関する了解の適当な改正を勧告することができる。

注釈4 B2の規定について

助成措置については、例えば造船事業者に利益をもたらす場合若しくはもたらすと合理的に予測される場合又は船舶の製造及び修繕を特定の国の造船所で行うよう法令に定められ若しくは現に奨励されている場合には、船舶所有者その他の第三者を通じて助成措置がとられているものと理解される。

注釈5 B3の規定について

研究及び開発について次の定義を適用する。

a 「対象となる費用」

(i) 器具、材料、土地及び建物に関する費用(特定の研究及び開発に関する事業に使用するものに限る。)

(ii) 研究者、技術者及び他の補助的な要員に関する費用(特定の研究及び開発に関する事業に要するものに限る。)

(iii) コンサルタントの役務及びこれと同等の役務既成の研究、技術上の知識及び特許を含む。に関する費用

(iv) 研究及び開発に関する事業に係る間接費(基盤設備及び補助的役務に関する費用)。ただし、当該事業の総費用に対する割合がそれぞれ基本的な産業上の研究については四十五パーセント、応用研究については二十パーセ

ント、開発については十パーセントを超えないことを条件とする。

b 「基礎的な研究」とは、工業上又は商業上の目的と関連を有しない科学上及び技術上の一般的な知識の拡大を目的として高等教育機関又は研究機関が独立して行う研究活動をいう。

c 「基本的な産業上の研究」とは、産業分野及び特定企業の活動に適用できるような科学及び工学の一般的な法則に関し、新しくかつより良い理解に達することを目的とする独自の理論上及び実験上の作業をいう。

d 「応用研究」とは、新たな製品、製造工程及び役務の考案等特定の実際的な目的の達成を促進する観点から、基本的な研究の成果に基づいて行われる調査及び実験上の作業をいう。通常、第一段階の原型を作ることをもってこの研究は終了し、特定の役務に関する設計、開発又は試験であつて販売を念頭に置いたものを主たる目的とする作業はこの研究には含まれない。

e 「開発」とは、科学的及び技術的な知識の組織的な利用に基づく設計、開発、試験又は評価の作業であつて、新たな製品、製造工程若しくは役務となり得るもの又は特定の性能要求及び目的を満足させるための既存の製品若しくは役務の改善についてのものをいう。開発には、通常、事業の実験的な実施における製造開始前の模型の作成を含むが、工業への適用及び商業上の活用は含まれない。

f 造船業に対して特定の供与される公の援助であつて研究及び開発に関するものには、少ない。

くとも次の事業に関して供与される公の援助を含む。

(i) 造船業又は造船業が支配し若しくは資金供与する研究機関によって実施される研究及び開発に関する事業

(ii) 海運業又は海運業が支配し若しくは資金供与する研究機関によって実施される研究及び開発に関する事業であつて、船舶の製造又は修繕に直接関係するもの

(iii) 大学、公の若しくは独立した民間の研究機関又は他の産業分野によって実施される研究及び開発に関する事業であつて、造船業と共同で行われるもの

(iv) 大学、公の若しくは独立した民間の研究機関又は他の産業分野によって実施される研究及び開発に関する事業であつて、当該事業が実施されるときは、その結果が造船業に対して実質的かつ特定の重要性を有することになると合理的に予測されるもの

注釈6 C1の規定について

締約国は、締約国の間で競争に関する政策及び法令に相違があることを認める。C1の規定は、締約国の間で競争に関する政策の統一を意図するものではなく、また、締約国に對し競争に関する法令を改正するよう要求するものでもない。

注釈7 C2の規定について

新しく製造された船舶又は船舶の修繕に係る関税は、C2の規定の適用範囲に含まれるが、締約国は、このことにより、関税を商業的造船業における正常な競争条件に対する障害であるとはみなさない。

注釈 8 A2の規定について
輸出補助金の例示表

- (a) 政府が、企業又は産業に対し、輸出が行われることに基つて直接補助金を交付すること。
- (b) 外貨資金特別割当制度その他これに類する輸出について報奨を与える措置
- (c) 政府によつて定められ又は義務付けられる輸出貨物の国内運送に係る料金であつて、輸出貨物を国内貨物よりも有利に扱うもの
- (d) 政府又は政府機関が、直接又は政府が義務付ける制度を通じて間接に、輸出される商品の生産に用いるため輸入された又は国産の商品又は役務を提供する場合において、国内消費向けに輸出される商品の生産に用いるため当該輸入された又は国産の商品又は役務と同種の又は直接に競合する物品又は役務を提供する場合におけるよりも有利な条件で提供すること。ただし、物品については、その条件が輸出者にとり世界市場において商業的に得られる(注1)条件よりも有利な場合に限る。
- (e) 商工業を営む企業が支払う又は支払うべき直接税(注2)又は社会保障負担金につき、輸出に關連させてその額の全部又は一部の免除、軽減又は繰延べを認めること(注3)。
- (f) 直接税の課税標準の計算において、国内消費向けの生産について認められる控除に加え、輸出又は輸出実績に直接に關連させて特別の控除を認めること。
- (g) 輸出される商品の生産及び流通に關し、同種の商品が国内消費向けに販売される場合にその生産及び流通に關して課される間接税(注2)の額を超える額の間接税の免除又は軽減を認めること。

額を超える額の間の税の免除又は軽減を認めること。

- (h) 輸出される商品の生産に用いられる物品又は役務に対して課される前段階の累積的な間接税(注2)につき、同種の商品が国内消費向けに販売される場合において当該同種の商品の生産に用いられる物品又は役務に対して課される前段階の累積的な間接税と同種の間の税について認められる免除、軽減又は繰延べに係る額を超えて免除、軽減又は繰延べを認めること。もっとも、前段階の累積的な間接税が輸出される商品の生産において消費される投入物(利用できないもの)に対して通常の考慮を払う。)に対して課される場合には、国内消費向けに販売される同種の商品について当該間接税の免除、軽減又は繰延べが認められていないときでも、当該輸出される商品については、当該間接税の免除、軽減又は繰延べを認めることができる(注4)。この点については、補助金及び相殺措置に關する協定附属書IIに規定する生産工程における投入物の消費に關する指針に従つて解釈する。
- (i) 輸出される商品の生産において消費される輸入された投入物(利用できないもの)に対して通常の考慮を払う。)に対して課される輸入課徴金(注2)の額を超えて輸入課徴金の軽減又は払戻しを認めること。もっとも、特別の場合には、企業は、投入物の輸入及びこれに対応する商品の輸出の双方が合理的な期間内(二年を超えないものとする。)に行われることを条件として、前段の規定による利益を得るため、輸入される投入物と量並びに品質及び特性を同一にする国産物品を当該輸入される投入物に代えて用いることができる。この点については、補助金及び相殺措置に關する協定附属書IIに規定する生産工程における投入物の消費に關する指針及び同協定附属書IIIに規定する輸出補助金としての代替物に係る払戻し制度の決定に關する指針に従つて解釈する。

れる投入物と量並びに品質及び特性を同一にする国産物品を当該輸入される投入物に代えて用いることができる。この点については、補助金及び相殺措置に關する協定附属書IIに規定する生産工程における投入物の消費に關する指針及び同協定附属書IIIに規定する輸出補助金としての代替物に係る払戻し制度の決定に關する指針に従つて解釈する。

- (j) 政府(又は政府の監督の下にある特別の機関)が、輸出信用保証制度、輸出信用保険制度、輸出される商品に係る費用の上昇に対処する保険制度若しくは保証制度又は外国為替の変動の危険に対処する制度について長期的な運用に係る経費及び損失を補てんするためには不十分な料率によつてこれらの制度を運用すること。
- (k) 政府(又は政府の監督の下にある若しくは政府の権限の下で活動する機関)が輸出者又は金融機関が輸出信用の供与を受けるために負担する費用の全部又は一部を支払うこと。ただし、費用を支払うことが輸出信用の条件について相対的な利益を与えるために行われる場合に限る。
- (l) その他公的勘定による負担であつて千九百九十四年のガット第十六条に規定する輸出補助金に該当するもの

輸出補助金の例示表に關する注

- 注1 「商業的に得られる」とは、国産物品又は輸入された物品のいずれかの選択が、制限されておらず、かつ、商業的考慮に基づいてのみ行われることをいう。
- 注2 この協定の適用上、「直接税」とは、賃金、利潤、利子、賃

賃料、ロイヤリティその他の所得に対して課される税及び不動産の所有に対して課される税をいう。

「輸入課徴金」とは、関税その他この注2に規定していない課徴金であつて輸入に対して課されるものをいう。

「間接税」とは、売上税、個別消費税、取引高税、付加価値税、フランチャイズ税、印紙税、流通税、事業資産税、国境税その他の税であつて直接税及び輸入課徴金以外のものをいう。

「前段階の間接税」とは、商品の生産に直接又は間接に用いる物品又は役務に対して課される間接税をいう。

「累積的な間接税」とは、生産の一の段階において課税された物品又は役務が当該生産のその後の段階において用いられる場合に当該生産のその後の段階において税額控除を行う仕組みを有しない多段階にわたる間接税をいう。

税の「軽減」には、税の払戻しを含む。輸入課徴金の「軽減又は払戻し」には、輸入課徴金の全部又は一部の免除又は繰延べを含む。

注3 締約国は、例えば、適当な額の利子が徴収される場合には繰延べが輸出補助金に該当しないことを認める。締約国は、課税上、輸出企業とその支配下にある外国の買手との間、又は輸出企業と当該輸出企業と同一の支配下にある外国の買手

との間の取引における産品の価格については全く独立の立場で行動する独立の企業の間において支払われるであろう価格を用いるべきであるとの原則を再確認する。締約国は、この原則に反するおそれがあり、かつ、輸出取引について直接税の相当な減額をもたらす行政上の措置及び他の措置につき、他の締約国の注意を喚起することができる。この場合において、締約国は、この協定に基づく締約国の権利及び義務(当該注意の喚起により行われることとなる協議に関する権利を含む。)を害することなく、通常、既存の二国間の租税条約その他特定の国際的な制度を利用して意見の相違を解消するよう努める。(e)の規定は、締約国が自国又は他の締約国の企業の外国源泉所得に対する二重課税を防止するための措置をとることを制限するものではない。

了解の規定に適合することを条件として、この協定の効力発生後も供与することができる。

A 再編成のための助成

造船に関する作業部会に対して通報された次のものについては、その通報に従って供与することができる。

(i) 文書番号C-WP六(九二五八)の文書において大韓民国が大宇造船工業及び大韓造船公社に対して実施中である旨記述されている計画

(ii) 文書番号C-WP六(九二二一)の文書及び注釈1において記述されているベルギー、ポルトガル及びスペインにおける再編成のための援助

B 公の規制及び措置

合衆国の沿岸法

1 合衆国は、注釈2に掲げる一般法律に含まれる国内における製造に関する要件を維持する権利を留保する。

2 合衆国の造船所のために国内市場を留保する合衆国の沿岸法に關し、次の事項を適用する。

(a) 注釈2に掲げる合衆国の法律(以下「沿岸法」という。)を除く合衆国の他の法律に定める国内における製造、改造又は修繕に関する要件については、この協定に適合しないものであり、この協定の効力発生時に撤廃する。

(b) 締約国は、沿岸法がこの協定の特例であり続けることがこの協定の下での締約国の間の権利と義務との間の均衡を損ない得ること及び他の締約国にとって受入れ難いことを認め、(c)から(h)までに規定する対応のための措置並びに特別の見直し及び監視の手續について合意する。

(c) 合衆国は、締約国団による毎年の検討に協力すること及び沿岸法の下での船舶の製造に關して透明性を確保することに同意する。その透明性の確保には、新規の注文及び成立した契約に関する情報(注文又は契約の取消しが行われる場合の調整を含む。)並びに予定される又は実際の引渡しの日、船舶の総トン数及び種類に関する情報の提供を含める。合衆国は、少なくとも毎年一回、要請がある場合又は適当な場合(例えば、実際の又は予想される年間の引渡しが(c)に掲げる基準枠を超えて増加する可能性がある場合)にはより頻繁に、当該情報の提供を行う。

(d) 合衆国は、この協定の対象となる船舶であつてこの協定の採択の後に沿岸法の下で製造されるものの年間の引渡しの平均が総トン数二十万トンを超えないものと推定する。

(e) 締約国団は、(c)の規定に従って提供される情報を注意深く監視する。締約国団は、一の締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により、次の(i)及び(ii)の規定に従つて、決定を行い及び対応のための措置を認めることができる。

(i) この協定の効力発生の後三年以内においては、

この協定の対象となる船舶に關し、沿岸法の下で製造される船舶の実際の又は予想される引渡しがこの協定の効力発生の後いづれかの年において基準枠である総トン数二十万トン(注)を超え、かつ、その引渡しによりこの協定の下での権利と義務との間の

の均衡が著しく損なわれると締約国団が決定する場合には、締約国団は、基準枠を超えた年に沿岸法の下での船舶の製造によって利益を得た造船所に対し、基準枠を超えた船舶の引渡数量と同等の販売の機会を喪失させることを目的として、一又は二以上の影響を受けた締約国が対応のための措置(例えば、課徴金の賦課、入札又は契約の制限)をとることを認めることができる。

この(i)の規定の適用上、実際の又は予想される引渡しがいづれかの年に基準枠を超える場合には、この協定の下での権利と義務との間の均衡が著しく損なわれると推定する。

注 いずれの年の基準枠も、前年の基準枠の未使用分から総トン数五万トンまで繰り入れ、及び翌年の基準枠から総トン数五万トンを借り入れることにより、増加させることができる。

(ii) この協定の効力発生から三年を経過した後においては、この協定の対象となる船舶に關し、沿岸法の下で製造される船舶の実際の又は予想される引渡しによりこの協定の下での権利と義務との間の均衡が著しく損なわれると締約国団が決定する場合には、締約国団は、沿岸法の下での船舶の製造によって利益を得た造船所に対し、沿岸法の下で製造された船舶の引渡数量と同等の販売の機会又は他の商業上の利益を喪失させることを目的として、一又は二以上の影響を受けた締

注4 (h)の規定は、付加価値税制度及びこれに代わるような国境における税の調整については、適用しない。付加価値税の過度の軽減の問題については、専ら(g)の規定により取り扱う。

附属書II 助成措置に関する特別規定

この協定に適合しない既存の助成措置は、次のA及びBに規定するものを除くほか、この協定が効力を生ずる時に撤廃される。この協定の効力発生前に供与することを約束された助成については、この協定に関する交渉の最終文書3に掲げる

約国が対応のための措置(例えば、課徴金の賦課、入札又は契約の制限)をとることを認めることができる。

(d) この協定の適用上、沿岸法の下で製造される船舶の引渡しが行われる場合には、この協定の下での権利と義務との間の均衡が著しく損なわれると推定する。

(e) (e)の規定に基づき締約国によってとられる措置の程度、種類又は実施期間によって結果的に沿岸法の下で製造される船舶の引渡しによる販売の機会の喪失よりも大きな販売の機会の喪失がもたらされると合衆国が信ずる場合には、合衆国は、附属書IVに定める紛争に関する小委員会の手続を開始することができる。同小委員会は、(e)の規定に従ってとられる措置が不均衡又は過剰であるかないかを決定し、適当な勧告を行う。締約国がとる措置は、同小委員会の勧告に適合するものでなければならぬ。

(g) 締約国は、協定第十一条に規定する最初の三年(この見直しの一部として、十分な時間的余裕をもって、Bの規定を必要とする事情が引き続き存在するかしないか及び(e)に規定する措置がこの協定の下での権利と義務との間の均衡の維持に十分であるかないかについて検討する。当該見直しに基づき、また、この協定の下での権利と義務との間の均衡を維持することを目的として、締約国は、次のことを決定することができる。

(e)の規定を変更すること。
この協定の下での他の権利を撤回すること。

千九百九十四年のガットに基づく譲許の撤回を認めること。
その他の適当な措置をとること。

(h) 締約国は、(g)に規定する見直しが終了した後においても、自国がとり得る対応のための措置が引き続き不満足であると信ずる場合には、締約国に対して脱退の意思を通告した後三箇月でこの協定から脱退することができる。(e)又は(g)に規定する対応のための措置をとることができる締約国は、Bの規定が効力を有する場合には、この協定の効力発生から四年が経過した後いつでも同様の手続をとることによりこの協定から脱退することができる。

この附属書に関する注釈
注釈1 A(ii)の規定について

再編成のための助成

a A(ii)に掲げる再編成のための計画に含まれる援助の総額は、次のとおりとする。

スペイン 一八〇〇、〇〇〇、〇〇〇ペセタ
ポルトガル 一七、〇〇〇、〇〇〇コント
ベルギー 三六、〇〇〇、〇〇〇ベルギー・フラン

b aに掲げる援助の総額は、それぞれ次のもので構成される。

(i) 社会的な措置に対する援助であって附属書I B 1 hの規定に基づいてこの協定から除外されるもの

(ii) この協定への署名の日前に生じた再編成のための費用に対する援助。ただし、当該日前に、それぞれの国の政府が約束し、欧州委員会が承認した援助であって、予算上の問題に

より支払われていないものに限る。

(iii) 再編成のための措置に対するその他の援助であって、千九百九十六年一月一日前に生じた費用に基づき、約束され、支払われるもの
(iv) 千九百九十六年一月一日後に支払われる再編成のための措置に対する援助であって次の二の区分に該当するもの
(a) 投資のための援助
(b) 社会的な措置に対する援助であって附属書I B 1 hの規定に基づいてこの協定から

除外されないもの

c 欧州共同体は、締約国が再編成のための計画を監視できるよう、協定第四条1 bの規定に従い、aに掲げる総額に關しbに定める区分ごとの情報を締約国に提供する。

d 欧州共同体は、千九百九十六年一月一日後に支払われ、かつ、bの(i)及び(ii)の規定に該当しない援助については、次に掲げる各国ごとの上限額及び支払期限に従ったものとなる見込みであることを表明する。

援 助		額	最終の支払期限
スペイン	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ペセタ		一九九八年二月三日
ポルトガル	五、二〇〇、〇〇〇コント		一九九八年二月三日
ベルギー	一、三三〇、〇〇〇、〇〇〇ベルギー・フラン		一九九七年二月三日

を禁止する次の法律

e 欧州委員会は、A(ii)に掲げる援助の対象となる再編成のための計画に關し、欧州共同体の域内の法令に従って要求される完全な通報を未だ受領していないが、当該援助の承認に關する最終決定を行う際に、当該援助に關するdに掲げる上限額及び制限が十分に尊重されることを確保する。

注釈2 Bの規定について

合衆国の沿岸法

合衆国は、次の法令に含まれる国内における製造に關する要件を維持する権利を留保する。

a 合衆国で製造され、合衆国の法令に基づいて文書が備えられ、かつ、合衆国の市民によって所有される船舶によるものを除くほか、合衆国の国内のいずれかの点の間における商品の運送

千九百二十年八月五日の法律第二十七条(合衆国法律全集(STAT)第四十一卷九百九十九ページ)(千九百三十五年四月十一日の法律(同全集(STAT)第四十九卷五百五十四ページ)、千九百三十五年七月一日の法律(同全集(STAT)第四十九卷四百四十二ページ)、千九百五十六年七月十四日の法律第一條(同全集(STAT)第七十卷五百四十四ページ)、第八十五議會議第五百八十一條一般法律第二十七條(同全集(STAT)第七十二卷三百五十一ページ)、第八十六議會議第五百八十三條一般法律第一條(同全集(STAT)第七十四卷三百二十一ページ)、第八十九議會議第九十四條一般法律(同全集(STAT)第

を禁止する次の法律

千八百九十八年二月十七日の法律第二条
(合衆国法律全集(STAT)第三十巻二百四十八ページ)によって改正された千八百八十六年六月十九日の法律第八条(同全集STAT)第二十四巻八十一ページ)
c しゅんせつ船に關し、合衆国での製造及び登録を義務付ける次の法律
第三百二議会第五百八十七号一般法律第五百零一条(a)(1)(合衆国法律全集(STAT)第六巻五千八百四十四ページ)によって改正された千九百零六年五月二十八日の法律第一条(同全集(STAT)第三十四巻二百四ページ)

d 合衆国の港又は場所から合衆国の他の港又は場所へ船舶をえい航する引き船に關し、合衆国で製造され、合衆国の法令に基づいて文書が備えられ、かつ、合衆国の市民によって所有されることを義務付ける次の法律
現行制定法集第四千三百七十条(合衆国法律全集(STAT)第五十四巻三百四ページ)
(第九十九議会第三百七号一般法律第十條(同全集(STAT)第六巻四百四十七ページ)及び第三百二議会第三百二十九号一般法律第二条(同全集(STAT)第六巻五百八十九ページ)によって改正されたもの)

e 合衆国の水域又は排他的經濟水域において活動する漁船、魚類運搬船及び魚類加工船(漁業に關する國際取極に基づく許可を得て活動するものを除く。)に關し、合衆国で製造され、合衆国の法令に基づいて文書が備えられ、かつ、合衆国の市民によって所有されることを義務付け

る次の法律(この協定の締約国の漁船となることとが定まっている漁船については、この協定の適用範圍から除外されているが、完全を期するため掲げるもの)
第九十八議会第八十九号一般法律第一条(合衆国法律全集(STAT)第九十七巻五百八十七ページ)第九十八議会第四百五十四号一般法律第三百一条(c)(同全集(STAT)第九十八巻千七百三十四ページ)、第三百二議会第九十八号一般法律の第三条(4)及び(5)(同全集(STAT)第六巻一千七百七十九ページ)並びに第六條(a)(6)(同全集(STAT)第六巻千七百八十二ページ)並びに第三百一議会第二百二十五号一般法律第三百一条(a)(8)(同全集(STAT)第六巻千九百一十一ページ)によって改正されたもの)

附屬書III 加害的廉売に係る納付金

A 基本原則

1 締約国は、一の締約国の船舶であつて協定第二条に規定するもの(以下「船舶」という。)をその正常の価額よりも低い価額で他の締約国の一若しくは二以上の国民若しくは会社(注1)又はそれらの国民若しくは会社により所有され(注2)若しくは支配される(注3)一若しくは二以上の会社(注4)に対して直接又は間接に販売する(注5)ことが、締約国の領域における確立された産業に實質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を實質的に遅延させるときは、そのような加害的廉売を非難すべきものと認める。

注1 この附屬書の規定の適用上、「締約国の会社」とは、国又はその行政区画の法令に基づき合法的に設立されたあらゆる種類の法人(社團法人、会社、団体その他の組織を含む。)をいうものとし、当該法人が金銭的な利益を目的として設立されたものであるかないか、民間の所有か、政府の所有か及び有限責任制度に基づくものか無限責任制度に基づくものかを問わない。

注2 「所有する」又は「所有」とは、五十パーセントを超える権利を有することをいう。
注3 「支配する」又は「支配」とは、企業の活動に實質的な影響を与える實際上的能力を有することをいうものとし、二十五パーセントの権利を有することをもって推定する。一の会社の所有が示される場合には、当該会社には、別個の支配は存在しないものと推定する(他の方法により確認される場合を除く)。

注4 船舶の原産国である締約国の買手が当該船舶の所有権を有することが示される場合には、当該船舶の販売については、この附屬書の規定に基づく加害的廉売に關する調査を行わない。ただし、船舶の所有者が他の締約国の買手の指示に従つて行動していること又は他の締約国の買手が船舶の所有者の権利及び債務を引き受けていることが確認されるときは、この限りでない。

b 合衆国で製造され、合衆国の法令に基づいて文書が備えられ、かつ、合衆国の市民によって所有される船舶によるものを除くほか、合衆国の国内のいずれかの点の間において旅客の運送

七十九巻八百二十三ページ)、第八十六議会第五百八十三号一般法律第一条(同全集(STAT)第七十四巻三百二十一ページ)、第八十九議会第九百九十四号一般法律(同全集(STAT)第七十九巻八百二十三ページ)、第九十議会第四百七十四号一般法律(同全集(STAT)第八十二巻七百七ページ)、第九十二議会第六百六十三号一般法律第一条(同全集(STAT)第八十五巻四百八十六ページ)、第九十五議会第四百十号一般法律第二百三十三條(同全集(STAT)第九十二巻九百四ページ)、第九十六議会第五百十二号一般法律第四條(同全集(STAT)第九十三巻八百四十八ページ)、第九十七議会第三十二号一般法律第十二條(同全集(STAT)第九十五巻五百五十七ページ)、第九十七議会第三百八十九号一般法律の第五百二條(同全集(STAT)第九十六巻千九百五十四ページ)及び第五百四條(同全集(STAT)第九十六巻千九百五十八ページ)、第九十六議会第二百二十九号一般法律第六條(c)(1)(同全集(STAT)第九十一巻千七百八十二ページ)、第九十七議会第三百二十九号一般法律第一条(a)(同全集(STAT)第九十一巻五百八十八ページ)並びに第三百二議会第五百八十七号一般法律第五百零一条(b)(同全集(STAT)第六巻五千八百五十五ページ)によって改正されたもの)

注5 この附属書の規定の適用上、

a 「販売」の概念は、船舶の所有権の発生又は移転について適用する。ただし、当該所有権には、通常の商業的貸付けに対する担保の提供のみを目的として発生し又は取得された所有権を含まない。

b 「所有権」には、契約上又は財産上の権利であつて、船舶の所有者が船舶の運航から利益を得る方法と実質的に同等な方法により、当該権利の受益者が船舶の運航によって利益を得ることを可能とするものを含む。このような実質的な同等性が存在するかしないかを決定するに当たり、調査当局は、次の事項について検討する。

(i) 取引の条件及び状況
(ii) 造船業者における商業上の慣行
(iii) 権利の受益者が取引の対象となる船舶を自己の運航計画に組み入れるか組み入れないか。

(iv) 権利の受益者が船舶の使用可能期間の相当の部分において、当該船舶の運航によって利益を得及び危険を負う可能性が実上あるかないか。

c 「買手」とは、船舶の所有権を取得する(造船事業者からの所有権の最初の移転に関連して行われる直接又は間接の取得をいい、船舶の賃借又は長期の裸備船によるものを含む。)すべての者(買手を所有し又は支配する国民又は

会社を含む。)をいう。

d 「買手」及び「販売」については、この注5の規定に従つて解釈するものとし、また、一の船舶について二以上の買手が存在することもあるものと理解する。

2 締約国は、加害的販売を是正し又は防止するため、加害的販売が行われた船舶の製造者に対し、その船舶に関する加害的販売に係る価格差を超えない額の納付金の支払を要求することができる。

3 いずれかの締約国の領域で製造された船舶であつて他の締約国の買手に販売されるものは、その船舶の原産国である締約国の買手に対して同種の船舶が販売される際に課される租税を免除されることを理由として、又はその租税の払戻しを受けることを理由として加害的販売に係る納付金の支払を要求されることはない。

4 (a) 締約国は、造船事業者の行う加害的販売の影響が自国の確立された国内産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は自国の国内産業の確立を実質的に遅延させるものであると決定する場合を除くほか、他の締約国の国民又は会社である当該造船事業者に対して加害的販売に係る納付金の支払を要求してはならない。

(b) 締約国は、締約国が、自国の国民又は会社が買手となる船舶の販売に関し、その販売が自国に船舶を輸出している第三国である締約国の領域における産業に実質的な損害を与え又は与えるおそれがある加害的販売である

場合には、これを是正するため当該販売を行う造船事業者に対して加害的販売に係る納付金の支払を要求することができるよう、(a)の要件を免除することができる。

5 締約国は、この協定が適用される船舶の加害的販売については、この附属書の規定に従つてのみ措置をとることを合意する。特定の取引に関し、世界貿易機関の加盟国であつてこの協定の締約国でない国が千九百九十四年のガット第六条及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定に従いダンピング防止のための手続を開始している場合には、この協定の締約国は、この附属書の規定に基づく手続を開始することを保留する。

特定の取引に関し、この協定の締約国がこの附属書の規定に基づく手続を開始した後に、世界貿易機関の加盟国であつてこの協定の締約国でない国が千九百九十四年のガット第六条及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定に従いダンピング防止のための手続を開始する場合には、この附属書の規定に基づく手続を開始した国は、当該手続を停止する。ダンピング防止のための調査により得られた結論がダンピング防止措置の適用又は当該措置の適用に関する事実の否定的な認定であるときは、締約国は、この附属書の規定に基づく手続を開始し又は継続してはならない。

ダンピング防止のための調査による結論が妥当な期間(一年を下回ることはない。)内に得られないときは又はダンピング防止のための調査の結果、当該措置の適用に関する事実の肯定的な認定にもかかわらずいかなる措置もとられなかったときは、この協定の締約国は、調査を開始し又は継続することが出来る。ただし、いかなる場合においても一の取引について、この協定に規定する加害的販売に係る納付金の支払の要求及び千九百九十四年のガットの下でのダンピング防止税の賦課の双方が行われることはない。

な認定にもかかわらずいかなる措置もとられなかったときは、この協定の締約国は、調査を開始し又は継続することが出来る。ただし、いかなる場合においても一の取引について、この協定に規定する加害的販売に係る納付金の支払の要求及び千九百九十四年のガットの下でのダンピング防止税の賦課の双方が行われることはない。

B 基本原則に関する補足規定

A1の規定に関し、
1 連合している商社が行う隠れた加害的販売(買手が、自己と連合している造船事業者の送状価格に相応する価格よりも低い価格で、かつ、販売が行われる国での価格よりも低い価格で販売することをいう。)は、一種の加害的販売を構成するものとし、これに関しては、加害的販売に係る価格差は、その買手がその船舶を再販売する場合の価格に基づいて計算することができる。

2 貿易の完全な又は実質的に完全な独占を設定している国ですべての国内価格が国家により定められているものからの販売の場合には、A1の規定の適用上比較可能な価格の決定が困難であり、また、このような場合には、締約国にとつて、このような国における国内価格との厳密な比較が必ずしも適当でないことを考慮する必要があることを認める。

A2の規定に関し、
複数通貨措置は、特定の場合には、通貨的部分的な平価切下げにより一種の加害的販売を構成することがあり得、これは、A2の規定に基づく措

官 報 (号 外)

置の対象となり得る。「複数通貨措置」とは、政府による措置又は政府が承認する措置をいう。

A 4 (b) の規定に關し、

A 4 (b) の規定に基づく免除は、加害的廉売に係る納付金の支払を要求することを申し出る締約国の申請に基づいてのみ許与される。

造船業における加害的廉売に関する規約

締約国は、

加害的廉売に対する措置が国際貿易に対し不当な障害となるべきでないこと及び加害的廉売が確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり又は産業の確立を実質的に遅延させる場合にのみ加害的廉売に係る納付金の支払を要求することができることを認め、

加害的廉売に係る事案を十分に検討するための基礎となる衡平かつ公開の手續を定めることが望ましいことを考慮し、

A に定める基本原則の実施に画一性及び確実性を与えるように、同原則の規定を解釈すること及びその適用のための規則を詳細に定めることを希望し、

船舶の購入取引の複雑さ及び船舶の所有の形態の不明確さに留意する必要があることを認め、商業的造船業においては、しばしば一の船舶ごとに個別の取引を行い、また、一の船舶ごとに当該船舶が製造できるよう造船所の運営を適応させるといふ性質があることを認め、もって、調査当局は、船舶の販売が国内産業に与える影響を評価する際にはこれらの性質その他商業的造船業の特性を考慮しなければならないことを理解して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条 原則

1.1 協定第二条に規定する船舶(以下「船舶」という。)の加害的廉売に係る納付金の支払の要求は、この附属書に定める条件の下において、かつ、この附属書の規定に従って開始し(注)、実施する調査に基づいてのみ行うことができる。次の諸規定は、この附属書の実施に関する法令に基づいて措置がとられる場合に限り、基本原則の規定の適用を規律する。

注 以下「開始する」とは「開始」とは、締約国が第五条の規定に従って正式に調査を始めるための手続上の措置をとることをいう。

1.2 締約国は、この規約に、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定に対し将来なされる改正を含めることを合意する。当該改正をこの規約に含めるに当たって加える変更は、商業的造船業の特性により必要とされるものに限定する。

第二条 加害的廉売の決定

2.1 この協定の適用上、輸出される(注1)船舶の輸出価格が輸出国の買手に販売される同種の船舶の通常の商取引における比較可能な価格よりも低い場合には、当該輸出される船舶の販売は、加害的廉売、すなわち、正常の価格よりも低い価額で他の締約国の一若しくは二以上の国民若しくは会社又はそれらの国民若しくは会社により所有され若しくは支配される一若しくは二以上の会社に対する直接又は間接の販売(注2)とみなす。

注1 この附属書の規定の適用上、「輸出」と

は、船舶の販売であつてその買手が当該船舶の原産国である締約国の買手以外であるものをいう。

注2 a 船舶の原産国である締約国の買手に対する販売は、他の国の国民若しくは会社又は他の国の国民若しくは会社により所有され若しくは支配される会社に対するこの附属書に規定する販売(直接的であるか間接的であるかを問わない。)を意味しない。

b 船舶の原産国である締約国の買手への販売は、この附属書の規定の適用上、「国内販売」を構成し、その価格は、「国内価格」を構成する。

2.2 輸出国の国内市場の通常の商取引において同種の船舶の販売が行われていない場合又は市場が特殊な状況にあるためにそのような販売によつては適正な比較を行うことができない場合には、加害的廉売に係る価格差については、適当な第三国に輸出される同種の船舶の比較可能な価格(代表的な価格である場合に限る。)との比較により決定する。適当な第三国に輸出される同種の船舶の販売が行われていない場合又は適当な比較を行うことができない場合には、加害的廉売に係る価格差については、原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての適当な額を加えたもの(以下「構成価額」という。)との比較により決定する。

2.1 単位当たりの生産費(固定費及び変動費に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の船舶の輸出国

の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が合理的な期間(注1)内にすべての費用を回収することができない価格で行われていると当局(注2)が決定する場合にのみ、価格を理由として当該販売を通常の商取引(注3)には当たらないものとみなし、正常の価額の決定において無視することができる。販売の際の費用を下回る価格であっても、当該価格が調査の対象となつた期間における費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものとみなす。

注1 この附属書の規定の適用上、「合理的な期間」は、五年間とする。

注2 この規約において「当局」とは、適当な上級の当局をいうものと解する。

注3 「通常の商取引」の語は、この条において同一の意味を有する。

2.1.1 いて同一の意味を有する。

2.2 規定の適用上、費用については、通常、調査の対象となる造船事業者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従つたものであり、かつ、検討の対象となる船舶の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを条件とする。当局は、費用の適正な配分に關して入手することができるすべての証拠を考慮する。この証拠には、調査の過程において造船事業者によつて提出されたものを含む。ただし、費用の配分が、特に、無形固定資産及び有形固定資産についての適

当な減価償却期間の設定並びに資本的支出その他開発費についての引当金の積立てに
関し、造船事業者によって伝統的に行われ
てきたものであることを条件とする。立ち
上がり段階の操業(注)が調査の対象とな
った期間中の費用に与える影響又は将来若
しくは現在の生産に資する経常外費用が、こ
の2.1に規定する費用の配分において反映さ
れていない場合には、費用は、それらに
応じて適切に調整される。

注 立ち上がり段階の操業のために行
われる調整については、立ち上がり期間
の終了時における費用又は、その期間
が調査の対象となった期間を超える場
合には、調査期間中に当局が合理的に
考慮することができ最新の費用を反
映させる。

2.2.2
2.2の規定の適用上、管理費、販売経費、一
般的な経費及び利潤の額については、調査の
対象となる造船事業者による同種の船舶の通
常の商取引における生産及び販売に関する実
際のデータを基礎とする。そのデータを基礎
としてこれらの額を決定することができない
場合には、当該額については、次のものを基
礎として決定することができる。

- (i) 当該造船事業者が原産国の国内市場にお
いて同一の一般的な部類に属する船舶の生
産及び販売に関して負担し及び得た実際の
額
- (ii) 原産国の他の造船事業者が自国の国内市

場において同種の船舶の生産及び販売に
関して負担し及び得た実際の額の加重平均
(iii) その他合理的な方法(注)。ただし、これ
により設定される利潤の額が、他の造船事
業者が原産国の国内市場において同一の一
般的な部類に属する船舶の販売に関して通
常得る利潤の額を超えないことを条件とす
る。

注 「その他合理的な方法」は、適当な国
内販売が行われていない場合において
のみ適用されるべきである。この場合
には、原則として、この(ii)の規定に従
い、当該造船事業者の適当な輸出を用
いるものとし、当該造船事業者の適当
な輸出が行われていないときは、原産
国の他の造船事業者の輸出を用いる。
(iv) 構成価額に含める利潤については、すべ
ての場合において、調査の対象となる販売
の前後の合理的な期間(注)に行われた販売
によって生じた利潤の平均に基づいたもの
とし、かつ、当該調査の対象となる販売の
際の妥当な利潤を反映するものとする。利
潤の計算に当たり、当該調査の対象となる
販売の時点で妥当な利潤以外のものをた
らすいかなる歪曲も除去する。

2.2.3
注 この文脈において「合理的な期間」と
は、可能な限り短い期間とし、通常、
調査の対象となる販売の前後各六箇月
を超えるべきでない。
契約から船舶の引渡しまでは長い期間を要
することに照らして、特別な事態(例えば、

労働争議、火事、自然災害)により生じた実
際の費用であって、販売の実質的な条件が定
められた時に造船事業者が合理的に予想しか
つ考慮し得た費用の増大を著しく超えるもの
については、正常の価額に含めない。(注)

注 立証責任は、造船事業者にある。

2.3
輸出価格がない場合又は関係当局が造船事業
者と買手若しくは第三者との間の連合若しくは
補償取決めのために輸出価格を基準とすること
ができないと認める場合において、輸出価格に
ついては、船舶が独立した買手に再販売され
るときは当該買手に最初に再販売される価格に基
づいて又は、当該船舶が独立した買手に再販売
されないとき若しくは造船事業者から最初に販
売された時の状態で再販売されないときは当局
が決定する合理的な基礎に基づいて、決定する
ことができる。

2.4
輸出価格と正常の価額との比較は、公正に行
われるものとする。この比較は、商取引の同一
の段階(通常の場合には、工場渡しの際)にお
いて、かつ、できる限り同一の時点で行われた
(注1)販売について行われる。価格の比較に影
響を及ぼす差異(販売条件、課税、商取引の段
階、量及び物理的な特性における差異その他価
格の比較に影響を及ぼしていると立証されたあ
らゆる差異を含む(注2))に対しては、それぞ
れの場合に応じて妥当な考慮を払う。2.3に規定
する場合には、造船事業者からの最初の販売か
ら再販売までの間に生じた費用(関税及び内国

税を含む)及び利潤に対しても考慮を払うべき
である。この場合において、価格の比較に影響
が及ぼされるときは、当局は、構成された輸出
価格の商取引の段階に相当する商取引の段階で
正常の価額を定め、又はこの2.4の規定によつて
正当とされる妥当な考慮を払う。当局は、関係
当事者に対して、公正な比較を確保するために
いかなる情報が必要であるかを示すものとし、
また、不合理な立証責任を課してはならない。

注1 「できる限り同一」の時点で行われた販
売とは、通常、調査中の販売の前後各三
箇月以内に行われる販売又は当該期間内
に販売が行われない場合には当該期間よ
りも長い適当な期間内に行われる販売を
いう。

注2 これらの要因は、一部重複することが
あることを了解する。当局は、この2.4の
規定に基づいて既に行った調整を重複し
て行わないことを確保する。

2.4.1
2.4の規定に基づく価格の比較が通貨の換算
を必要とする場合には、その換算は、販売の
日(注)における為替相場を用いて行われるべ
きである。ただし、先物市場における外国通
貨の取引が輸出のための販売と直接に結び付
いている場合には、先物取引における為替相
場を用いることを条件とする。

注 この規定の適用上、販売の日は、実質
的な販売条件が定められる日をいう。船
舶の取引に関しては、販売の日は、通
常、契約の日をいう。ただし、他の日に

実質的な販売条件が著しく変更された場合は、当該変更が行われた日の為替相場が適用されるべきである。この場合において、調査当局は、当初の販売の日と当該変更が行われた日との間の為替相場の変動のみによる加害的販売に係る価格差への不合理な影響を考慮し、適当な修正を行う。

2.4.2 公正な比較について規律する2.4の規定に従うことを条件として、調査の段階において、加害的販売に係る価格差の存在については、通常、加重平均によって定められた正常の価額と比較可能なすべての輸出取引の価格の加重平均との比較を基礎として、又は個々の取引における正常の価額と輸出価格との比較によって認定する。輸出価格の様相が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによつてはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合には、加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる。

いて単に積み替えられる場合、このような船舶が輸出国において生産されていない場合又は輸出に当該船舶についての比較可能な価格がない場合には、原産国における価格と比較することができ。

2.6 この協定において「同種の船舶」とは、検討の対象となる船舶の種類、用途及びおおよその大きさが同じ船舶であつて、当該船舶と極めて類似した特性を有するものをいうものと解する。「同一」の一般的な部類に属する船舶とは、種類及び用途は同一であるが、大きさが著しく異なる船舶をいうものと解する。船舶の大きさ及び設備の小さな相違については、船舶の部類に影響を及ぼすものではないが、この規約に基づく計算及び比較を行う際の適切な調整において反映することができる。

2.7 この条の規定は、「B 基本原則に関する補足規定」の「A-1の規定に関し」の2の規定の適用を妨げるものではない。

第三条 損害(注)の決定

注 この附属書において「損害」とは、別段の定めがない限り、国内産業に対する実質的な損害若しくは実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延をいい、この条の規定により解釈する。

3.1 この附属書の規定の適用上、損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行うものとし、(a)正常の価額よりも低い価額での販売が国内市場における同種の船舶の価格に及ぼす影響及び(b)当該販売が同種の船舶の国内生産者(注)に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う。

注 この附属書の規定の適用上、「同種の船舶の国内生産者」とは、既存の設備で同種の船舶を製造する能力を有する造船所又は同種の船舶の製造に適時に適合できる造船所を含む。

3.2 調査当局は、正常の価額よりも低い価額での販売が価格に及ぼす影響については、当該販売の価格が国内生産者の同種の船舶の価格を著しく下回るものであるかないか又は、当該販売の及ぼす影響により、価格が著しく押し下げられているかないか若しくは当該販売がなかったとしたならば生じたであろう価格の上昇が著しく妨げられているかないかを考慮する。これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

3.3 二以上の国が一の締約国に対して行う船舶の販売が同時に加害的販売に関する調査の対象である場合において、調査当局は、(1)各国からの購入について定められる加害的販売に係る価格差が5に規定する僅少であるものよりも大きく、また、(2)他の締約国の造船事業者により自国の買手に販売される船舶の間の競争の状態及び当該船舶と国内の同種の船舶との間の競争の状態に照らして販売の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると決定したときにのみ、このような販売の及ぼす影響を累積的に評価することができる。

3.4 正常の価額よりも低い価額での販売の關係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に關係を有するすべての経済的な要因及び指標(販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは換業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は加害的販売に係る価格差の大きさを含む)についての評価を含む。これらの要因及び指標は、すべてを網羅するものではなく、また、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

3.5 正常の価額よりも低い価額での販売が3.2及び3.4に規定する正常の価額よりも低い価額での販売の及ぼす影響によりこの協定に定義する損害を与えている又は与えたことが立証されなければならぬ。正常の価額よりも低い価額での販売と国内産業に対する損害との因果關係は、当局が入手したすべての関連する証拠の検討に基づいて明らかにする。当局は、正常の価額よりも低い価額での販売以外の要因であつて、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討するものとし、また、これらの他の要因による損害の責めを正常の価額よりも低い価額での販売に帰してはならない。この点について関連を有することがある要因には、特に、正常の価額よりも低い価額での販売によることなく他の締約国の造船事業者が調査を実施している締約国の買手に対して販売している量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性を含む。

率、生産性、投資収益若しくは換業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は加害的販売に係る価格差の大きさを含む)についての評価を含む。これらの要因及び指標は、すべてを網羅するものではなく、また、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

3.6

正常の価額よりも低い価額での販売の及ぼす影響については、入手することができるデータにより、生産工程、生産者の販売、利潤等に基づいて同種の製品の国内生産を他の製品の国内生産と区別することができる場合には、当該同種の製品の国内生産との関連において評価する。そのような区別を行うことができない場合には、正常の価額よりも低い価額での販売の及ぼす影響については、必要な情報を入手することができる最小範囲の製品(同種の製品を含む。)の生産について検討することによって評価する。

3.7

実質的な損害のおそれの決定は、事実に基づくものでなければならず、単に申立て、推測又は可能性の希薄なものに基づくものであってはならない。正常の価額よりも低い価額での販売が損害を与えるような事態を生ずるに至る状況の変化は、明らかに予見され、かつ、差し迫ったものでなければならぬ(注)。当局は、実質的な損害のおそれの存在に関する決定を行うに当たっては、特に、次の要因を考慮すべきである。

注 調査を行う締約国の買手に対する正常の価額よりも低い価額での船舶の販売が近い将来において相当に増加すると信ずるに足る確かな理由のあることが一例であるが、これに限らない。

(i) 輸出者の能力の十分な余力又は輸出者の能力の差し迫ったかつ相当な増加であって、買手の国の市場への正常の価額よりも低い価額

での販売が相当に増加する可能性を示すもの。この点について、追加的な輸出を吸収することができない他の輸出市場の存在に考慮を払う。

(ii) 国内価格を著しく押し下げ又は国内価格の上昇を著しく妨げる影響を有する価格であって、他の国からの追加的な購入に対する需要を増加させる可能性がある価格で船舶が国内市場に輸出されているかいないか。

これらの要因のうち一の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならず、考慮された要因が、全体として、正常の価額よりも低い価額での追加的な販売が差し迫っており、かつ、保護的な措置がとられない限り実質的な損害が生ずるという結論を導くものでなければならぬ。

3.8

正常の価額よりも低い価額での販売が損害を与えるおそれがある事案に関しては、加害的販売に対する措置の適用は、特別の注意をもって検討し及び決定する。

第四条 国内産業の定義

4.1

この協定の適用上、「国内産業」とは、同種の船舶の国内生産者(注1)の全体又はこれらの国内生産者のうち当該船舶の生産能力の合計が当該船舶の国内総生産能力の相当な部分を占めている生産者をいうものと解する。もっとも、生産者が加害的販売の申立てに係る船舶の輸出者若しくは国内の買手と関係する(注2)場合又は生産者自身が加害的販売の申立てに係る船舶の国内の買手である場合には、「国内産業」には、これらの生産者を含まないと解することが

できる。

注1 3.1の注参照

注2 この4.1の規定の適用上、生産者は、輸出者又は国内の買手との間において、(a)両者のいずれか一方の者が他方の者を直接若しくは間接に支配している場合、(b)両者が同一の第三者によって直接若しくは間接に支配されている場合又は(c)両者が共同して同一の第三者を直接若しくは間接に支配している場合のみ、関係を有するものとみなす。この場合において、生産者が輸出者又は国内の買手と関係を有する者であること

4.2

二以上の国が千九百九十四年のガット第二十四条8(a)に規定する単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合に、統合された地域全体における産業は、4.1に規定する国内産業とみなされる。

5.1

5.6に規定する場合を除くほか、申し立てられた加害的販売の存在、程度及び影響を決定するための調査は、国内産業によって又は国内産業のために行われる書面による申請に基づいて開始する。

第五条 調査の開始及び実施

5.1 5.6に規定する場合を除くほか、申し立てられた加害的販売の存在、程度及び影響を決定するための調査は、国内産業によって又は国内産業のために行われる書面による申請に基づいて開始する。

5.2 始する。

5.1の申請は、申請者が船舶の販売を知った又は知るべきであった(注1)時から、(d)の(i)又は(ii)の規定に該当する場合には六箇月以内、(d)の規定に該当する場合には九箇月以内(六箇月以内に申請の意図があることを通報する(注2))ことを条件とする。)に提出されるものとし、いかなる場合にも当該船舶の引渡しから六箇月を超えてはならない。この申請には、次のものについての証拠を含める。

注1 造船事業者は、国際的な貿易紙に当該船舶に関する極めて一般的な情報と共に契約が結ばれた事実が公表された時から、販売の存在を知っていた又は知っていたべきであったと推定される。

注2 この通報には、申請者が合理的に入手することができ得る情報であって申請の対象となる取引を特定できるものを含む。

(a) 加害的販売(注) 注 調査を行う国の会社又は国民が買手であることを示す証拠を含む。

(b) この附属書の規定により解釈される損害加害的販売と申し立てられた損害との間の因果関係

(c) 広範なかつ多数の者を対象とする入札(注)によって船舶が販売された場合には、申請者が申請の対象である契約に関しては入札するよう求められていたこと及び申請者が実際に入札しかつ当該入札が入札の仕様(例えば、引渡し期日、技術的な要件)を実質的に満足するものであったこと。

注 この(d)の規定の適用上、「広範なかつ多数の者を対象とする入札」とは、船舶の購入を予定している買手が、少なくとも自国の造船事業者であつて当該船舶を建造する能力を有することを承知しているすべてのものに對し、広く入札の招請を行う入札をいう。 (ii) 広範なかつ多数の者を対象とする入札以外の入札の手続によつて船舶が販売された場合において申請者が申請の対象である契約に関して入札するよう求められていたときは、申請者が実際に入札し、かつ、当該入札が入札の仕様を実質的に満足するものであつたこと。 (iii) 広範なかつ多数の者を対象とする入札以外の入札において入札するよう求められなかつた場合には、申請者が当該船舶を建造する能力を有していたこと、及び申請者が提示された船舶の購入について知っていた又は知っているべきであつたとき(注)は、申請者が当該入札の仕様に適合する販売契約を買手と結ぶため明確な努力を行ったこと。 注 次のことが示される場合には、申請者は、買手が予定していた取引について知っていた又は知っているべきであつたと推定される。 (i) 船舶の購入を予定していた買手の存する国の国内産業の大半が、	買手と当該船舶の販売契約を結ぶための努力を行ったこと。 (ii) 予定された購入に関する一般的な情報、仲買人、金融業者、船級協会、備船者、貿易業者の団体その他船舶の製造に関する取引に通常関与する団体であつて造船事業者が常に接触し若しくは取引を行うものから入手可能であつたこと。 関連する証拠によつて裏付けられない単なる主張は、この5.2に定める要件を満たすために十分なものであるとみなすことができない。この申請には、申請者が合理的に入手することができ、次の事項に関する情報を含むものとする。 (i) 申請者の身元関係事項並びに当該申請者による同種の船舶の国内生産の量及び価額に関する記述。書面による申請が国内産業のために行われる場合には、当該申請は、同種の船舶の知られているすべての国内生産者の名簿を記載すること並びに可能な限り当該国内生産者による同種の船舶の国内生産の量及び価額を記述することによつて、申請がいずれの産業のために行われているかを明らかにする。 (ii) 加害的販売の申立てに係る船舶に関する完全な記述、関係原産国又は関係輸出国の国名、知られている輸出者又は外国の生産者のそれぞれの身元関係事項及び調査を行う締約国の会社又は国民である当該船舶の買手の身元関係事項	(iii) このような船舶に関し、原産国若しくは輸出の国内市場において販売される価格(又は、適当な場合には、当該船舶が原産国若しくは輸出国から第三国に販売される価格若しくは当該船舶の構成価額に関する情報)及び輸出価格又は、適当な場合には、当該船舶が他の国の独立した買手に最初に販売される価格に関する情報 (iv) 加害的販売であると申し立てられた販売が国内市場における同種の船舶の価格に及ぼす影響及びこれらの販売が国内産業に結果として及ぼす影響(国内産業の状態に關係を有する要因及び指標、例えば、3.2及び3.4に規定するものによつて示されるもの)に関する情報 5.3 当局は、調査の開始を正当とするための十分な証拠があるかないかを決定するため、申請の際に提供された証拠の正確性及び妥当性について検討する。 5.4 5.1の調査については、同種の船舶の国内生産者が申請について表明した支持又は反対の程度の検討に基づき、当局が、当該申請が国内産業によつて又は国内産業のために行われている(注)と決定しない限り、開始してはならない。申請は、当該申請について支持を表明している国内生産者の生産能力の合計が、当該申請について支持又は反対のいずれかを表明している国内産業の一部が生産する同種の船舶の総生産能力の五十パーセントを超える場合には、「国内産業によつて又は国内産業のために」行われたものとみなす。ただし、申請を明示的に支持し	ている国内生産者の生産能力が同種の船舶を生産する能力を有する国内生産者の総生産能力の二十五パーセント未満である場合には、調査を開始してはならない。 注 締約国は、特定の締約国の領域内においては、同種の製品の国内生産者の被用者又はこれらの代表が5.1の調査のための申請を行い又は支持することができることを認識する。 5.5 当局は、調査を開始する旨の決定が行われないう限り、調査の開始を求める申請書を公表しないようにする。もっとも、当局は、申請後直ちに又は5.6に規定する調査を開始する旨の当局の決定後直ちに、かつ、調査を開始する前に關係輸出国の政府に通知する。 5.6 關係当局は、特別な状況において国内産業によつて又は国内産業のために行われる調査の開始を求める書面による申請を受領しないで調査を開始することを決定する場合には、調査の開始を正当とする十分な証拠(加害的販売、損害、因果關係及び損害を受けたと判断される国内産業の構成員が5.2(d)の規定の基準を満たすことについてのもの)があるときにのみ手続を進める。 5.7 加害的販売及び損害の双方についての証拠は、(a)調査を開始するかしないかを決定するに当たり同時に考慮するものとし、(b)その後の調査の過程においても同時に考慮する。 5.8 關係当局は、加害的販売又は損害のいずれかの一方についての証拠が事案に関する手続の進
--	--	---	---

行を正当とするために十分でない認められる場合には、速やかに1.の申請を却下するものとし、また、速やかに調査を取りやめる。関係当局は、加害的販売に係る価格差が僅少であるものと決定し、又は損害が無視することのできるものであると決定する場合、直ちに手続を取りやめる。加害的販売に係る価格差は、輸出価格に対する百分率によって表示した場合において、二パーセント未満であるときは、僅少であるものとみなす。

5.9 調査の開始に係る最終決定は、申請の後四十五日以内に行うものとし、申請を伴わない調査を開始する場合には、調査当局が船舶の販売を知った又は知るべきであった時から六箇月以内に行う。価格と価格との比較を行う場合において、同種の船舶が既に引き渡されているときは、調査については、開始の後一年以内に完了させるものとし、同種の船舶が建造中のときは、調査については、当該同種の船舶の引渡しの後一年以内に完了させる。構成価額を用いる調査については、当該調査の開始の後一年又は当該船舶の引渡しの後一年のいずれか遅い日までに完了させる。

第六条 証拠

6.1 加害的販売に関する調査に利害関係を有するすべての者は、当局が必要とする情報について通知されるものとし、また、当該調査について関連を有すると考えるあらゆる証拠(注)を書面により提出する機会を十分に与えられる。

注 当該証拠には、輸出を行う造船事業者の存する締約国が事案に関して実施した調査により得た認定を含めることができる。当

該認定は、調査当局によって検討され、また、調査記録の一部を成す。

6.1.1 加害的販売に関する調査に使用される質問書を受領する輸出者又は外国の生産者は、回答のために少なくとも三十日の期間を与えられる(注)。この三十日の期間の延長に関する要請に対しては、妥当な考慮が払われるべきであり、理由が示される場合には、そのような延長は、実行可能なときはいつでも認められるべきである。

注 輸出者に与えられる期間は、原則として、質問書を受領の日から起算するものとし、このため、質問書は、回答者又は輸出国の適当な外交上の代表者に送付された日から一週間で受領されたものとみなす。

6.1.2 秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、利害関係を有する一の者が書面によって提出した証拠については、調査に参加している利害関係を有する他の者が速やかに入手することができるようにする。

6.1.3 当局は、調査が開始された場合には、5.1に規定する申請書の全文を輸出者及び輸出国の当局に速やかに提供するものとし、また、要請があったときは、利害関係を有する他の者が当該申請書の全文を入手することができるようにする。6.5に規定する秘密の情報の保護に関する要件に対して、妥当な考慮を払う。加害的販売に関する調査において、利害関係を有するすべての者は、自己の利益の擁護のための機会を十分に与えられる。このため、当局

は、要請があったときは、利害関係を有するすべての者に対し相反する利害を有する者と会合する機会を与えることにより、対立する見解の表明及び反論の提示が行われ得るようにする。その機会を与えるに際しては、秘密保持の必要性及び利害関係を有する者の便宜を考慮しなければならない。利害関係を有するいずれの者も、会合に出席する義務を負わないものとし、また、会合に出席しないことは、その者の立場を害するものではない。利害関係を有する者は、また、正当な理由がある場合には、書面によって提供した情報以外の情報を口頭で提供する権利を有する。

6.2 6.1の規定に基づき口頭で提供された情報は、その後、書面に作成され、1.2に規定するところにより利害関係を有する他の者が入手することができるようにされた場合においてのみ、当局によって考慮される。

6.4 当局は、実行可能なときはいつでも、利害関係を有するすべての者に対し、それぞれの立場の主張に関する秘密のものはなく、かつ、加害的販売に関する調査において当該当局が使用するものを閲覧する機会及びこれらの情報に基づいてそれぞれの主張について準備する機会を適時に与える。

6.5 いかなる情報も、その性質上(例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報につ

いての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことを理由として)秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、当局により秘密として取り扱われる。当該情報は、当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならない(注)。

注 締約国は、特定の締約国の領域において厳格な保護命令に定める条件による開示が必要となることのあることを認める。

6.5.1 当局は、秘密の情報を提供した利害関係を有する者に対し当該情報の秘密でない要約を提出するよう要請する。この要約は、秘密の情報として提供されたものの実質を合理的に理解することができるように十分詳細なものである。例外的な場合には、当該利害関係を有する者は、当該情報を要約することが不可能であることを示すことができる。このような例外的な場合には、要約することが不可能であることの理由を提出しなければならない。

6.5.2 当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、情報の提供者が当該情報の公表を望まず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその開示を認めないときは、その情報が正確であることが適当な者から当局に対して十分に立証されない限り、その情報を無視することができない(注)。

注 締約国は、秘密扱いの要請を恣意的に拒否すべきでないことを合意する。

6.6 当局は、8に規定する場合を除くほか、利害関係を有する者が提供した情報であつて、自己が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認する。

6.7 当局は、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報入手するため、必要に応じ、他の国において調査を行うことができる。ただし、当局が関係企業の同意を得ること及び当該他の国の政府の代表者に当局がその旨を通知し、かつ、当該他の国が調査に反対しないことを条件とする。輸出国において行う調査については、付録Iに定める手続を適用する。秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、当局は、当該調査の結果に関係する企業がその結果を入手することができるようにするか又は6.9の規定に従つてこれらの企業にその結果を通知するものとし、また、申請者がその結果を入手し得るようにすることができる。

6.8 利害関係を有する者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実に基づいて決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない)を行うことができる。この6.8の規定の適用に当たっては、付録IIの規定を遵守する。

6.9 当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となつて重要な事実であつて、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益

を擁護するための十分な時間的余裕をもつて行われるべきである。

6.10 この協定の適用上、「利害関係を有する者」には、次のものを含む。

(i) 調査の対象となる船舶の輸出者、外国の生産者、買手又は貿易業者の団体若しくは業界団体であつて、その構成員の過半数がこのような船舶の生産者、輸出者若しくは国内の買手であるもの

(ii) 輸出国の政府

(iii) 調査を行う国における同種の船舶の生産者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であつて、その構成員の過半数が当該国において同種の船舶を生産しているもの

(i)から(ii)までの規定は、調査を行う締約国がこれらの規定に規定する国内又は外国の関係者以外のものを利害関係を有する者に含めることを妨げるものではない。

6.11 当局は、調査の対象となる船舶の買手(注)に對し、加害的販売、損害、因果関係及び5.(d)に定める要素に係る調査に関連する情報を提供する機会を与える。

注 申し立てられた買手は、自己が実際に買手であるかないかについての情報を提供することができる。

6.12 当局は、利害関係を有する者特に小規模な会社社が要請された情報を提供する際に直面する困難について妥当な考慮を払ふものとし、また、実行可能な援助を行う。

6.13 6.1から6.12までに定める手続は、締約国の当局

が、この協定の関連規定に従い、調査の開始及び決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない)についての手続の迅速な進行又は措置の適用を妨げることを目的とするものではない。

第七条 加害的販売に係る納付金の支払の要求

7.1 加害的販売に係る納付金の支払を要求するためのすべての要件が満たされた場合にこれを要求するかしないかの決定及び支払を要求すべき納付金の額を加害的販売に係る価格差に相当する額とするか又は当該相当する額より少ない額とするかの決定は、調査を行う締約国の当局によって行われる。納付金の支払の要求は、裁量行為であることが望ましく、また、当該相当する額より少ない額の納付金の支払の要求が国内産業に對する損害を除去するために十分である場合には、納付金の額は、その少ない額であることが望ましい。

7.2 加害的販売に係る納付金の額は、第二条の規定に基づいて定められる加害的販売に係る価格差に相当する額を超えるものであってはならない。

7.3 加害的販売に係る納付金の支払を要求することが正当であると調査を行う締約国が決定する場合においては、当該締約国は、支払うべき額を造船事業者が通知した後百八十日で当該造船事業者が納付金を支払うよう、要求することができ、納付金を百八十日で支払うことが、当該造船事業者を支払不能にする場合又は裁判所によ

り管理される再建と矛盾する場合には、支払期限は、妥当な期間延長される。支払期限が延長される場合において、当該締約国は、未払の部分に對し、納付金に用いられる通貨の市場貸出基準金利(CIRR)による利子を要求することができる。

7.4 造船事業者は、(i)造船事業者が納付金の対象となる販売の契約を取り消し若しくは調査当局が受け入れる代替となる同等の救済措置に従う場合又は(ii)協定第八条10の規定に従つて適用された対抗措置が終了した場合には、納付金の支払を要求されない。

第八条 公告及び決定の説明

8.1 当局は、第五条の規定に基づいて加害的販売に関する調査を開始することを正当とするために十分な証拠があると認める場合には、自国の造船事業者が販売する船舶が当該調査の対象となる締約国及び調査当局に知られている利害関係を有するその他の者にその旨を通知するものとし、また、その旨を公告する。調査の開始についての公告は、次の事項に関する適切な情報を含むものとするか、又は公告とは別の報告書(注)によつてこれらの情報を入手することができるようにして行う。

注 当局は、この条に規定する情報及び説明を別の報告書によつて提供する場合においては、公衆が当該報告書を容易に入手することができることを確保する。

(i) 造船事業者及び買手の名称及びそれらの所

在する国の国名並びに關係する船舶に関する記述

- (i) 調査の開始の日
- (ii) 申請書における加害的廉売の申立ての根拠
- (iii) 損害の申立ての根拠となる要因の要約
- (iv) 利害關係を有する者による意見の提出先
- (v) 利害關係を有する者が意見を表明することのできる期限

8.2 いかなる決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)も、公告する。この公告は、事実及び法令に係る問題であつて調査当局が重要と認めたすべてのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に記載するか、又は別の報告書によって入手することができるように行う。この公告及び別の報告書はすべて、自国の造船事業者が販売する船舶が決定の対象となる締約国及び知られている利害關係を有するその他の者に送付されるものとする。調査の完結についての公告は、秘密の情報の保護に関する要件に十分な考慮を払いつつ、措置の適用をもたらし事実及び法令に係る事項並びに理由についてのすべての関連情報を含むものとするか、又は別の報告書によってこれらの情報を入手することができるように行う。この公告又は別の報告書には、特に、次の(i)から(v)までに規定する情報、輸出者及び買手が提示した関連する論証又は主張を採用し又は却下した理由を含む。

- (i) 造船事業者、買手及び申請者の名称並びに輸出国の国名
- (ii) 船舶の種類、用途及び大きさに関する記述

- (iii) 定められた加害的廉売に係る価格差並びに第二条の規定に基づく輸出価格及び正常の価額の決定並びにこれらの比較に用いた方法について当該方法を用いた十分な説明
- (iv) 第三条に規定する損害の決定に関連して行った検討
- (v) 決定に至った主な理由

第九条 司法上の審査

締約国は、自国の法令に加害的廉売に対する措置に関する規定を有する場合には、特に、最終的な決定に関する行政上の措置を速やかに審査するため、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、当該最終的な決定について責任を有する当局から独立したものである。

第十条 第三国のための加害的廉売に対する措置

10.1 第三国のための加害的廉売に対する措置の申請は、その措置を求める当該第三国の当局が行う。

10.2 10.1の申請は、船舶について加害的廉売が行われている又は行われたことを示す価格に関する情報及び通常の価額よりも低い価額で販売されていると申し立てられた当該船舶の販売が第三国の関係国内産業に損害を与えている又は与えたことを示す詳細な情報によって裏付けられるものとする。当該第三国の政府は、買手の存する国の当局が必要とする追加の情報を入手することができるよう、その当局にあらゆる援助を与える。

10.3 買手の存する国の当局は、10.1の申請を検討するに当たり、申し立てられた加害的廉売が第三国の関係国内産業全体に及ぼす影響を考慮する。すなわち、損害については、申し立てられた加害的廉売が当該関係国内産業の行う販売であつて調査を行う国の買手向けのものに及ぼす影響との関連のみにおいて評価してはならず、また、その加害的廉売が当該関係国内産業の輸出全体に及ぼす影響との関連のみにおいても評価してはならない。

10.4 事案について手続を進めるか進めないかの決定については、買手の存する国が行う。買手の存する国が措置をとる用意があると決定する場合には、その措置について締約国間の承認(注)を求めるための締約国間に対する申請については、当該買手の存する国が行う。

注 承認は、輸出を行う造船事業者の存する締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により行うことができる。

第十一条 協議

各締約国は、この附属書の規定の実施に影響を及ぼす問題に関し他の締約国が行った申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議のための機会を十分に与える。

第十二条 付録

この規約の付録は、この規約の不可分の一部を成す。

第十三条 不遡及

この附属書の規定は、この協定の効力発生の日前に契約された船舶については、適用しない。ただし、この協定が署名のために開放された日の後に契約された船舶であつて、契約の日から五年を経過した後に引き渡されるものは、この附属書の規定の適用を受ける。もっとも、造船事業者が、引渡しの日までの期間の延長が通常の商業上の理由に基づくものであり、この附属書の規定の適用を避けるためのものではないことを証明する場合は、この限りでない。

付録 I 6.7の規定に基づく現地調査に関する手続

- 1 調査の開始に当たっては、現地調査の実施に関する意図を輸出締約国の当局及び関係があると思われる企業に通知すべきである。
- 2 例外的な状況において調査団に政府の職員ではない専門家を含まようとする場合には、企業及び輸出締約国の当局にその旨を通知すべきである。その専門家は、秘密の取扱に係る要件に違反した場合には、効果的な制裁の対象とされるべきである。
- 3 訪問調査を最終的に計画する前に輸出締約国における関係企業の明示の同意を得ることを標準的な慣行とすべきである。
- 4 調査当局は、関係企業の同意を得たときは、速やかに、訪問調査を受ける企業の名称及び所在地並びに合意された訪問調査の日を輸出締約国の当局に通知すべきである。
- 5 訪問調査を行う前に、関係企業に対し十分前もって通知すべきである。
- 6 質問書について説明するための訪問調査は、輸出企業の要請に基づいてのみ行うべきである。

る。当該訪問調査は、調査締約国の当局が関係締約国の政府の代表者にその旨を通知し、かつ、その代表者が訪問調査に反対しない場合のみ行うことができる。

7 現地調査については、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手することを主たる目的としていることにかんがみ、質問書に対する回答を受領した後に行うべきである。ただし、企業が同意し、輸出締約国の政府が予定されている訪問調査について調査当局より通知され、かつ、当該政府が当該訪問調査に反対しない場合は、この限りでない。更に、訪問調査の前に、確認する情報の一般的な性格及び追加的に必要な情報について関係企業に通知することを標準的な慣行とすべきである。ただし、このことは、入手した情報に照らして更に詳細な情報の提供を現地において要請することを妨げるものではない。

8 輸出締約国の当局又は企業が行った照会又は質問であつて現地調査の成功に不可欠なものについては、可能なときはいつでも、訪問調査を行う前に回答すべきである。

付録Ⅱ 6. 8に規定する知ることができた事実

1 調査当局は、調査の開始の後でできる限り速やかに、利害関係を有する者から入手することを要する情報の詳細及び利害関係を有する者がその回答において当該情報を記載する際に従うべき方法の詳細を特定すべきである。調査当局は、また、情報が妥当な期間内に提供されない

場合には、調査当局が知ることができた事実(調査の開始を求める国内産業の要請に含まれる事実を含む。)に基づいて決定を行うことができる旨を当該利害関係を有する者が認識することを確保すべきである。

2 調査当局は、また、利害関係を有する者がその回答を特定の媒体(例えば、コンピュータ用磁気テープ)又はプログラム言語を使用して行うことを要請することができる。調査当局は、その要請を行う場合には、特定された媒体又はプログラム言語によって当該利害関係を有する者が回答するための妥当な能力を有しているかいないかを考慮すべきであり、また、利害関係を有する会社に対し、当該利害関係を有する会社が使用しているコンピュータシステム以外のコンピュータシステムを回答のために使用することを要請すべきではない。調査当局は、利害関係を有する者がその会計の処理に当たってコンピュータを使用しておらず、かつ、調査当局の要請に応じた回答を行うことが利害関係を有する者に不合理な追加の負担をもたらす場合(例えば、不合理な追加の費用及び困難を伴う場合)には、コンピュータを使用した回答に関する要請に固執すべきではない。調査当局は、利害関係を有する者がその会計の処理に当たってコンピュータを使用している場合において、調査当局が特定した媒体又はプログラム言語を使用しておらず、かつ、調査当局の要請に応じた回答を提供することが利害関係を有する者に不合理な追加の負担をもたらすとき(例えば、不合理な追加の費用及び困難を伴うときは)、

当該特定の媒体又はプログラム言語を使用した回答に関する要請に固執すべきではない。

3 調査当局に提供された情報であつて、確認が可能であり、適時に提供され、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるように適切に提供され、かつ、場合により、調査当局が要請した媒体又はプログラム言語によって提供されたすべての情報は、決定を行う際に考慮すべきである。調査当局が特定した媒体又はプログラム言語によって利害関係を有する者が回答しない場合であっても、2に定める要件が満たされていると調査当局が認めるときは、当該特定の媒体又はプログラム言語によって回答しないことが調査を著しく妨げているとみなすべきではない。

4 調査当局が特定の媒体(例えば、コンピュータ用磁気テープ)を使用して提供される情報を処理する能力を有しない場合には、情報は、書面の形式その他調査当局が受け入れることができる形式で提供されるべきである。

5 提供された情報がすべての点において必ずしも完全なものではない場合においても、利害関係を有する者が最善を尽くしたときは、調査当局が当該情報を無視することは、正当とされるべきではない。

6 証拠又は情報を採用しない場合には、当該証拠又は情報を提供した利害関係を有する者にその理由を直ちに通知すべきであり、また、調査の期限について妥当な考慮を払いつつ、合理的な期間内に更に説明を行う機会を当該利害関係を有する者に与えるべきである。調査当局は、

その説明に満足しない場合には、公表する認定において、当該証拠又は情報を採用しない理由を示すべきである。

7 調査当局は、二次的な情報源からの情報(調査の開始を求める要請において提供されたものを含む。)に基づいて決定(正常の価額に関するものを含む。)を行う場合には、特に慎重に行うべきである。この場合においては、調査当局は、当該情報を、実行可能なときは、他の独立した情報源からの情報であつて利用することができるとの(例えば、公表された価格表、国内の買手への販売に関する公的な統計及び関税統計)及び調査中に利害関係を有する他の者から入手した情報に照らして確認すべきである。もっとも、利害関係を有する者が協力しないために調査当局が関連情報を入手することができない場合には、この状態が当該利害関係を有する者が協力した場合よりも当該利害関係を有する者にとって不利な結果をもたらすことは、明らかである。

附属書Ⅳ 協定第八条の規定に基づく紛争解決

協定第八条の規定の実施に当たり次の手続規則が適用される。

第一節 小委員会の手続の開始

(1) 小委員会の手続は、小委員会の設置の要請によって開始され、外交上の経路を通じて書面により他の紛争当事国(以下「相手国」という。)に通報されるとともに、締約国団の事務局を通じて締約国団に通報される。当該事務局は、設置

される小委員会の事務局(この附属書において「事務局」という。)として行動する。

(2) 要請には、小委員会の設置の手続を開始する締約国、相手国及び問題となつてゐる特定の措置を明示するとともに、申立ての法的根拠についての簡潔な要約(問題を明確に提示するため)に十分なものを付する。

(3) 相手国は、要請の受領から十日以内に、小委員会の参加者となることが出来るすべての造船事業者に写しを送付する。

第二節 小委員会の参加者となる造船事業者及び他の利害関係国

(1) 協定第八条3の規定に基づき小委員会の参加者となることが出来る造船事業者は、小委員会の設置の要請に関する通知の受領から十五日以内に、事務局を通じて小委員会及び他の締約国に対し小委員会の手続に参加する意図を記載した文書を提出することにより、小委員会の手続の参加者となる。

(2) 小委員会に対し紛争に関する自国の意見を表明することを希望する締約国であつて紛争当事国以外のもの(以下「利害関係国」という。)は、小委員会の設置の要請が締約国団に対して通報された日から三十日以内に事務局を通じて小委員会にこの旨を通報する。

第三節 連絡先となる者及び文書の送達

(1) 紛争当事国、小委員会の参加者となる造船事業者及び利害関係国は、小委員会の手続においてそれぞれ自己の連絡先となる者一人を指定するものとし、当該連絡先となる者の氏名及び住所を事務局を通じて小委員会に通報するとともに、他の紛争当事国、小委員会の参加者となる造船事業者及び利害関係国に通報する。紛争当事国は、自国又は自国を含む紛争の一方の当事者が委員を選任するとき、当該委員の氏名及び住所について同様の通報を行う。利害関係国又は小委員会の参加者となる造船事業者が自己の意見を表明することの希望又は参加する意図を通報するとき、同様の手続に従う。

(2) 小委員会の手続が造船事業者の業務上の秘密の情報の公開を伴う場合には、小委員会は、小委員会の参加者となる他の造船事業者の代表が当該他の造船事業者の被用者又は職務上の指揮若しくは支配の下にある者でないこと及び当該代表が当該情報の秘密の保持を約束することを要求することが出来る。

(3) 紛争当事国又は小委員会の参加者となる造船事業者が小委員会の手続の過程において提出する文書は、事務局を通じて小委員会に送付されると同時に、小委員会が秘密の保護のために採用する規定に従つて条件として他の紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船事業者に配布される。当該文書を提出した締約国は、利害関係国にその旨を通報するとともに、秘密の保護に関する要件に従つて条件として利害関係国が当該文書を手に入れるようにする。

(4) 利害関係国が提出する文書は、事務局を通じて小委員会に送付されるとともに、紛争当事国、小委員会の参加者となる造船事業者及び他の利害関係国に配布される。

(5) 文書の送達は、締約国及び小委員会への外交上の経路を通じ又は(1)の規定に基づいて指定された者及び住所への使送、ファクシミリ若しくは迅速郵便のような迅速に行われる国際クーリエ若しくは郵便によつて行うことができる。当該文書の送達は、文書の受領をもつて行われたものと認める。

第四節 期限

(1) いずれかの期間の最終日が法定の休日(いずれかの紛争当事国の政府機関の休日を含む。)である場合には、当該期間は、次の執務日まで延長される。

(2) 小委員会は、紛争当事国と協議の上、この附属書に定める期間を変更することができる。

第五節 言語

(1) 小委員会は、紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船事業者の合意を条件として、小委員会の手続において使用する言語を決定する。ただし、少なくとも経済協力開発機構の一の公用語を使用するものとする。

(2) 二以上の言語を使用する場合には、

(a) 小委員会の手続において提出される文書が、この手続において使用される経済協力開発機構の公用語で記載されていないときは、当該文書には当該公用語による訳文を付する。当該公用語で記載された文書は、小委員会の指示に基づき手続において使用される他の一又は二以上の言語に翻訳される。

(b) 紛争当事国及び他の利害関係国並びに小委員会の参加者となる造船事業者は、口頭陳述の十日前までに、自己又はその証人が口頭陳述の際に使用する言語を事務局に通知するものとし、同時通訳が提供される。

(3) 第十四節に規定する小委員会の裁定及び決定は、経済協力開発機構の一の公用語によつて作成された場合には、締約国団の事務局により締約国団の負担する費用で速やかに他の公用語に翻訳される。

第六節 小委員会の構成

(1) 小委員会は、議長一人及び議長以外の委員二人(いずれかの紛争当事国の選択により、議長一人及び議長以外の委員四人)で構成する。

(2) 各紛争当事国は、小委員会の手続の開始の要請を相手国が受領した後三十日以内に委員一人を選任する。紛争の一方の当事者として二以上の締約国が存在する場合又は小委員会の参加者となる造船事業者及び一若しくは二以上の締約国が存在する場合には、当該紛争の一方の当事者である締約国及び小委員会の参加者となる造船事業者(当該造船事業者が存する締約国の同意を得ることを条件とする。)が共同して委員一人を選任する。委員を選任する締約国又は紛争の一方の当事者は、当該委員の氏名を事務局に通報する。相手国が小委員会の設置の要請を受領した後三十日以内に締約国又は紛争の一方の当事者が委員を選任しない場合には、その後七日以内に、経済協力開発機構事務総長は、当該締約国又は紛争の一方の当事者と協議の上、(5)の規定に基づき締約国団が保持する候補者名簿(以下「締約国団が保持する名簿」という。)から委員を選任する。

(3) (2)の規定に従つて選任された二人の委員は、選任された後三十日以内に共同して締約国団が保持する名簿から小委員会の議長一人、及び必

要な場合には他の委員一人、を選任する。当該二人の委員が当該三十日以内に議長又は他の委員の選任に関して合意できない場合には、その後七日以内に、事務総長は、当該二人の委員と協議の上、締約国団が保持する名簿から小委員会の議長又は他の委員を選任する。当該二人の委員又は事務総長は、紛争当事国の同意を得た上で締約国団が保持する名簿に掲載されていない者を小委員会の議長及び他の委員に選任することができる。

(4) 小委員会の欠員は、(2)及び(3)に定める手続であつて当該欠員を生じさせた委員の選任に適用されたものに從つて補充される。

(5) 委員は、法律、国際貿易及びこの協定が対象とする問題一般についての専門的知識を有すると認められる者であつて、いかなる政府とも關係を有しないものでなければならない。締約国団が保持する名簿は、締約国による指名及び(e)の規定に從つてとられる措置に基づき、締約国団の第一回会合において締約国団により作成され、その後の会合において更新される。

(a) 各締約国は、委員としての適格性を有する者を四人まで指名することができる。

(b) 指名された者の氏名は、締約国団による検討の少なくとも六十日前までに提出されるものとし、その際に、指名された者について(i)適格性を示す履歴書並びに(ii)過去又は現在における造船業との金銭上の利害關係又は協力關係及び締約国との雇用關係又は締約国のために遂行した職務について開示した情報を添付する。

(c) (b)(ii)の規定に基づき秘密のものとして提供された情報に關し、当該情報を受領した者は、当該情報を秘密のものとして保持する。

(d) 指名された者は、締約国団が適格性を認定した時に締約国団が保持する名簿に掲載される。

(e) 締約国の指名した者が、適格性を有すると認定されず、辞退し又は名簿に掲載される前若しくは掲載された後に指名を行った締約国により指名が取り消された場合には、当該指名を行った締約国は、新たに指名を行うことができるものとし、締約国団は、この指名に關し速やかに検討する。

第七節 小委員会の公平性及び独立性

(1) 締約国及び小委員会の参加者となる造船事業者は、委員の公平性及び独立性を尊重する。

(2) 委員は、問題となつてゐる事項に關し金銭上の利害關係を有してはならず、いずれの紛争当事国によつても雇用されてはならず、また、その指示を受けてはならない。

(3) 委員は、他の紛争当事国が同意する場合を除くほか、いずれかの紛争当事国の国民であつてはならず、また、欧州共同体が紛争当事国であるときは欧州共同体の加盟国の国民であつてはならない。

(4) 委員は、自己の利益との衝突が生ずること又はこれと衝突しそうに見えることを避ける。委員は、任命された時に、いかなる自己の利益との衝突も存在しないことを書面により証明するとともに、任命された時及び小委員会の手続の間、その公平性及び独立性に關して正当な疑念を生じさせるような状況(締約国の間で係争中

であると知られるこの協定上のあらゆる問題への関与を含む。)においては、これを開示する。

(5) 紛争当事国は、委員のいずれに対してもその公平性、独立性又は利益の衝突に關して正当な疑念があることを根拠として、いつでも忌避することができる。忌避の申立てについては、その通報の受領の後十五日以内にこの(5)の規定に基づいて決定する。当該忌避の根拠の有効性の容認を意味することなく、忌避された小委員会の委員は、辞退することができ、また、忌避された委員を第六節の規定に基づいて選任した紛争当事国は、当該委員を解任することができる。当該委員が辞退せず又は解任されなかった場合において、当該委員及び忌避した締約国が選任した委員を除くその他の委員により当該忌避が十分根拠のあるものと判断されるときは、当該選任は、終了する。

第八節 秘密性

(1) 紛争当事国及び小委員会が別段の合意をする場合を除くほか、秘密とされる小委員会の審議に出席できる者は、委員及び補助者(小委員会が補助者を使うことを紛争当事国が認めることに限る。)に限る。

(2) 小委員会に提出された秘密の情報は、当該情報を提供した者又は当局の正式の同意を得ないで開示してはならない。

(a) 小委員会は、秘密の情報を提供した者又は当局の要請に基づき、(i)秘密の保持について合意が得られることを条件として当該情報を開示すること並びに(ii)開示の対象を紛争当事国に限定し、及び当該対象から小委員会の参加者となる造船事業者及び利害關係国を除外

することができる。

(b) 秘密の情報の開示が締約国又は小委員会の参加者となる造船事業者により小委員会に対して要求された場合において、小委員会による当該情報の開示が認められないときは、当該情報の秘密でない要約であつて当該情報を提供した者又は当局により開示が認められたものが提供される。

(c) 締約国又は小委員会の参加者となる造船事業者の代表に開示されない秘密の情報は、これらの者にとつて不利な認定を裏付ける根拠とすることはできない。

(3) 小委員会は、締約国又は小委員会の参加者となる造船事業者が小委員会の手続の秘密性の保持を怠つたとの申立てがあるときは、これを調査するものとし、当該締約国又は小委員会の参加者となる造船事業者が手続の秘密性の保持を怠つたと小委員会が認定するときは、小委員会の決定において当該締約国又は小委員会の参加者となる造船事業者に対して不利な推定を行うことができる。

(4) 議長は、議長以外の一人の委員が小委員会の手続の秘密性の保持を怠つたとの申立てがあるときは、これを調査するものとし、当該委員が手続の秘密性の保持を怠つたと議長が認定するときは、当該委員を解任することができる。後任の委員は、第六節の規定に從つて選任される。

(5) 議長以外の委員は、議長が小委員会の手続の秘密性の保持を怠つたとの申立てがあるときは、これを調査するものとし、議長が手続の秘密性の保持を怠つたと当該委員が認定するときは

は、当該委員は、議長を解任することができ、後任の議長は、第六節の規定に従って選任される。

(6) 締約国は、その管轄の下にある自国民又は他の者が小委員会の手続への参加を通じて得た秘密の情報を不当に開示した場合にとる効果的な法的措置について定める。

第九節 付託事項

紛争当事国は、小委員会の設置の要請が受領された後六十日以内に、紛争の争点を簡潔に記載した付託事項を共同で小委員会に提出する。当該紛争当事国が付託事項について合意に達しない場合には、小委員会は、次の付託事項を有する。

「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の関連規定に照らし(年月日)付けの(締約国の名称)からの小委員会の設置の要請に明示された問題を検討し、同協定に規定する決定を行うこと。」

第十節 意見書

(1) 紛争当事国及び他の小委員会の参加者となる造船事業者の最初の意見書には、事実の記述、主張及び自己の立場を裏付ける証拠書類を含める。小委員会の設置の要請を行った国の最初の意見書には、当該要請を行った国が求める救済のための措置についても記述する。

(a) 要請を行った国又は要請を行った国を含む一方の当事者(小委員会の参加者となる造船事業者を含む)の最初の意見書については、議長の選任の日又は小委員会の付託事項の提出の日のいずれか遅い日の後三十日以内に提出する。

(b) 相手国又は相手国を含む一方の当事者(小委員会の参加者となる造船事業者を含む)の最初の意見書については、要請を行った国又は要請を行った国を含む一方の当事者による最初の意見書の提出の後三十日以内に提出する。

(2) 紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船事業者の二回目の意見書については、相手国又は相手国を含む一方の当事者が最初の意見書を提出した後二十日以内に提出する。当該二回目の意見書は、紛争の他方の当事者が提示した主張及び証拠への反論に限るものとし、補足的な裏付けの証拠を含める。

(3) 利害関係国の意見書の提出は、立場がより近い紛争当事国又は紛争の一方の当事者の意見書の提出と同時に進行する。

(4) 紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船事業者は、第十二節に規定する口頭陳述の後二十日以内に小委員会に補足的な意見書(小委員会からの質問又は追加の情報に要請に対する回答を含む)を提出することができる。

第十一節 對抗措置の暫定的な停止又は軽減

(1) 協定第八條10b(ii)に定める對抗措置についての暫定的な救済の要請には、その救済が行われない場合に対抗措置がもたらす効果及び造船事業者が被る取返しのつかない損害に関する証拠及び主張を明示する。当該要請は、調査を行う締約国に対しても第三節の規定に従って送付される。

(2) 調査を行う締約国は、(1)の要請の受領の後二十日以内に、暫定的な救済の要請に対する回答を提出する。

(3) 小委員会は、(2)の回答の提出の後二十日以内に、暫定的な救済の要請に関し決定を行う。小委員会の決定には、第十四節の規定に従って事実の認定及び結論を含める。

(4) 小委員会が認める暫定的な救済は、協定第八條10b(i)の規定に基づいて小委員会が決定を行った時に自動的に終了する。小委員会が對抗措置の実施を支持した場合には、同条10の規定に従って決定された對抗措置は、当該對抗措置が暫定的に停止されている間は中断されていたものとみなされる。この節の規定は、同条10b(i)の規定に基づき小委員会が對抗措置の実施に関する要請について検討する権限に影響を及ぼすものではない。

第十二節 口頭陳述

(1) 口頭陳述は、二回目の意見書の提出期限の満了の後二十一日以内に行う。

(2) すべての委員は、口頭陳述に出席する。

(3) 事務局は、紛争当事国に対し十四日前に口頭陳述の場所及び日時を通知する。

(4) 双方の紛争当事国又は紛争の当事者は、いかなる口頭陳述においても、それぞれ証拠を提示し及び主張を行う時間を等しく与えられる。小委員会は、双方の紛争当事国又は紛争の当事者と協議の上、口頭陳述に割り当てられる時間と協定する。小委員会の参加者となる造船事業者は、自己の存する国の同意を得ることを条件として、口頭陳述の際に自己を含む紛争の一方の

当事者に割り当てられた時間内に証拠を提示し及び主張を行うことができる。小委員会は、紛争当事国と協議の上、利害関係国に主張を行う機会を与えることができる。

第十三節 証拠

(1) 附属書Iに規定する助成措置又は協定第八條の9b及び10b(i)に規定する對抗措置に係る紛争については、次の規定を適用する。

(a) 要請を行った国又は要請を行った一方の当事者は、自己の申立ての裏付けを疎明する十分な証拠を提出する。

(b) 相手国は、(a)の申立てに事実の裏付けがないことを証明する十分な証拠を提出するよう要求される。

(c) 小委員会は、小委員会の手続中はいつても、紛争当事国に対し小委員会が定める期間内に文書、証拠物その他の証拠の提出を要求することができる。

(d) 締約国又は他の参加者となる造船事業者が小委員会が要求する情報の提供を拒否する場合には、小委員会は、入手可能な最善の情報をを用いる。

(e) 小委員会は、提出された証拠の許容性、関連性、重要性及び優越性を決定する。

(f) 小委員会は、事実の確定のためにすべての適当な措置をとるため、必要に応じて中立の専門家の意見を求めることができる。

(g) 証人の口頭陳述を行う場合には、紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船事業者は、口頭陳述の十日前までに自己のための証人の氏名及び住所並びに当該証人が証言する

事項を小委員会及び他の紛争当事国又は紛争の当事者に通報する。

(h) 証人による証言は、当該証人の署名を付した書面によつても行うことができる。

(i) いずれの締約国も、小委員会が口頭陳述を終了した後に追加的な証拠の提示を行うことはできない。

(2) 附属書Ⅲに定める加害的販売に係る納付金の支払の要求に関する紛争については、次の規定を適用する。

(a) 納付金の支払を要求する締約国は、小委員会による検討のため、加害的販売に関する手続の記録を保存する。紛争当事国の間又は造船事業者と納付金の支払を要求する締約国との間に別段の定めがある場合を除くほか、当該記録には、次のものを含める。

(i) 附属書Ⅲに定める手続の間、関係当局に提出され又は関係当局が入手したすべての情報(法令及び事実の分析を反映し並びに加害的販売に関する調査当局の決定の過程において根拠とされた政府のすべての記録を含む。)の写し

(ii) 決定の写し並びに会合及び口頭陳述のすべての記録の写し

(b) 納付金の支払を要求する締約国は、小委員会の設置を要請した後四十五日以内に、他の紛争当事国、小委員会の参加者となる造船事業者及び小委員会に対し、記録の詳細な索引を提出し、また、記録を利用可能とする。この附属書の規定の適用のため、当該記録は、小委員会の手続の期間中、適当な設備を有す

る適当な場所において利用可能とされる。い

ずれの紛争当事国又は小委員会の参加者となる造船事業者も、記録のいかなる部分についても写しを作成することができ、また、その写しを小委員会に提出することができる。納付金の支払を要求する締約国は、小委員会の要請があるときは、記録のいかなる部分についても提出する。記録の利用が困難なため効率的な小委員会の手続を行うことができない場合には、小委員会は、この附属書に定める期限の延長に関して検討する。この(b)の規定は、第八節(2)の規定に従つて適用される。

(c) 小委員会は、協定第八条6の規定に従い、調査を行う締約国の当局が適当な国内手続に従つて入手した事実に基づき、問題の検討を行う。公平性の見地から必要とされる場合には、小委員会は、調査の期間中には入手することができなかった証拠に照らして問題を再検討するよう調査当局に勧告することができ

る。ただし、当該証拠については、調査を行った時に存在していたが、相当な注意を払ったにもかかわらず入手することができなかったものであることを条件とする。(注) 注 この規定は、調査の後に完成した専門家の検討及び報告であつて、相当な注意を払えば調査の期間中に入手することができた証拠に基づき作成されたものに照らして問題を再検討するよう調査当局に勧告することを認めるものではない。

第十四節 決定

(1) 小委員会の裁定又は決定は、委員の過半数に

よつて行う。

(2) 小委員会の決定には、事実の認定及び結論並びにそれらの理由を含める。

(3) 小委員会は、締約国が採択した勧告的な意見には相当の考慮を払い、また、協定第五条2の規定に基づき締約国団が採択した最終的なかつ拘束力を有する意見については確定したものと取り扱う。

(4) 小委員会は、口頭陳述の終了から三十日以内に紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船事業者に対して仮の決定を提示する。

(5) 紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船事業者は、自己が同意しない小委員会の仮の決定のいずれの部分に対しても二十日以内に書面による反論を提出することができる。

(6) 小委員会は、反論の受領の後、いずれの紛争当事国又は小委員会の参加者となる造船事業者に対しても書面による追加的な意見を求めることができるものとし、また、仮の決定について再検討を行う。

(7) 小委員会は、議長を選出から百八十日以内に、書面による最終の決定を提出する。

(8) 小委員会の決定は、小委員会による提出の後十五日で公表される。ただし、紛争当事国が紛争に関し他の解決方法について合意した場合はこの限りでない。

第十五節 費用

紛争当事国は、小委員会によつて割り当てられる手続の費用を負担する。

第十六節 一般規定

(1) 小委員会は、協定第八条及びこの附属書に定

める他の条件に適合する範囲内で、小委員会の手続を規律する規則を追加することができる。

(2) 小委員会と締約国、小委員会の参加者となる造船事業者、専門家又は証人との間の連絡は、紛争の当事者のいずれか一方に偏つてはならない。

(3) 紛争当事国又は造船事業者による行動を必要とする決定を提出した小委員会は、当該決定が遵守される時まで又は当該決定の遵守に関する期限の後、対抗措置を含め当該決定の遵守に関する紛争が当該小委員会に付託されることに対応するための合理的な期間、引き続き設置される。

審査報告書

商標法条約の締結について承認を求めの件 右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成八年六月七日

外務委員長 木庭健太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、商標及びサービス・マークに係る登録の出願及び記録等の申請の手続に関する各国の制度を調和させ、これらの手続の簡素化を図ることを主たる目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、工業所有権の分野における国際協力を推進するとともに、商標及びサービス・マークの登録の出願人等の便宜に資するとの見地から有意義であると考え

られるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

商標法条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年五月三十一日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

件
商標法条約の締結について承認を求めるの件

商標法条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

商標法条約

目次

- 第一条 略称
- 第二条 この条約が適用される標章
- 第三条 出願
- 第四条 代理及び送達のためのあて先
- 第五条 出願日
- 第六条 二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の登録
- 第七条 出願及び登録の分割
- 第八条 署名
- 第九条 商品又はサービスの分類
- 第十条 氏名若しくは名称又は住所の変更

平成八年八月十日 参議院会議録第二十五号

商標法条約の締結について承認を求めるの件

第十一条 権利の移転

第十二条 誤りの訂正

第十三条 登録の存続期間及び更新

第十四条 却下し又は拒絶しようとする場合の意見

第十五条 パリ条約を遵守する義務

第十六条 サービス・マーク

第十七条 規則

第十八条 改正及び議定書

第十九条 締約国となるための手続

第二十条 批准及び加入の効力発生の日

第二十一条 留保

第二十二条 経過規定

第二十三条 条約の廃棄

第二十四条 条約の言語及び署名

第二十五条 寄託者

第一条 略称

この条約の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、

(i) 「官庁」とは、締約国により標章の登録を委任された機関をいう。

(ii) 「登録」とは、官庁による標章の登録をいう。

(iii) 「出願」とは、登録の出願をいう。

(iv) 「者」というときは、自然人及び法人をいうものとする。

(v) 「名義人」とは、標章登録簿に登録の名義人として表示されている者をいう。

(vi) 「標章登録簿」とは、すべての登録の内容、すべての登録に関して記録されたすべての事項の内容等の情報が集積したものであって官庁が保管するものをいい、当該情報が蓄積される媒体

のいかんを問わない。

(vi) 「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日にパリで署名され、その後改正され及び修正された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。

(vii) 「二ス分類」とは、千九百五十七年六月十五日に二スで署名され、その後改正され及び修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する二ス協定に基づいて作成された分類をいう。

(ix) 「締約国」とは、この条約を締結している国又は政府間機関をいう。

(x) 「批准書」というときは、受諾書及び承認書を含めていうものとする。

(xi) 「機関」とは、世界的所有権機関をいう。

(xii) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

(xiii) 「規則」とは、第十七条に規定するこの条約に基づく規則をいう。

第二条 この条約が適用される標章

(1) 「標章の本質」

(a) この条約は、根拠することが出来る標識によって構成される標章について適用する。ただし、立体標章については、その登録を認める締約国のみが当該標章についてこの条約を適用する義務を負う。

(b) この条約は、ホログラム標章及び視認することが出来る標識によって構成されない標章（特に、音響標章及びその他の標章）については適用しない。

(2) 「標章の種類」

(a) この条約は、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）並びに商品及びサービスの双方に関する標章について適用する。

(b) この条約は、団体標章、証明標章及び保証標章については適用しない。

第三条 出願

(1) 「願書に記載し又は添付するもの及び料金」

(a) 締約国は、願書に次のものの全部又は一部を記載し又は添付するよう要求することが出来る。

(i) 登録の申請

(ii) 出願人の氏名又は名称及び住所

(iii) 出願人がいずれかの国の国民である場合には当該国の名称、出願人がいずれかの国に住所を有する場合には当該国の名称及び出願人がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称

(iv) 出願人が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該国とすべきは当該国の地域であつてその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称

(v) 出願人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(vi) 次条(2)(b)の規定に基づき送達のためのあて先を要求する場合には、当該あて先

(vii) 出願人が当該出願人が行った先の出願に基づき優先権を主張する場合には、当該先の出願に基づき優先権を主張する旨の申立て並びにパリ条約第四条の規定に従つて要求されるときは当該優先権の申立てを裏付ける表示及び証拠

(iv) 博覧会において商品又はサービスを展示したことによって生じている保護についての利益を出願人が主張する場合において、自国の法令が要求するときは、その旨の申立て及びこれを裏付ける表示 (ix) 自国の官庁が標準とする文字(数字を含む。)を指定する場合において、出願人が標準文字で標章が登録され及び公告されることを希望するときは、その旨の陳述 (x) 出願人が標章の識別性のある特徴として色彩を主張する場合には、その旨の陳述並びに主張される色彩の名称及び各色彩について標章のうち当該色彩である主要部分の表示 (xi) 標章が立体標章である場合には、その旨の陳述 (xii) 標章の一通又は一通以上の複製 (xiii) 標章の全部又は一部の音訳 (xiv) 標章の全部又は一部の翻訳 (xv) ニース分類の類に従って類別された登録を求める商品又はサービスの名称(類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表す。) (vi) (4)に規定する者による署名 (vii) 自国の法令が要求する標章の使用意思に關する宣言書	(b) 出願人は、(a)に規定する標章の使用意思に關する宣言書に代えて又はこれに追加して、締約国の法令によって要求される標章の實際の使用に關する宣言書及び証拠を提出することができる。 (c) 締約国は、出願に關し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。 (2) 「提出」 願書の提出に關する要件について、次の場合のいずれかに該当する場合には、いかなる締約国も、出願を却下してはならない。 (i) 願書が、書面に記載されて提出された場合において、(3)の規定に従うことを条件として、規則で定める願書様式に相当する様式で提出されたとき。 (ii) 当該締約国が自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、願書がファクシミリによって送付された場合において、(3)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。 (3) 「言語」 締約国は、願書が自国の官庁によって認められた一の言語又は二以上の言語のうちのいずれか一の言語で作成されるよう要求することができる。官庁が二以上の言語を認める場合には、出願人に対し、当該官庁について適用されるその他の言語上の要件を満たすよう要求すること	ができる。ただし、願書については、二以上の言語で作成されるよう要求することができない。 (4) 「署名」 (a) (1)(a)に規定する署名については、出願人又はその代理人の署名とすることができる。 (b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、(1)(a)及び(b)に規定する宣言書については、出願人が代理人を有する場合であっても、出願人自身が署名するよう要求することができる。 (5) 「二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の出願」 二以上の商品又はサービスに係る出願については、当該商品又はサービスがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で行うことができる。 (6) 「實際の使用」 締約国は、使用意思に關する宣言書が(1)(a)の規定に従って提出された場合には、出願人に対し、自国の法令によって要求される標章の實際の使用に關する証拠を当該法令で定める期間内に(規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。)自国の官庁に提出するよう要求することができる。 (7) 「その他の要件の禁止」 いかなる締約国も、出願に關し、(1)から(4)まで及び(6)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件につ	いては、出願が係属している間を通じて要求することができない。 (i) 商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。 (ii) 出願人が工業上又は商業上の業務を行っている旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。 (iii) 願書に記載された商品又はサービスに係る業務を出願人が行っている旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。 (iv) 標章が他の締約国又は締約国でないパリ条約の締約国の標章登録簿に登録されていることについての証拠を提出すること。ただし、出願人が同条約第六條の五の規定の適用を主張する場合は、この限りでない。 (8) 「証拠」 締約国は、自国の官庁が願書に記載された事項の眞実性について合理的な疑義を有する場合には、出願の審査において証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。 第四條 代理及び送達のための代理人 (1) 「業として手続をとることを認められた代理人」 締約国は、自国の官庁に対する手続のための代理人として選任される者を当該官庁に対し業として手続をとることを認められた代理人とするよう要求することができる。
---	---	---	--

(2) 「代理の義務付け及び送達のためのあて先」

(a) 締約国は、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のない者も有していない者に対し、自国の官庁に對する手続をとるに際し代理人によって代理されるよう要求することができる。

(b) 締約国は、(a)の規定に基づいて代理人を要求しない場合には、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいづれも有していない者に対し、自国の官庁に對する手続をとるに際し当該領域内に送達のためのあて先を有するよう要求することができる。

(3) 「委任状」

(a) 締約国は、出願人、名義人その他の関係する者に対し自国の官庁に對する手続において代理人によって代理されることを認め又は要求する場合には、出願人、名義人その他の関係する者の氏名又は名称を記載し及び当該者が署名した別個の書類(以下「委任状」という。)において代理人を選任するよう要求することができる。

(b) 委任状は、当該委任状において特定する一又は二以上の出願又は登録に係るものとすることができるものとし、選任を行う者が記載したものを除くほか、当該者に係る既存の及び将来のすべての出願又は登録に係るものとすることができる。

(c) 委任状は、代理人の権限を特定の行為に限定することができる。締約国は、代理人が出願を取り下げ又は登録を放棄する権限を有する根拠となる委任状に当該代理人が出願の取下げ又は登録の放棄についての権限を有する旨を明記するよう要求することができる。

(d) 書類に代理人として記載されている者が官庁に對し当該書類を提出する場合において、当該官庁が当該書類を受理した時に、必要な委任状が当該官庁に提出されていないときは、締約国は、自国が定める期間内に(規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする)委任状を当該官庁に提出するよう要求することができる。締約国は、委任状が自国が定める期間内に官庁に提出されない場合には当該者が提出した書類は効力を有しない旨を定めることができる。

(e) 委任状の提出及び内容に関する要件について、次の場合のいづれかに該当する場合には、いかなる締約国も、委任状の効力を否認してはならない。

(i) 委任状が、書面に記載されて提出された場合において、(4)の規定に従うことを条件として、規則で定める委任状様式に相当する様式で提出されたとき。

(ii) 当該締約国が自国の官庁に對するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、委任状がファクシミリによって送付された場合において、(4)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。

合において、(4)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。

(4) 「言語」

締約国は、委任状が自国の官庁によって認められた一の言語又は二以上の言語のうちのいづれか一の言語で作成されるよう要求することができる。

(5) 「委任状についての言及」

締約国は、自国の官庁に對する手続のために代理人が当該官庁に提出する書類において当該代理人の行為の根拠となる委任状について言及するよう要求することができる。

(6) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、(3)から(5)までに規定する事項に關し、(3)から(5)までに定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(7) 「証拠」

締約国は、自国の官庁が(2)から(5)までに規定する書類に記載された事項の真实性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第五条 出願日

(1) 「許容される要件」

(a) 締約国は、(b)及び(2)の規定に従うことを条件として、第三条(3)の規定に基づいて要求する言語で記載され又は作成された次のすべてのものを自国の官庁が受理した日を出願日とする。

して認める。

(i) 標章の登録を求める旨の明示的又は黙示的な表示

(ii) 出願人を特定することができる表示

(iii) 出願人又は、その代理人がある場合には、当該代理人に郵便によって連絡するのに足りる表示

(iv) 登録を求める標章の十分に鮮明な複製一通

(v) 登録を求める商品又はサービスの一覽表

(vi) 第三条(1)の(a)(ii)又は(b)の規定が適用される場合には、それぞれ、自国の法令が要求する同条(1)(a)(ii)に規定する宣言書又は同条(1)(b)に規定する宣言書及び証拠。これらの宣言書については、出願人が代理人を有する場合であっても、当該締約国の法令が要求するときは、出願人自身が署名すること

を要求する。

(b) 締約国は、(a)の(i)から(vi)までに規定するものの全部ではなく一部又は(a)の(i)から(vi)までに規定するものであって第三条(3)の規定に基づいて要求する言語以外の言語で記載され若しくは作成されたものを自国の官庁が受理した日を出願日として認めることができる。

(2) 「許容される追加的な要件」

(a) 締約国は、必要な料金が支払われるまで出願日の認定を行わない旨を定めることができる。

官 報 (号 外)

(b) 締約国は、この条約の締約国となる時に(a)に定める要件を適用する場合に限り、当該要件を適用することができる。 (3) 「補元及び期間」 (1)及び(2)の規定に係る補元の方法及び期間は、規則で定める。 (4) 「その他の要件の禁止」 いかなる締約国も、出願日に関し、(1)及び(2)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。	第六条 二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の登録 ニース分類の二以上の類に属する商品又はサービスが一の願書に記載されている場合には、この出願は、一の登録をもたらす。 第七条 出願及び登録の分割 (1) 「出願の分割」 (a) 二以上の商品又はサービスを掲げる出願(以下「もとの出願」という。)は、次の期間中、出願人により又は出願人の申請により、もとの出願に掲げる商品又はサービスを二以上の出願に分割することによって当該二以上の出願(以下「分割出願」という。)に分割することができる。分割出願は、当該もとの出願の出願日及び優先権がある場合にはその利益を維持するものとする。 (i) 少なくとも、標章の登録に関し官庁が決定するまでの間			
(ii) 標章を登録する旨の官庁の決定に対する異議申立手続の期間 (iii) 標章の登録に関する決定に対する不服申立手続(1)の官庁に対するものを除く。)の期間 (b) 締約国は、(a)の規定に従うことを条件として、出願の分割の要件(料金の支払等)を定めることができる。 (2) 「登録の分割」 (1)の規定は、登録の分割について準用する。 登録の分割は、次の期間中、認められる。ただし、締約国は、自国の法令が第三者に対し標章の登録前に当該標章の登録に異議を申し立てることを認める場合には、登録の分割を認めないことができる。 (i) 第三者が官庁に対して登録の有効性を争う手続の期間 (ii) (i)の手続において官庁が行った決定に対する不服申立手続(当該官庁に対するものを除く。)の期間 第八条 署名 (1) 「書面に記載されて提出される書類」 締約国の官庁に対して提出される書類が書面に記載されたものであり、かつ、署名が要求される場合には、当該締約国は、 (i) (ii)の規定が適用される場合を除くほか、自筆の署名を認める。 (iii) 自筆の署名に代えて、印刷された署名、				
スタンプによって押印された署名その他の形式の署名の使用又は印影の使用を認めることができる。 (iii) 書類に署名する自然人が自国民であり、かつ、その者の住所が自国の領域内にある場合には、自筆の署名に代えて印影を使用するよう要求することができる。 (iv) 印影が使用される場合には、当該印影にこれを使用する自然人の氏名を文字で付記するよう要求することができる。 (2) 「ファクシミリによって提出される書類」 (a) 締約国は、自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認める場合において、署名の複製、印影の複製又は(1)(iv)の規定に基づいて要求するときは印影を使用する自然人の氏名を文字で付記した印影の複製がファクシミリによって出力された印刷物上に現れているときは、当該書類を署名されたものとする。 (b) (a)に規定する締約国は、ファクシミリによって送付された書類の原本を一定の期間内に規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。(ii)の官庁に提出するよう要求することができる。 (3) 「電磁的手段による提出」 締約国は、自国の官庁に対する電磁的手段による提出を認める場合において、当該官庁が提出者を自国の定める電磁的手段によって特定し				
たときは、提出されたものを署名されたものとする。 (4) 「証明の要求の禁止」 いかなる締約国も、(1)から(3)までに規定する署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明その他の証明を要求することができない。ただし、署名が登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名についての証明を要求する旨を定めるときは、この限りでない。 第九条 商品又はサービスの分類 (1) 「商品又はサービスの表示」 登録及び官庁が行う公告(出願又は登録に関係し、かつ、商品又はサービスを表示するもの)については、ニース分類の類に従って類別された商品又はサービスの名称を表示する。類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。 (2) 「同一の又は異なる類に属する商品又はサービス」 (a) 商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の同一の類に表示されているという理由によつては、互いに類似するものと認めることができない。 (b) 商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の異なる類に表示さ				

れているという理由によつては、互いに類似するものでないと認めることができない。

第十条 氏名若しくは名称又は住所の変

更

(1) 「名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更」

(a) 名義人である者には変更はないが名義人の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合には、締約国は、自国の官庁に対する標準登録簿における変更の記録の申請が、名義人又はその代理人によつて署名され、かつ、関係する登録の登録番号及び記録すべき変更を記載した書類によつて行われることを認める。当該変更に係る申請書の提出に関する要件については、次の場合のいずれかに該当する場合には、いかなる締約国も、申請を却下してはならない。

(i) 申請書が、書面に記載されて提出された場合において、(c)の規定に従うことを条件として、規則で定める申請書様式に相当する様式で提出されたとき。

(ii) 当該締約国が自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、申請書がファクシミリによつて送付された場合において、(c)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。

(b) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。

(i) 名義人の氏名又は名称及び住所
(ii) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(iii) 名義人が送達のためのあて先を有する場合には、当該あて先

(c) 締約国は、申請書が自国の官庁によつて認められた一の言語又は二以上の言語のうちいずれか一の言語で作成されるよう要求することができる。

(d) 締約国は、申請に關し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(e) 変更の記録は、当該変更が二以上の登録に係るものであつても、一の申請書で求めることができる。ただし、すべての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合には限る。

(2) 「出願人の氏名若しくは名称又は住所の変更」

変更が出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき又は出願人若しくはその代理人が当該出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該出願を特定して行うものとする。

(3) 「代理人の氏名若しくは名称又は住所又は送達のためのあて先の変更」

(1)の規定は、代理人がある場合にはその氏名若しくは名称又は住所の変更について、送達の場合に先がある場合には当該あて先の変更について準用する。

(4) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条に規定する申請に關し、(1)から(3)までに定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、変更に関する証明書の提出については、要求することができない。

(5) 「証拠」

締約国は、自国の官庁が申請書に記載された事項の真实性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第十一条 権利の移転

(1) 「登録に係る権利の移転」

(a) 名義人である者に変更があつた場合には、締約国は、自国の官庁に対する標準登録簿における移転の記録の申請が、名義人若しくはその代理人又は権利を取得した者(以下「新権利者」という。)若しくはその代理人によつて署名され、かつ、関係する登録の登録番号及び記録すべき移転を記載した書類によつて行われることを認める。当該移転に係る申請書の提出に關する要件については、次の場合のいずれかに該当する場合には、いかなる締約国も、申請を却下してはならない。

(i) 申請書が、書面に記載されて提出された場合において、(2)(a)の規定に従うことを条件として、規則で定める申請書様式に相当する様式で提出されたとき。

(ii) 当該締約国が自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、申請書がファクシミリによつて送付された場合において、(2)(a)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。

(b) 権利の移転が契約によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が契約によるものであることを記載し及び申請人の選択により次のいずれかのものを添付するよう要求することができる。

(i) 契約書の写し。当該写しについては、公証人その他の権限のある公の当局が当該契約書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(ii) 契約書における当該権利の移転を表示する部分の抄本。当該抄本については、公証人その他の権限のある公の当局が当該契約書の真正な抄本であることを認証するよう要求することができる。

(iii) 規則で定める様式及び内容で作成され、かつ、名義人及び新権利者の双方が署名した譲渡証明書であつて、認証されていないもの

(iv) 規則で定める様式及び内容で作成され、かつ、名義人及び新権利者の双方が署名し

た譲渡文書であつて、認証されていないもの

(c) 権利の移転が合併によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が合併によるものであることを記載し及び権限のある当局が発行する合併を証明する文書の写し(例えば、商業登記簿の抄本の写し)を添付するよう要求することができる。当該写しについては、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(d) 移転が一部の共同名義人に係るものであるが全部の共同名義人に係るものではなく、かつ、当該移転が契約又は合併によるものである場合には、締約国は、権利の移転に関係しない共同名義人が自己の署名した文書において当該権利の移転に明示の同意を与えるよう要求することができる。

(e) 権利の移転が契約又は合併によるものでなく、法令の実施、裁判所の決定その他の理由によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が契約又は合併によるものではないことを記載し及び当該移転を証明する文書の写しを添付するよう要求することができる。当該写しについては、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(f) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。

- (i) 名義人の氏名又は名称及び住所
- (ii) 新権利者の氏名又は名称及び住所
- (iii) 新権利者がいづれかの国の国民である場合には当該国の名称、新権利者がいづれかの国に住所を有する場合には当該国の名称及び新権利者がいづれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称
- (iv) 新権利者が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該当するときは当該国の地域であつてその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称
- (v) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
- (vi) 名義人が送達のための先を有する場合には、当該先
- (vii) 新権利者が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
- (viii) 新権利者に対し第四条(2)(b)の規定に基づき送達のための先を有するよう要求する場合には、当該先
- (g) 締約国は、申請に關し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。
- (h) 移転の記録は、当該移転が二以上の登録に係るものであつても、一の申請書で求めることができる。ただし、各登録における名義人

及び新権利者がそれぞれ同一であり、かつ、すべての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(i) 権利の移転が名義人の登録に掲げる商品又はサービスのすべてには影響を及ぼさない場合において、関係法令がこのような移転の記録を認めるときは、官庁は、当該移転に係る商品又はサービスについて別個の登録を行う。

(2) 「言語及び翻訳」

(a) 締約国は、(1)に規定する申請書、譲渡証明書又は譲渡文書が自国の官庁によって認められた一の言語又は二以上の言語のうちのいずれか一の言語で作成されるよう要求することができる。

(b) (i)の(b)(i)、(b)(ii)、(c)及び(e)に規定する文書が締約国の官庁によって認められた言語で作成されていない場合には、当該締約国は、当該官庁によって認められた一の言語又は二以上の言語のうちのいずれか一の言語で作成された当該文書の翻訳文(認証されたものを含む。)を申請書に添付するよう要求することができる。

(3) 「出願に係る権利の移転」

権利の移転が出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)及び(2)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき又は出願人若しくはその代理人が当該出願番号を知らないときは、申請は、

規則で定める他の方法で当該出願を特定して行うものとする。

(4) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条に規定する申請に關し、(1)から(3)までに定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、要求することができない。

(i) 商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。ただし、(1)(c)の規定が適用される場合を除く。

(ii) 新権利者が工業上又は商業上の業務を行つてゐる旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。

(iii) 権利の移転によって影響を受ける商品又はサービスに係る業務を新権利者が行つてゐる旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。

(iv) 名義人が事業又は関連するのれんの全部又は一部を新権利者に譲渡した旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。

(5) 「証拠」

締約国は、自国の官庁がこの条に規定する申請書又は文書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠又は(1)の(c)若しくは(e)の規定が適用されるときは追加的な証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第十二条 誤りの訂正

(1) 「登録に係る誤りの訂正」

(a) 締約国は、自国の官庁に提出された願書その他の申請書における誤りであつて標章登録簿又は当該官庁が行う公告に反映されるものの訂正の申請が、名義人又はその代理人によつて署名され、かつ、関係する登録の登録番号、訂正すべき誤り及び記入すべき訂正を記載した書類によつて行われることを認める。当該訂正に係る申請書の提出に関する要件については、次の場合のいずれかに該当する場合には、いかなる締約国も、申請を却下してはならない。

(i) 申請書が、書面に記載されて提出された場合において、(c)の規定に従うことを条件として、規則で定める申請書様式に相当する様式で提出されたとき。

(ii) 当該締約国が自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、申請書がファクシミリによつて送付された場合において、(c)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。

(b) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。

- (i) 名義人の氏名又は名称及び住所
- (ii) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
- (iii) 名義人が送達のため先を有する場合

合には、当該あて先

(c) 締約国は、申請書が自国の官庁によつて認められた一の言語又は二以上の言語のうちのいずれか一の言語で作成されるよう要求することができる。

(d) 締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(e) 誤りの訂正は、一の者の二以上の登録に係るものであつても、一の申請書で求めることができる。ただし、各登録における誤り及びその訂正がそれぞれ同一であり、かつ、すべての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(2) 「出願に係る誤りの訂正」

誤りが出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき又は出願人若しくはその代理人が当該出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該出願を特定して行うものとする。

(3) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)及び(2)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(4) 「証拠」

締約国は、主張された誤りが現に誤りであるということについて自国の官庁が合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出する

よう要求することができる。

(5) 「官庁による誤り」

締約国の官庁は、職権により又は申請により無料で自己の誤りを訂正する。

(6) 「訂正することができない誤り」

いかなる締約国も、自国の法令によつて訂正することができないものとする誤りについて、(1)、(2)及び(5)の規定を適用する義務を負わない。

第十三条 登録の存続期間及び更新

(1) 「更新の申請書に記載する事項及び料金」

(a) 締約国は、登録の更新について申請書の提出を条件とし及び当該申請書に次の事項の全部又は一部を記載するよう要求することができる。

(i) 更新を求める旨の表示

(ii) 名義人の氏名又は名称及び住所

(iii) 関係する登録の登録番号

(iv) 当該締約国の選択により、関係する登録をもたらした出願の出願日又は関係する登録の登録日

(v) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(vi) 名義人が送達のため先を有する場合合には、当該あて先

(vii) 当該締約国が標章登録簿に記載されている商品又はサービスの一部分についてのみ行われる登録の更新を認め、かつ、このような更新の申請が行われる場合には、二ス

分類の類に従つて類別された当該申請に係る記録された商品若しくはサービスの名称又は当該申請に係るものでない記録された商品若しくはサービスの名称(類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。)

(ii) 当該締約国が名義人又はその代理人以外の者によつて更新の申請書が提出されることを認め、かつ、当該申請書が当該者によつて提出される場合には、当該者の氏名又は名称及び住所

(iii) 名義人若しくはその代理人の署名又は(ii)の規定が適用される場合には(ii)に規定する者の署名

(b) 締約国は、更新の申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

料金が登録の最初の存続期間又は更新の存続期間に關して支払われた場合には、当該期間における登録の存続については、料金の支払を更に要求することができない。使用に関する宣言書又は証拠の提出に係る料金は、この(b)の規定の適用上、登録の存続のために要求される支払とは認められないものとし、この(b)の規定によつて影響を受けない。

(c) 締約国は、自国の法令で定める期間内に(規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする)更新の申請書を自

国の官庁に提出し及び(b)に規定する料金(更新の申請に係るもの)を自国の官庁に支払うよう要求することができる。	(2) 「提出」 更新の申請書の提出に関する要件について、次の場合のいずれかに該当する場合には、いかなる締約国も、申請を却下してはならない。 (i) 申請書が、書面に記載されて提出された場合において、(3)の規定に従うことを条件として、規則で定める申請書様式に相当する様式で提出されたとき。 (ii) 当該締約国が自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、申請書がファクシミリによって送付された場合において、(3)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。	(3) 「言語」 締約国は、更新の申請書が自国の官庁によって認められた一の言語又は二以上の言語のうちいずれか一の言語で作成されるよう要求することができる。 (4) 「その他の要件の禁止」 いかなる締約国も、更新の申請に関し、(1)から(3)までに定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次のものの提出については、要求することができない。 (i) 標章の複製及び標章を特定するその他のもの		
(ii) 他の締約国の標章登録簿において標章が登録され又は標章の登録が更新されていることについての証拠 (iii) 標章の使用に関する宣言書又は証拠	(5) 「証拠」 締約国は、自国の官庁が更新の申請書に記載された事項の真实性について合理的な疑義を有する場合に、更新の申請の審査において証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。 (6) 「実体についての審査の禁止」 いかなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。 (7) 「存続期間」 登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は、十年とする。 第十四条 却下し又は拒絶しようとする場合の意見	官庁は、出願又は第十条から前条までの規定による申請に関し、却下し又は拒絶しようとするに合理的な期間内に意見を述べべる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し又は拒絶することができない。 第十五条 パリ条約を遵守する義務 締約国は、パリ条約の規定で標章に関するものを遵守する。 第十六条 サービス・マーク 締約国は、サービス・マークを登録し、パリ条約の商標に関する規定をサービス・マークについて適用する。	第十七条 規則 (a) この条約に附属する規則には、次の事項に関する規定を設ける。 (i) この条約が明示的に「規則で定めると」規定する事項 (ii) この条約の規定を実施するために有用な細目 (iii) 業務の運用上の要件、事項又は手続 (b) 規則には、モデル国際様式も含める。 (2) 「条約と規則との抵触」 この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先する。 第十八条 改正及び議定書	(1) 「改正」 この条約は、外交会議によって改正することができる。 (2) 「議定書」 標章に関する法令の調和を更に発展させる目的のため、この条約の規定に反しない限り、外交会議によって議定書を採用することができる。 第十九条 締約国となるための手続
(i) 機関の加盟国であって、自国の官庁に標章を登録することができるもの (ii) 政府間機関であって、その設立条件が適用される領域、そのすべての構成国又は関係する出願において登録のために指定された構成国において効力を有するものとして標章を登録することができる官庁を維持するもの。ただし、当該政府間機関のすべての構成国が機関の加盟国である場合に限る。	(ii) 機関の加盟国であって、機関の加盟国である他の特定の国の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの (iv) 機関の加盟国であって、当該国が構成国である政府間機関が維持する官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの (v) 機関の加盟国であって、機関の加盟国群に共通の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの	(2) 「批准又は加入」 (1)に規定する国及び政府間機関は、次のものを寄託することができる。 (i) この条約に署名している場合には、批准書 (ii) この条約に署名していない場合には、加入書 (3) 「寄託が有効となる日」 (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、批准書又は加入書の寄託が有効となる日は、次の国及び政府間機関は、この条約に署名することができるが、また、(2)及び(3)並びに次条の(1)及び(3)の規定に従うことを条件として、締約国となることができる。		
(i) 機関の加盟国であって、自国の官庁に標章を登録することができるもの (ii) 政府間機関であって、その設立条件が適用される領域、そのすべての構成国又は関係する出願において登録のために指定された構成国において効力を有するものとして標章を登録することができる官庁を維持するもの。ただし、当該政府間機関のすべての構成国が機関の加盟国である場合に限る。	(ii) 機関の加盟国であって、機関の加盟国である他の特定の国の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの (iv) 機関の加盟国であって、当該国が構成国である政府間機関が維持する官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの (v) 機関の加盟国であって、機関の加盟国群に共通の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの	(2) 「批准又は加入」 (1)に規定する国及び政府間機関は、次のものを寄託することができる。 (i) この条約に署名している場合には、批准書 (ii) この条約に署名していない場合には、加入書 (3) 「寄託が有効となる日」 (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、批准書又は加入書の寄託が有効となる日は、次の国及び政府間機関は、この条約に署名することができるが、また、(2)及び(3)並びに次条の(1)及び(3)の規定に従うことを条件として、締約国となることができる。		

のとおりとする。

(i) (1)に規定する国については、当該国の批准書又は加入書が寄託された日

(ii) 政府間機関については、当該政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日

(iii) (1)に規定する国については、次の条件が満たされた日。すなわち、当該国の批准書又は加入書が寄託され、かつ、他の特定の国の批准書又は加入書が寄託されたこと。

(iv) (1)に規定する国については、当該国が構成国である政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日

(v) (1)に規定する加盟国群の国については、当該加盟国群のすべての国の批准書又は加入書が寄託された日

(b) いずれの国も、批准書又は加入書(この(b)において「文書」という。)に、この条約の締約国となる資格を有する他の一の国若しくは一の政府間機関、他の二の国又は他の一の国及び一の政府間機関の文書も寄託されることを自国が文書を寄託したとみなされる条件とする旨の宣言を伴わせることができる。この場合において、当該他の国又は政府間機関については、その名称を明示する。当該宣言を伴う文書は、当該宣言に明示する条件が満たされた日に寄託されたものとみなされる。ただし、当該文書は、当該宣言に明示する文書の寄託がそれ自体同種の宣言を伴う場合には、

当該同種の宣言に明示する条件が満たされた日に寄託されたものとみなされる。

(c) (b)の規定に基づいて行われた宣言は、いつでも、その全部又は一部を撤回することができる。撤回は、事務局長が撤回の通告を受領した日に効力を生ずる。

第二十条 批准及び加入の効力発生の日

(1) 「考慮されるべき文書」

この条の規定の適用上、前条(1)に規定する国又は政府間機関によって寄託され、かつ、同条(3)の規定に従ってその寄託が有効となった批准書又は加入書のみが考慮される。

(2) 「この条約の効力発生」

この条約は、五の国が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

(3) 「この条約の効力発生後の批准又は加入の効力発生」

(2)の国以外の国及び政府間機関は、その批准書又は加入書を寄託した日の後三箇月でこの条約に拘束される。

第二十一条 留保

(1) 「特別の種類」の標章

いづれの国又は政府間機関も、第二条の(1)(a)及び(2)(a)の規定にかかわらず、留保を付することにより、第三条の(1)若しくは(2)、第五条、第七條、第十一条又は第十三條の規定を連合標章、防護標章又は派生標章について適用しない旨を宣言することができる。留保には、当該留保に係る規定を明示する。

(2) 「方法」

(1)の規定に基づく留保については、留保を行う国又は政府間機関のこの条約の批准書又は加入書に伴う宣言において付する。

(3) 「撤回」

(1)の規定に基づく留保については、いつでも撤回することができる。

(4) 「その他の留保の禁止」

留保は、(1)の規定に基づいて認められる留保を除くほか、この条約のいかなる規定についても認められない。

第二十二條 経過規定

(1) 「二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の出願及び出願の分割」

(a) いずれの国又は政府間機関も、第三条(5)の規定にかかわらず、ニース分類の一の類に属する商品又はサービスについてのみ自らの官庁に対し一の願書を提出することができる旨を宣言することができる。

(b) いずれの国又は政府間機関も、第六條の規定にかかわらず、ニース分類の二以上の類に属する商品又はサービスが一の願書に記載されている場合にはこの出願が標章登録簿において二以上の登録をもたらし得る旨を宣言することができる。ただし、各登録に当該各登録以外の登録であつて当該出願から生じたすべてのものについての言及を付する場合に限る。

(c) (a)の規定に基づく宣言を行った国又は政府間機関は、第七條(1)の規定にかかわらず、出願を分割することができない旨を宣言することができる。

(2) 「二以上の出願又は登録に係る一の委任状」

いづれの国又は政府間機関も、第四條(3)(b)の規定にかかわらず、一の委任状については一の出願又は登録にのみ係するものとすることができる旨を宣言することができる。

(3) 「委任状及び願書における署名についての証明の要求の禁止」

いづれの国又は政府間機関も、第八條(4)の規定にかかわらず、委任状における署名又は願書における出願人の署名が真正の証明その他の証明の対象となるよう要求することができる旨を宣言することができる。

(4) 「二以上の出願又は登録に関し、氏名若しくは名称若しくは住所を変更し、権利を移転し又は誤りを訂正するための単一の申請」

いづれの国又は政府間機関も、第十條の(1)(e)、(2)及び(3)、第十一条の(1)(b)及び(3)並びに第十二條の(1)(e)及び(2)の規定にかかわらず、氏名若しくは名称又は住所の変更の記録の一の申請、権利の移転の記録の一の申請及び誤りの訂正の一の申請については一の出願又は登録にのみ係するものとする旨を宣言することができる。

(5) 「更新に際し使用に関する宣言書又は証拠を提出すること」

いづれの国又は政府間機関も、第十三條(4)(ii)

の規定にかかわらず、更新に際し標章の使用に
関する宣言書又は証拠を提出するよう要求する
旨を宣言することができる。

(6) 「更新に際し実体について審査すること」

いずれの国又は政府機関も、第十三条(6)の
規定にかかわらず、自らの官庁がサービスに係
る登録の最初の更新に際し実体について審査す
ることができる旨を宣言することができる。た
だし、その審査は、この条約の効力発生前に
サービス・マークの登録制度を導入した国又は
政府機関の法令が効力を生じた後六箇月の期
間内に行われた出願に基づく重複登録を除去す
るためのものに限定される。

(7) 「共通規定」

(a) いずれの国又は政府機関も、(1)から(6)ま
での規定に基づく宣言を行わなかったならば
自らの法令を引き続き適用することがこの条
約の批准書又は加入書を寄託する時にこの条
約の関連規定に反することとなる場合にの
み、(1)から(6)までの規定に基づく宣言を行
うことができる。

(b) (1)から(6)までの規定に基づく宣言について
は、当該宣言を行う国又は政府機関のこの
条約の批准書又は加入書に伴わせる。

(c) (1)から(6)までの規定に基づいて行われた宣
言については、いつでも撤回することができ
る。

(8) 「宣言の効力の喪失」

(a) 国際連合総会の確立された慣行に従って開

発途上国とされる国により又は各構成国がそ
のような開発途上国である政府機関により
(1)から(5)までの規定に基づいて行われた宣言
は、(c)の規定が適用される場合を除くほか、
この条約の効力発生の日から八年の期間が満
了した時にその効力を失う。

(b) (a)に規定する国以外の国により又は(a)に規
定する政府機関以外の政府機関により(1)
から(5)までの規定に基づいて行われた宣言
は、(c)の規定が適用される場合を除くほか、
この条約の効力発生の日から六年の期間が満
了した時にその効力を失う。

(c) (1)から(5)までの規定に基づいて行われた宣
言は、二千四年十月二十八日以前に、(7)(c)の規
定に従って撤回されない場合又は(a)若しくは
(b)の規定に基づいてその効力を失わない場合
には、同日にその効力を失う。

(9) 「締約国となるための手続」
機関の加盟国ではないがこの条約の採択の日
に工業所有権の保護に関する国際同盟(パリ同
盟)の構成国である国は、自国の官庁に標章を
登録することができる場合には、第十九条(1)(i)
の規定にかかわらず、千九百九十九年十二月三
十一日まで締約国となることができる。

(1) 「通告」
いずれの締約国も、事務局長にあてた通告に
よりこの条約を廃棄することができる。

(2) 「効力発生の日」

廃棄は、事務局長がその通告を受領した日か
ら一年で効力を生ずる。廃棄は、これを行った
締約国に限り、当該一年の期間が満了した時に
係属中の出願又は登録されている標章について
この条約の適用に影響を及ぼさない。ただ
し、廃棄を行った締約国は、当該一年の期間が
満了した後、いかなる登録についても、登録を
更新すべき日からこの条約の適用を停止するこ
とができる。

第二十四条 条約の言語及び署名

(1) 「原本及び公定訳文」

(a) この条約に關しては、ひとしく正文である
英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロ
シア語及びスペイン語による原本一通につい
て署名する。

(b) 事務局長は、締約国の要請により、当該要
請を行った締約国その他関係締約国と協議の
上、当該要請を行った締約国の公用語であつ
て(a)に規定していない言語による公定訳文を
作成する。

(2) 「署名のための期間」

この条約は、その採択の後一年間、機関の本
部において署名のために開放しておく。

第二十五条 寄託者

この条約の寄託者は、事務局長とする。

商標法条約に基づく規則

規則の目次

第一規則 略称

第二規則 氏名又は名称及び住所の記載方法
第三規則 出願に関する細目
第四規則 代理に関する細目
第五規則 出願日に関する細目
第六規則 署名に関する細目
第七規則 出願番号によらずに出願を特定する
方法

第八規則 存続期間及び更新に関する細目
モデル国際様式の目次

様式第一 標章登録出願のための願書

様式第二 委任状

様式第三 氏名若しくは名称又は住所の変更の
記録の申請書

様式第四 標章登録又は標章登録出願に関する
権利の移転の記録の申請書

様式第五 標章登録又は標章登録出願に関する
譲渡証明書

様式第六 標章登録又は標章登録出願に関する
譲渡文書

様式第七 標章登録又は標章登録出願における
誤りの訂正の申請書

様式第八 登録の更新の申請書

第一規則 略称

(1) 「条約」及び「条」

(a) この規則において「条約」とは、商標法条約
をいう。

(b) この規則において「条」とは、条約の当該条
をいう。

(2) 「条約において定義される略称」

条約の適用上第一条において定義される略称は、この規則の適用上同一の意味を有する。

第二規則 氏名又は名称及び住所の記載方法

(1) 「氏名又は名称」

(a) 者の氏名又は名称を記載すべき場合には、締約国は、次のことを要求することができる。

(i) 当該者が自然人である場合には、記載すべき氏名については、姓及び名又は当該者が選択したときは当該者が通常使用している氏名とすること。

(ii) 当該者が法人である場合には、記載すべき名称については、当該法人の完全な公式の名称とすること。

(b) ファーム又はパートナーシップである代理人の名称を記載すべき場合には、締約国は、当該ファーム又はパートナーシップが通常使用している名称を当該名称の記載として認める。

(2) 「住所」

(a) 者の住所を記載すべき場合には、締約国は、当該住所について、郵便物が速やかに当該住所に配達されるための慣習上の要件を満たすように記載し及び、いかなる場合においても、すべての該当する単位（建物番号があるときはその番号を含む。）を記載するよう要求することができる。

(b) 締約国は、異なる住所を有する二以上の者

の氏名又は名称で自国の官庁に書類が提出される場合には、当該書類に通信のためのあて先として一の住所を明示するよう要求することができる。

(c) 住所の記載については、電話番号及びファクシミリ番号も記載することができ、また、通信の便宜のために、(a)の規定に従って記載された住所と異なるあて先も記載することができる。

(d) (a)及び(c)の規定は、送達のためのあて先について準用する。

(3) 「指定される文字」

締約国は、(1)及び(2)に規定する記載を自国の官庁が指定する文字で行うよう要求することができる。

第三規則 出願に関する細目

(1) 「標準文字」

出願人が締約国の官庁によって指定された標準文字で標準が登録され及び公告されることを希望する旨の陳述が第三条(1)(a)(ii)の規定に従って願書に記載されている場合には、当該官庁は、当該標準文字で当該標準を登録し及び公告する。

(2) 「複製の数」

(a) 出願人が標準の識別性のある特徴として色彩を主張する旨の陳述が願書に記載されない場合には、締約国は、標準の複製に関し、次のものを要求することができる。

(i) 標準が自国の官庁によって指定された標

準文字で登録され及び公告されることを出願人が希望する旨の陳述が願書に記載されることを自国の法令が認めていない場合又は当該陳述が願書に記載されない場合には、白黒の複製五通

(ii) 標準が自国の官庁によって指定された標準文字で登録され及び公告されることを出願人が希望する旨の陳述が願書に記載される場合には、白黒の複製一通

(b) 出願人が標準の識別性のある特徴として色彩を主張する旨の陳述が願書に記載される場合には、締約国は、標準の白黒の複製五通及び標準の色彩を付した複製五通を要求することができる。

(3) 「立体標準の複製」

(a) 標準が立体標準である旨の陳述が第三条(1)(a)(ii)の規定に従って願書に記載される場合には、当該標準の複製は、平面的な図面に表された複製又は写真による複製とする。

(b) (a)の規定に従って提出される複製は、出願人の選択により、一方向から表された標準の平面的な図面若しくは写真又は二以上の異なる方向から表された標準の平面的な図面若しくは写真によって構成することができる。

(c) 官庁は、(a)の規定に従い出願人によって提出された標準の複製が立体標準の詳細を十分に表していないと認める場合には、出願人に対し、合理的な期間内に六以下の異なる方向から表された標準の平面的な図面若しくは写

真又は当該標準の言葉による説明書を提出するよう求めることができる。この場合において、当該期間については、その求めにおいて指定する。

(d) 官庁は、(c)に規定する図面若しくは写真又は説明書が立体標準の詳細をなお十分に表していないと認める場合には、出願人に対し、合理的な期間内に当該標準の見本又はひな形を提出するよう求めることができる。この場合において、当該期間については、その求めにおいて指定する。

(e) (2)の(a)(i)及び(b)の規定は、立体標準について準用する。

(4) 「標準の音訳」

第三条(1)(a)(ii)の規定の適用上、標準が、官庁によって指定された文字以外の文字による事項若しくは当該官庁によって指定された数字以外の数字で表された数によって構成され又はこれらの事項若しくは数を包含する場合には、当該事項又は数を当該官庁によって指定された文字及び数字で音訳するよう要求することができる。

(5) 「標準の翻訳」

第三条(1)(a)(ii)の規定の適用上、標準が、官庁が認める言語以外の言語による単語によって構成され又はこれらの単語を包含する場合には、当該単語を当該官庁が認める一の言語又は二以上の言語のうちのいずれか一の言語に翻訳するよう要求することができる。

官 報 (号 外)

(6) 「標章の実際の使用に関する証拠の提出のため期間」

第三条(6)に規定する期間は、願書が提出された締約国の官庁が実際の使用を条件として標準を登録する旨の決定を行った日から起算して六箇月以上とする。出願人又は名義人は、当該締約国の法令で定める要件に従うことを条件として、当該期間の延長を求める権利を有する。この場合において、各延長期間は、六箇月以上とし、延長期間の合計は、二年六箇月以上とする。

第四規則 代理に関する細目

第四条(3)(d)に規定する期間は、関係締約国の官庁が同条(3)(d)に規定する書類を受理した日から起算するものとし、自己のために書類が提出された者の住所が当該締約国の領域内にある場合には一箇月以上とし、当該住所が当該締約国の領域外にある場合には二箇月以上とする。

第五規則 出願日に関する細目

(1) 「要件を満たしていない場合の手続」

出願が官庁による願書の受理の時に第五条の(1)(a)又は(2)(a)の要件を満たしていない場合には、当該官庁は、出願人に対し、当該要件を満たすよう直ちに求める。この場合において、当該要件を満たすべき期間については、その求めにおいて指定する。当該期間は、出願人の住所が関係締約国の領域内にある場合には当該求めの日から一箇月以上とし、当該締約国の領域外にある場合には二箇月以上とする。当該求めに応ずるに当たって特別の料金の支払を条件とさ

れる場合には、これを支払う。官庁が当該求めを送付しない場合であっても、同条の(1)(a)又は(2)(a)の要件は、影響を受けない。

(2) 「補完の場合の出願日」

出願人が(1)に規定する求めにおいて指定された期間内に、当該求めに応じ及び必要な特別の料金を支払う場合には、出願日は、第五条(1)(a)に規定するすべての必要なものが官庁によって受理され及び、該当するときは、同条(2)(a)に規定する必要な料金が当該官庁に支払われた日とする。出願人が当該期間内に、当該求めに応じない場合又は必要な特別の料金を支払わない場合には、出願は、行われなかったものとみなされる。

(3) 「受理日」

締約国は、文書が現に次のものによって受領され又は料金が現に次のものに支払われたことを自国の官庁によって文書が受理され又は自国の官庁に対し料金が支払われたとみなす場合について決定することができる。

(i) 当該官庁の支部

(ii) 当該締約国が第十九条(1)(ii)に規定する政府機関である場合には、当該政府機関の官庁に代わる国の官庁

(iii) 公の郵便業

(iv) 公の郵便業以外の配達業であつて当該締約国が指定するもの

(4) 「ファクシミリの使用」

締約国がファクシミリによる願書の提出を認め、かつ、願書がファクシミリによって提出さ

れた場合には、当該締約国の官庁が当該ファクシミリを受理した日を当該願書の受理日とする。もっとも、当該締約国は、自国の官庁が当該ファクシミリを受理した日から一箇月以上の一定の期間内に当該願書の原本が当該官庁に到達するよう要求することができる。

第六規則 署名に関する細目

(1) 「法人」

書類の署名が法人を代表して行われる場合には、締約国は、署名し又は押印する自然人の署名又は印影に当該者の姓及び名又は当該者が選択したときは当該者が通常使用している氏名を文字で付記するよう要求することができる。

(2) 「ファクシミリによって提出される書類」

第八条(2)(b)に定める期間は、ファクシミリによる送付の受理の日から一箇月以上とする。

(3) 「日付」

締約国は、署名又は印影に署名し又は押印した日の日付を付記するよう要求することができる。付記することが要求されているにもかかわらず付記されていない場合には、署名し又は押印したとみなされる日は、当該署名がされ若しくは印影が押された書類を自国の官庁が受理した日又は当該締約国が認めるときは当該官庁が受理した日より前の日とする。

第七規則 出願番号によらずに出願を特定する方法

(1) 「特定の方法」
出願番号によって出願を特定するよう要求され

れている場合において、出願番号が付されていないとき又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らないときは、当該出願は、次のいずれかのものが提出されたときに特定されたものとみなされる。

(i) 官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号

(ii) 願書の写し

(iii) 標章の複製であつて、官庁が願書を受理した日(当該出願人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び当該出願人又はその代理人が当該願書に付した識別のための番号を付記したもの

(2) 「その他の要件の禁止」

出願番号が付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、いかなる締約国も、出願を特定するために、(1)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

第八規則 存続期間及び更新に関する細目

目

第十三条(1)(c)の規定の適用上、更新の申請書を提出することができ及び更新のための料金を支払うことができる期間は、更新が行われるべき日の六箇月以上前に開始し、当該更新が行われるべき日の六箇月以上後に終了する。更新が行われるべき日の後に更新の申請書が提出され又は更新のための料金が支払われる場合には、締約国は、割増料金の支払を更新の条件とすることができる。

モデル国際様式第1

標章登録出願のための願書

提出先官庁

官 庁 記 入 欄

出 願 人 の 整 理 番 号(注1)
代 理 人 の 整 理 番 号(注1)

1 登録の申請

この願書において複製が表示された標章の登録を申請する。

2 出願人

2.1 出願人が自然人である場合には、

(a) 姓(注2)

(b) 名(注2)

2.2 出願人が法人である場合には、完全な公式の名称

2.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

(地域番号から記載する。)

フテクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

2.4 国籍を有する国

住所を有する国

営業所を有する国(注3)

2.5 出願人が法人である場合には、次の事項を記載すること。

法人の法的性質

その法令に基づいて法人が設立された国及び該当するときは当該国の地域であってその法令に基づいて法人が設立されたもの

2.6 ☐ 出願人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての出願人を続葉に掲げ、かつ、各出願人に関し、2.1又は2.2、2.3、2.4及び2.5に記載すべき事項を記載すること。(注4)

3 代理人

3.1 ☐ 出願人は、代理人によって代理されていない。

3.2 ☐ 出願人は、代理人によって代理されている。

3.2.1 代理人の特定

3.2.1.1 氏名又は名称

3.2.1.2 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

(地域番号から記載する。)

フテクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

3.2.2 ☐ 委任状は、既に官庁に提出されている。

委任状番号 (注5)

3.2.3 ☐ 委任状は、添付されている。

3.2.4 ☐ 委任状は、後日提出される。

3.2.5 ☐ 委任状は、不要である。

4 送達のためのあて先(注6)

5 優先権の主張

☐ 出願人は、次の優先権を主張する。

5.1 最初の出願の国(官庁)(注7)

5.2 最初の出願の日付

5.3 最初の出願の出願番号(可能な場合とする。)

5.4 優先権の主張に係る出願の出願書類の認証された謄本は、(注8)

5.4.1 ☐ 添付されている。

5.4.2 ☐ この出願の出願日から3箇月以内に提出される。

5.5 認証された謄本の翻訳文は、

5.5.1 ☐ 添付されている。

5.5.2 ☐ この出願の出願日から3箇月以内に提出される。

5.6 ☐ 優先権の主張に係る2以上の出願がある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての出願を続葉に掲げ、かつ、各出願に関し、5.1、5.2、5.3、5.4及び5.5に記載すべき事項を記載し並びに各出願に掲げる商品又はサービスを記載すること。

6 本国である国(官庁)における登録(注9) ☐ 本国である国(官庁)における登録の証明書が添付されている。	11 商品又はサービス 商品又はサービスの名称(注13) ☐ 上の欄が不足する場合には、V印を付すること。この場合には、続葉に商品又はサービスの名称を記載すること。
7 博覧会における展示によって生じている保護 ☐ 出願人が博覧会において商品又はサービスを展示したことによって生じている保護についての利益を主張する場合には、V印を付すること。この場合には、続葉に詳細を記載すること。	12 使用意思又は実際の使用に関する宣言書及び実際の使用に関する証拠 12.1 ☐ 宣言書が添付されている場合には、V印を付すること。 12.2 ☐ 実際の使用に関する証拠が添付されている場合には、V印を付すること。
8 標章の複製 (8 cm × 8 cm)	13 言語上の要件 ☐ 提出先官庁について適用される言語上の要件を満たすために添付書類がこの願書と共に提出される場合には、V印を付すること。(注14)
8.1 ☐ 出願人は、官庁が指定する標準文字で官庁が標章を登録し及び公告することを希望する。(注10) 8.2 ☐ 標章の識別性のある特徴として色彩を主張する。 8.2.1 主張される色彩の名称 8.2.2 標章のうち当該色彩である主要部分 8.3 ☐ 標章は、立体である。 ☐ の異なる方向から表された標章の平面的な図面又は写真が添付されている。(注11)	14 署名又は押印 14.1 署名し又は押印する自然人の氏名 14.2 次のいずれの者が署名し若しくは押印するか又は次のいずれの者を代表して署名し若しくは押印するかについて、該当する□内にV印を付すること。 14.2.1 ☐ 出願人 14.2.2 ☐ 代理人 14.3 署名又は押印の日付 14.4 署名又は印影
8.4 通の標章の白黒の複製が添付されている。(注12) 8.5 通の標章の色彩を付した複製が添付されている。(注12)	15 料金 15.1 この出願に関して支払われる料金の通貨及び額 15.2 支払の方法
9 標章の音訳 標章の全部又は一部が次のとおり音訳されている。	16 続葉及び添付書類 ☐ 続葉又は添付書類がこの願書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、続葉の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。
10 標章の翻訳 標章の全部又は一部が次のとおり翻訳されている。	注1 出願人及び代理人がこの願書に付した整理番号は、この欄に記載することができる。 注2 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、出願人の完全な姓及び名又は出願人が通常使用している姓及び名のいずれかとする。

注3 「営業所」とは、現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所をいう。

注4 異なる住所を有する2以上の出願人が続業に掲げられ、かつ、代理人がない場合には、続業に掲げられた住所のうち通信のためのあて先に下線を引かなければならない。

注5 委任状に委任状番号が付さず若しくはまだ付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとすること。

注6 この願書の提出先官庁を通じて標章の登録が行われる締約国の領域内に、出願人(出願人が2以上ある場合には、すべての出願人)が住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない場合には、3に代理人が記載されている場合を除くほか、送達のためのあて先を4の表題の下欄に記載しなければならない。

注7 優先権の主張に係る出願が国の官庁以外の官庁(例えば、アメリカ知的所有権機関、ベンネルックス商標庁及び商標及び意匠に関する域内市場における調和のための官庁)に対し行われた場合には、官庁の名称を国の名称に代えて記載しなければならない。当該出願が国の官庁に対し行われた場合には、官庁の名称ではなく国の名称を記載しなければならない。

注8 「認証された標本」とは、優先権の主張に係る出願の出願書類を受理した官庁が原本と同一の内容であることを認証した当該出願書類の写しをいう。

注9 出願人が出願の際にパリ条約第6条の5 A(1)に基づく証拠を提出することを希望する場合には、記入すること。

注10 図形を包含し又は図形によって構成される標章については、希望することができない。官庁は、標章が図形を包含すると認める場合には、出願人の希望を無視し、標章の複製を表示すべき欄に表示されたとおりに標章を登録し及び公告する。

注11 2以上の異なる方向から表された標章の平面的な図面又は写真が8の標章の複製を表示すべき欄に表示されていないがこの願書に添付されている場合には、V印を付し、かつ、当該図面又は写真の数を記載すること。

注12 白黒の又は色彩を付した複製の数を記載すること。

注13 商品又はサービスについては、ニース分類の2以上の類に属する場合には、同分類の類に従って類別しなければならない。各類の番号を表示し、かつ、同一の類に属する商品又はサービスを同類の番号の次の次に表示しなければならない。類別された商品又はサービスの各群は、同分類の番号の順序で表示しなければならない。すべての商品又はサービスが同分類の1の類に属する場合にも、同類の番号を表示しなければならない。

注14 提出先官庁が2以上の言語を認めない場合には、V印を付さないこと。

モデル国際様式第2

委任状

に対する手続用

(官庁名)

官 庁 記 入 欄

選任を行う者の整理番号(注1).....

1 選任

3において特定する者を代理人として選任する。

2 選任を行う者の氏名又は名称(注2)

3 代理人

3.1 氏名又は名称

3.2 住所(郵便番号及び国名を含む)

電話番号

(地域番号から記載する。)

ファクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

4 関係する出願又は登録

この委任状は、次のものに関係する。

4.1 ☐ 選任を行う者の既存の及び将来のすべての出願又は登録。ただし、続業に記載するものを除く。

4.2 ☐ 次の出願又は登録

4.2.1 次の標章に関する出願(注3)

4.2.2 次の出願番号(注4)を有する出願及び当該出願によって生ずる登録

4.2.3 次の登録番号を有する登録

4.2.4 ☐ 4.2.1、4.2.2又は4.2.3の欄が不足する場合には、V印を付し、かつ、記載すべき事項を続業に記載すること。

5 送達のためのおて先

6 変更の表示

6.1 変更前の記載内容

変更後の記載内容(注5)

6.2 ☐ 上の欄が不足する場合には、V印を付すること。この場合には、変更後の記載内容と共に変更前の記載内容を続葉に記載すること。

7 署名又は押印

7.1 署名し又は押印する自然人の氏名

7.2 次のいずれの者が署名し若しくは押印するか又は次のいずれの者を代表して署名し若しくは押印するかについて、該当する□内にV印を付すること。

7.2.1 ☐ 名義人又は出願人

7.2.2 ☐ 代理人

7.3 署名又は押印の日付

7.4 署名又は印影

8 料金

8.1 この申請に関して支払われる料金の通貨及び額

8.2 支払の方法

9 続葉又は添付書類

☐ 続葉又は添付書類がこの申請書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、続葉の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。

注1 名義人若しくは出願人又は代理人がこの申請書に付した整理番号は、この欄に記載することができる。

注2 出願番号が付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願は、次のいずれかものを提出することによって特定することができる。(i)提出先官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号、(ii)願書の写し又は(iii)願書の複製であって、提出先官庁が願書を受理した日(出願人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び出願人若しくはその代理人が願書に付した識別のための番号を付記したもの

注3 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この申請に係る出願の願書において記載された姓及び名又はこの申請に係る登録に記録されている姓及び名とする。

注4 委任状に委任状番号が付されず若しくはまだ付されていない場合又は名義人若しくは出願人若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとする。

注5 変更後の氏名若しくは名称又は住所を記載すること。

モデル国際様式第4

標章登録又は標章登録出願に関する
権利の移転の記録の申請書

提出先官庁

官 庁 記 入 欄

名義人又は出願人の整理番号(注1)

代理人の整理番号(注1)

1 記録の申請

この申請書に記載する権利の移転の記録を申請する。

2 関係する登録又は出願

この申請は、次の登録又は出願に関する。

2.1 登録番号

2.2 出願番号(注2)

2.3 ☐ 2.1又は2.2の欄が不足する場合には、V印を付し、かつ、記載すべき事項を続葉に記載すること。

3 移転によって影響を受ける商品又はサービス

3.1 ☐ 2に記載する出願又は登録に掲げるすべての商品又はサービスが移転によって影響を受ける場合には、V印を付すること。

3.2 ☐ 2に1の出願又は登録のみを記載する場合において、当該出願又は登録に掲げる商品又はサービスの一部のみが移転によって影響を受けるときは、V印を付し、かつ、新権利者の出願又は登録に掲げるべき商品又はサービスに記載すること。(この場合には、記載しない商品又はサービスは、出願人又は名義人の出願又は登録に引き続き掲げることとなる。)

3.3 ☐ 2に2以上の出願又は登録を記載する場合において、少なくとも1の出願又は登録に関し、掲げられた商品又はサービスの一部のみが移転によって影響を受けるときは、V印を付すること。この場合には、各出願又は登録に関し、すべての商品若しくはサービスが当該移転によって影響を受けるか又はこれらの一部のみが影響を受けるかを続葉に記載する

こと。商品又はサービスの一部のみが当該移転によって影響を受ける出願又は登録については、3.2に定める方法で記載すること。	
4 権利の移転の理由 4.1 ☐ 権利の移転は、契約による。 次のいずれかの文書がこの申請書と共に提出される。 4.1.1 ☐ 原本と同一の内容であることが認証された契約書の写し 4.1.2 ☐ 真正な抄本であることが認証された契約書の抄本 4.1.3 ☐ 譲渡証明書 4.1.4 ☐ 譲渡文書 4.2 ☐ 権利の移転は、合併による。 合併を証明する次のいずれかの文書の写し(原本と同一の内容であることが認証されたもの)がこの申請書と共に提出される。 4.2.1 ☐ 商業登記簿の抄本 4.2.2 ☐ 権限のある当局が発行したその他の文書 4.3 ☐ 権利の移転は、契約又は合併によらない。 4.3.1 ☐ 移転を証明する文書の写し(原本と同一の内容であることが認証されたもの)がこの申請書と共に提出される。	
5 名義人又は出願人 5.1 名義人又は出願人が自然人である場合には、 (a) 姓(注3) (b) 名(注3) 5.2 名義人又は出願人が法人である場合には、完全な公式の名称 5.3 住所(郵便番号及び国名を含む。) 電話番号 (地域番号から記載する。) フアクシミリ番号 (地域番号から記載する。) 5.4 ☐ 名義人又は出願人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての名義人又は出願人を統括に掲げ、かつ、各名義人又は出願人に関し、5.1又は5.2及び5.3に記載すべき事項を記載すること。	
5.5 ☐ 名義人又は出願人(名義人又は出願人が2以上ある場合には、いずれかの名義人又は出願人)が、氏名若しくは名称又は住所の変更の記録を申請することなく氏名若しくは名称又は住所を変更した場合には、V印を付し、かつ、権利を移転した者と当該名義人又は出願人とが同一の者である旨を証明する文書がこの申請書と共に提出すること。	
6 名義人又は出願人の代理人 6.1 氏名又は名称 6.2 住所(郵便番号及び国名を含む。) 電話番号 (地域番号から記載する。) フアクシミリ番号 (地域番号から記載する。) 6.3 委任状番号(注4)	
7 名義人又は出願人の送達のためのあて先	
8 新権利者 8.1 新権利者が自然人である場合には、 (a) 姓(注5) (b) 名(注5) 8.2 新権利者が法人である場合には、完全な公式の名称 8.3 住所(郵便番号及び国名を含む。) 電話番号 (地域番号から記載する。) フアクシミリ番号 (地域番号から記載する。) 8.4 国籍を有する国 住所を有する国 営業所を有する国(注6) 8.5 新権利者が法人である場合には、次の事項を記載すること。 法人の法的性質 その法令に基づいて法人が設立された国及び該当するときは当該国の地域であつてその法令に基づいて法人が設立されたもの	

8. 6 ☐ 新権利者が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての新権利者を統葉に掲げ、かつ、各新権利者に関し、8.1又は8.2、8.3、8.4及び8.5に記載すべき事項を記載すること。(注7)	12 料金 12.1 この申請に関して支払われる料金の通貨及び額 12.2 支払の方法
9 新権利者の代理人 9.1 ☐ 新権利者は、代理人によって代理されていない。 9.2 ☐ 新権利者は、代理人によって代理されている。 9.2.1 代理人の特定 9.2.1.1 氏名又は名称 9.2.1.2 住所(郵便番号及び国名を含む。) 電話番号 (地域番号から記載する。) ファクシミリ番号 (地域番号から記載する。) 9.2.2 ☐ 委任状は、既に官庁に提出されている。 委任状番号 (注8) 9.2.3 ☐ 委任状は、添付されている。 9.2.4 ☐ 委任状は、後日提出される。 9.2.5 ☐ 委任状は、不要である。	13 統葉及び添付書類 ☐ 統葉又は添付書類がこの申請書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、統葉の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。
10 新権利者の送達のためのあて先(注9)	注1 名義人若しくは出願人又は代理人がこの申請書に付した整理番号は、この欄に記載することができる。 注2 出願番号が付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願は、次のいずれかものを提出することによって特定することができる。(i)提出先官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号、(ii)願書の写し又は(iii)標章の複製であって、提出先官庁が願書を受理した日(出願人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び出願人若しくはその代理人が願書に付した識別のための番号を付記したもの 注3 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この申請に係る出願の願書において記載された姓及び名又はこの申請に係る登録に関し記録されている姓及び名とする。 注4 委任状に委任状番号が付されず若しくはまだ付されていない場合又は名義人若しくは出願人若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとする。 注5 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、新権利者の完全な姓及び名又は新権利者が通常使用している姓及び名のいずれかとする。 注6 「営業所」とは、現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所をいう。 注7 異なる住所を有する2以上の新権利者が統葉に掲げられ、かつ、代理人がない場合には、統葉に掲げられた住所のうち通信のためのあて先に下線を引かなければならない。 注8 委任状に委任状番号が付されず若しくはまだ付されていない場合又は新権利者若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとする。 注9 この申請書の提出先官庁を通じて標章の登録が行われる締約国の領域内に、新権利者(新権利者が2以上ある場合には、すべての新権利者)が住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない場合には、9に代理人が記載されている場合を除くほか、10の表題の下の欄に送達のためのあて先を記載しなければならない。
11 署名又は押印 11.1 署名し又は押印する自然人の氏名 11.2 次のいずれの者が署名し若しくは押印するか又は次のいずれの者を代表して署名し若しくは押印するかについて、該当する□内にV印を付すること。 11.2.1 ☐ 名義人又は出願人 11.2.2 ☐ 新権利者 11.2.3 ☐ 代理人 11.3 署名又は押印の日付 11.4 署名又は印影	

モデル國際様式第5
標章登録又は標章登録出願に関する
譲渡証明書

提出先官庁

官 庁 記 入 欄

1 証明
署名した譲渡人及び譲受人は、次に特定する登録又は出願に係る権利が契約によって譲渡されたことを証明する。

2 関係する登録又は出願
この証明書は、次の登録又は出願に係る譲渡に關係する。

- 2.1 登録番号
2.2 出願番号(注1)
2.3 ☐ 2.1又は2.2の欄が不足する場合には、V印を付し、かつ、記載すべき事項を統葉に記載すること。

3 譲渡によって影響を受けた商品又はサービス

- 3.1 ☐ 2に記載する出願又は登録に掲げるすべての商品又はサービスが譲渡によって影響を受けた場合には、V印を付すること。
3.2 ☐ 2に1の出願又は登録のみを記載する場合において、当該出願又は登録に掲げる商品又はサービスの一部のみが譲渡によって影響を受けたときは、V印を付し、かつ、譲渡によって影響を受けた商品又はサービスを記載すること。
3.3 ☐ 2に2以上の出願又は登録を記載する場合において、少なくとも1の出願又は登録に關し、掲げられた商品又はサービスの一部のみが譲渡によって影響を受けたときは、V印を付すること。この場合には、各出願又は登録に關し、すべての商品若しくはサービスが当該譲渡によって影響を受けたか又はこれらの一部のみが影響を受けたかを統葉に記載すること。商品又はサービスの一部のみが当該譲渡によって影響を受けた出願又は登録については、3.2に定める方法で記載すること。

4 譲渡人

- 4.1 譲渡人が自然人である場合には、
(a) 姓(注2)
(b) 名(注2)
4.2 譲渡人が法人である場合には、完全な公式の名称
住所(郵便番号及び国名を含む。)
4.3 電話番号
(地域番号から記載する。)

4.4 ☐ 譲渡人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての譲渡人を統葉に掲げ、かつ、各譲渡人に關し、4.1又は4.2及び4.3に記載すべき事項を記載すること。

5 譲受人

- 5.1 譲受人が自然人である場合には、
(a) 姓(注3)
(b) 名(注3)
5.2 譲受人が法人である場合には、完全な公式の名称
住所(郵便番号及び国名を含む。)
5.3 電話番号
(地域番号から記載する。)
5.4 ☐ 譲受人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての譲受人を統葉に掲げ、かつ、各譲受人に關し、5.1又は5.2及び5.3に記載すべき事項を記載すること。

6 署名又は押印

- 6.1 譲渡人の署名又は押印
6.1.1 署名し又は押印する自然人の氏名
6.1.2 署名又は押印の日付
6.1.3 署名又は印影
6.2 譲受人の署名又は押印
6.2.1 署名し又は押印する自然人の氏名
6.2.2 署名又は押印の日付
6.2.3 署名又は印影

7 統葉及び添付書類

- ☐ 統葉又は添付書類がこの証明書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、統葉の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。

注1 出願番号が付されていない場合又は譲渡人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願は、次のいずれかものを提出することによって特定することができる。(i)提出先官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号、(ii)願書の写し又は同標章の複製であって、提出先官庁が願書を受理した日(譲渡人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び譲渡人若しくはその代理人が願書に付した識別のための番号を付記したもの
注2 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この証明書に係る出願の願書において記載された姓及び名又はこの証明書に係る登録に關し記録されている姓及び名とする。
注3 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、譲受人の完全な姓及び名又は譲受人が通常使用している姓及び名のいずれかとする。

モデル国際様式第6

標準登録又は標準登録出願に関する
議 渡 文 章

提出先官庁

官 庁 記 入 欄

1 譲渡の宣言

署名した譲渡人は、次に特定する登録又は出願に係る権利を署名した譲受人に譲渡する。

2 関係する登録又は出願

この文章は、次の登録又は出願に係る譲渡に關係する。

2.1 登録番号

2.2 出願番号(注1)

2.3 ☐ 2.1又は2.2の欄が不足する場合には、V印を付し、かつ、記載すべき事項を統葉に記載すること。

3 譲渡によって影響を受ける商品又はサービス

3.1 ☐ 2に記載する出願又は登録に掲げるすべての商品又はサービスが譲渡によって影響を受ける場合には、V印を付すること。

3.2 ☐ 2に1の出願又は登録のみを記載する場合において、当該出願又は登録に掲げる商品又はサービスの一部のみが譲渡によって影響を受けるときは、V印を付し、かつ、譲渡によって影響を受ける商品又はサービスに記載すること。

3.3 ☐ 2に2以上の出願又は登録を記載する場合において、少なくとも1の出願又は登録に關し、掲げられた商品又はサービスの一部のみが譲渡によって影響を受けるときは、V印を付すること。この場合には、各出願又は登録に關し、すべての商品若しくはサービスが当該譲渡によって影響を受けるか又はこれらの一部のみが影響を受けるかを統葉に記載すること。商品又はサービスの一部のみが当該譲渡によって影響を受ける出願又は登録については、3.2に定める方法で記載すること。

4 譲渡人

4.1 譲渡人が自然人である場合には、

(a) 姓(注2)

(b) 名(注2)

4.2 譲渡人が法人である場合には、完全な公式の名称

4.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

フアクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

(地域番号から記載する。)

4.4 ☐ 譲渡人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての譲渡人を統葉に掲げ、かつ、各譲渡人に關し、4.1又は4.2及び4.3に記載すべき事項を記載すること。

5 譲受人

5.1 譲受人が自然人である場合には、

(a) 姓(注3)

(b) 名(注3)

5.2 譲受人が法人である場合には、完全な公式の名称

5.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

フアクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

(地域番号から記載する。)

5.4 ☐ 譲受人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての譲受人を統葉に掲げ、かつ、各譲受人に關し、5.1又は5.2及び5.3に記載すべき事項を記載すること。

6 追加的な記載(この様式に添付されている附属書類参照)

(権利の移転の記録を求めるに当たり、追加的な記載を提出するか否かを選択することができる。)

☐ 附属書類を用いる場合には、V印を付すること。

7 署名又は押印 7.1 譲渡人の署名又は押印 7.1.1 署名し又は押印する自然人の氏名 7.1.2 署名又は押印の日付 7.1.3 署名又は印影 7.2 譲受人の署名又は押印 7.2.1 署名し又は押印する自然人の氏名 7.2.2 署名又は押印の日付 7.2.3 署名又は印影	様式第6の附属書類 譲渡文書に関する追加的な記載(6関係) A のれん又は事業の譲渡 (a) ☐ 譲渡文書の2に記載する出願又は登録に掲げるすべての商品又はサービスに関し、関連するのれん又は事業と共に譲渡が行われる場合には、V印を付すること。 (b) ☐ 譲渡文書の2に1の出願又は登録のみを記載する場合において、当該出願又は登録に掲げる商品又はサービスの一部分に関し、関連するのれん又は事業と共に譲渡が行われるときは、V印を付し、かつ、当該のれん又は事業と共に行われる譲渡に係る商品又はサービスを記載すること。 (c) ☐ 譲渡文書の2に2以上の出願又は登録を記載する場合において、少なくとも1の出願又は登録に関し、関連するのれん又は事業と共に行われる譲渡が、掲げられた商品又はサービスの一部のみに係るときは、V印を付すること。この場合には、各出願又は登録に関し、当該のれん又は事業と共に行われる譲渡がすべての商品若しくはサービスに係るか又はこれらの一部のみに係るかを統葉に記載すること。当該のれん又は事業と共に行われる譲渡が商品又はサービスの一部分のみに係る出願又は登録については、(b)に定める方法で記載すること。 B 使用によって生ずる権利の譲渡 標章の使用によって生ずる権利は、次のものについて譲渡される。 (a) ☐ すべての登録又は出願 (b) ☐ 次の登録又は出願に限る。 C 訴える権利の譲渡 ☐ 譲受人は、過去の侵害について訴える権利を有する。 D 約因 (a) ☐ 譲渡は、金銭の受領を約因として効力を生ずる。 (b) ☐ 譲渡は、金銭の受領及びその他の面値ある約因を約因として効力を生ずる。 (c) ☐ 譲渡人は、ここに、(a)又は(b)の約因の受領を認める。 E 譲渡の効力発生の日 (a) ☐ 譲渡は、この譲渡文書に署名した日に効力を生ずる。 (b) ☐ 譲渡は、次に記載する日に効力を生ずる。-----
8 統葉、添付書類及び附属書類 ☐ 統葉又は添付書類がこの文書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、統葉の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。 ☐ 附属書類がこの文書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、附属書類のページ数及び当該附属書類に付した統葉の枚数を記載すること。	
注1 出願番号が付されていない場合又は譲渡人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願は、次のいずれかものを提出することによって特定することができる。(i)提出先官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号、(ii)願書の写し又は(iii)標章の複製であって、提出先官庁が願書を受理した日(譲渡人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び譲渡人若しくはその代理人が願書に付した識別のための番号を付記したもの 注2 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この文書に係る出願の願書において記載された姓及び名又はこの文書に係る登録に関し記録されている姓及び名とする。 注3 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、譲受人の完全な姓及び名又は譲受人が通常使用している姓及び名のいずれかとする。	

(外)(号) 附 記

モデル国際様式第7
商標登録又は商標登録出願における
誤りの訂正の申請書
提出先官庁

官 庁 記 入 欄

名義人又は出願人の整理番号(注1) _____
代理人の整理番号(注1) _____

1 訂正の申請
この申請書において特定する訂正を申請する。

2 関係する登録又は出願
この申請は、次の登録又は出願に係る。

2.1 登録番号

2.2 出願番号(注2)

2.3 ☐ 2.1又は2.2の欄が不足する場合には、V印を付し、かつ、記載すべき事項を続葉に記載すること。

3 名義人又は出願人

3.1 名義人又は出願人が自然人である場合には、

(a) 姓(注3)

(b) 名(注3)

3.2 名義人又は出願人が法人である場合には、完全な公式の名称

3.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

フラクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

3.4 ☐ 名義人又は出願人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての名義人又は出願人を続葉に掲げ、かつ、各名義人又は出願人に関し、3.1又は3.2及び3.3に記載すべき事項を記載すること。

4 代理人

4.1 氏名又は名称

4.2 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

フラクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

4.3 委任状番号(注4)

5 送達のための先

6 誤り及び訂正の表示

6.1 訂正前の記載内容

訂正後の記載内容

6.2 ☐ 上の欄が不足する場合には、V印を付すること。この場合には、訂正後の記載内容と共に訂正前の記載内容を続葉に記載すること。

7 署名又は押印

7.1 署名し又は押印する自然人の氏名

7.2 次のいずれの者が署名し若しくは押印するか又は次のいずれの者を代表して署名し若しくは押印するかについて、該当する□内にV印を付すること。

7.2.1 ☐ 名義人又は出願人

7.2.2 ☐ 代理人

7.3 署名又は押印の日付

7.4 署名又は印影

8 料金

8.1 この申請に関して支払われる料金の通貨及び額

8.2 支払の方法

9 続葉及び添付書類

☐ 続葉又は添付書類がこの申請書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、続葉の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。

注1 名義人若しくは出願人又は代理人がこの申請書に付した整理番号は、この欄に記載することができる。

注2 出願番号が付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願は、次のいずれかものを提出することによって特定することができる。(i)提出先官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号、(ii)願書の写し又は(iii)商標の複製であって、提出先官庁が願書を受理した日(出願人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び出願人若しくはその代理人が願書に付した識別のための番号を付記したもの

注3 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この申請に係る出願の願書において記載された姓及び名又はこの申請に係る登録に関し記録されている姓及び名とする。

注4 委任状に委任状番号が付されず若しくはまだ付されていない場合又は名義人若しくは出願人若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとすること。

モデル国際様式第 8	
登録の更新の申請書	
提出先官庁 _____	
官 庁 記 入 欄	
名 義 人 の 整 理 番 号(注 1) _____	
代 理 人 の 整 理 番 号(注 1) _____	
1 更新を求める旨の表示	
この申請書において特定する登録の更新を申請する。	
2 関係する登録	
2.1 登録番号	
2.2 登録をもたらした出願の出願日	
登録日	
3 名義人	
3.1 名義人が自然人である場合には、	
(a) 姓(注 2)	
(b) 名(注 2)	
3.2 名義人が法人である場合には、完全な公式の名称	
3.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)	
電話番号	フラクシミリ番号
(地域番号から記載する。)	(地域番号から記載する。)
3.4 ☐ 名義人が 2 以上ある場合には、V 印を付すること。この場合には、すべての名義人を統	
葉に掲げ、かつ、各名義人に関し、3.1 又は 3.2 及び 3.3 に記載すべき事項を記載すること。	
4 名義人の代理人	
4.1 氏名又は名称	
4.2 住所(郵便番号及び国名を含む。)	
電話番号	フラクシミリ番号
(地域番号から記載する。)	(地域番号から記載する。)
4.3 委任状番号(注 3)	
5 名義人の送達のためのあて先	
6 商品又はサービス(注 4)	
6.1 ☐ 登録に掲げるすべての商品又はサービスについて更新を申請する。	
6.2 ☐ 登録に掲げる商品又はサービスのうち次のものについてのみ更新を申請する。(注 5)	
6.3 ☐ 次の商品又はサービスを除くほか、登録に掲げるすべての商品又はサービスについて更	
新を申請する。(注 6)	
6.4 ☐ 上の欄が不足する場合には、V 印を付し、かつ、続葉を用いること。	

7 名義人又はその代理人以外の者であって、この申請書を提出するもの

重要事項 名義人又はその代理人以外の者は、関係締約国が認める場合に限り、更新の申請書を提出することができる。したがって、この7については、この申請書の提出先官庁を通じて標章の登録が行われる締約国が名義人又はその代理人以外の者による更新の申請書の提出を認めない場合には、記載することができない。

☐ この申請書が名義人又はその代理人以外の者によって提出される場合には、V印を付すること。

7.1 提出する者が自然人である場合には、

(a) 姓

(b) 名

7.2 提出する者が法人である場合には、完全な公式の名称

7.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

(地域番号から記載する。)

フアクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

8 署名又は押印

8.1 署名し又は押印する自然人の氏名

8.2 次のいずれの者が署名し若しくは押印するか又は次のいずれの者を代表して署名し若しくは押印するかについて、該当する□内にV印を付すること。

8.2.1 ☐ 名義人

8.2.2 ☐ 代理人

8.2.3 ☐ 名義人又はその代理人以外の者であって、この申請書を提出するもの

8.3 署名又は押印の日付

8.4 署名又は印影

9 料金

9.1 この申請に関して支払われる料金の通貨及び額

9.2 支払の方法

10 続葉

☐ 続葉がこの申請書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、続葉の枚数の合計を記載すること。

注1 名義人又は代理人がこの申請書に付した整理番号は、この欄に記載することができる。

注2 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この申請に係る登録に関し記録されている姓及び名とする。

注3 委任状に委任状番号が付されず若しくはまだ付されていない場合又は名義人若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとする。

注4 6.1、6.2又は6.3のいずれかにV印を付すること。

注5 更新を申請する商品又はサービスの一覧表については、登録において表示されている方法と同一の方法で記載しなければならない(ニース分類の類に従って類別し、関係する類の番号を類別された商品又はサービスの群の前に付し及び、商品又はサービスが2以上の類に属する場合には、同分類の類の番号の順序で表示する。)

注6 更新を申請しない商品又はサービスについては、ニース分類の2以上の類に属する場合には、同分類の類に従って類別し、関係する類の番号を類別された商品又はサービスの群の前に付し及び同分類の類の番号の順序で表示しなければならない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十一号の発送は都合により後日となるため、第二十五号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 ... 〇〇六円 (送料別)